

# 第3次長野県特別支援教育推進計画（案）【概要版】

○計画策定の趣旨：社会状況の変化や課題に対応する、本県の特別支援教育の目指すべき基本方向や分野別の取組の方向性を示す新たな計画を策定する。

○計画の位置づけ：「長野県教育振興基本計画」の特別支援教育の推進に係る個別計画

○計画期間：2023年度（令和5年度）から2027年度（令和9年度）までの5年間

## 基本目標

すべての子どもが持てる力を最大限に発揮し、共に学び合うインクルーシブな教育

### 現状と課題

- 発達障がい等の診断等のある児童生徒が増加。通常の学級も含めた全ての教員の特別支援教育に係る支援力向上が必要。
- 通級指導教室や特別支援学級で学ぶ児童生徒数は増加傾向。教育的ニーズに応じた専門性の高い教育の提供が必要。
- 管理職や特別支援教育コーディネーターを中心としたチームで支援できる体制づくりが必要。

- 全ての県立高校に発達障がいのある生徒が在籍。教員の特別支援教育に係る支援力向上や支援体制の充実が必要。
- 中学校特別支援学級卒業生の約7割が高校に進学。一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援が必要。
- 就労・福祉等の関係者との連携が徐々に進んだが、卒業後の切れ目ない支援のため一層の連携強化が必要。

- 県立特別支援学校の老朽化や狭隘化が顕著。今後は、障がいの多様化や、共生社会の実現等の視点も大切に施設整備が必要。
- 障がいの多様化等へ対応するため、外部専門家も活用しながら学校体制を構築し、専門性の高い教員の計画的な育成が必要。
- 高等部卒業生の進路は約7割が社会福祉施設等で、約3割が一般就労。卒業後の生活につながる学びや連携が必要。
- 小中高からの相談件数は増加。自立活動や医療的ケア等に係る助言や支援の充実が必要。

- 卒業後も支援が途切れないよう、在学中から関係機関のネットワーク構築が必要。
- 個に応じた学びの実現に向け、就学判断プロセスや特別な教育課程の編成について、関係者の共通理解が必要。
- 「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」が施行。「障がいの社会モデル」の考え方の浸透や、地域とのつながりを深める機会を増やすことが必要。

### 取組の方向性（主なもの）

- 多様性を包み込み、すべての児童生徒が安心して学べる通常の学級の実現**  
認知や発達の特性に応じた学びの充実、ICTやAT（アセシブ・テクノロジー）リソースの拠点の整備と支援
- 必要に応じて適切な支援が受けられる「連続性のある多様な学びの場」の整備**  
通級指導教室のニーズに応じた設置、通級指導教室と通常の学級の連携モデル研究
- 学校全体がチームで支援するための体制づくり**  
特別支援教育コーディネーター養成研修の充実、特別支援教育支援員が活躍する校内連携実践事例の紹介

- 特別支援教育に係る支援力の向上**  
高校巡回支援担当教員による支援の充実、高校と特別支援学校との人事交流の促進
- 多様な教育的ニーズに応じるための仕組みの整備**  
通級指導教室の効果的な運用、特別支援学校分教室との連携によるそれぞれの専門性を活かした教育
- 卒業後を見据えた進路先との連携や地域の多様な支援機関との連携強化**  
地域の相談機関等の効果的活用、特別支援学校の就労コーディネーターによる情報提供等

- 特別支援学校の教育環境の改善**  
長野県特別支援学校整備基本方針に基づく長期的な視点に立った改築等と応急的な視点に立った増築等の計画的な推進、共生共創に向けた整備、感染症対応、働き方改革の推進
- 多様な教育的ニーズに対応する専門性のさらなる強化**  
教育相談・行動支援・ICT活用等分野別リーダー教員の配置、ICTやAT（アセシブ・テクノロジー）リソースの拠点の整備と支援（再掲）、医療・福祉分野等の外部専門家活用
- 卒業後の多様な自立につながるキャリア教育・交流及び共同学習・生涯学習の充実**  
地域と連携したキャリア教育、個別の指導計画の効果的活用等による進路支援、副学籍制度の充実、スポーツ・文化芸術活動等の充実
- インクルーシブな教育を支えるセンター的機能の充実**  
小中高の学校解決力を高めるための特別支援学校におけるセンター的機能の充実、医療的ケア等の相談支援の充実

- 地域連携による支援の充実**  
関係機関協働による支援体制の強化、ライフステージの接続段階での支援情報の確実な移行
- 教育支援の機能強化に向けた支援**  
教育的ニーズに最も適した就学先の決定を支える取組の推進、柔軟な学びの場の見直しの促進
- 共生社会の実現に向けた理解啓発の促進**  
共生社会の実現に向けた理解促進、「信州型コミュニティスクール」の導入検討、生涯学習の充実

### 主な指標

○通常の学級に在籍している支援の必要な児童生徒の個別の指導計画作成率

小 現状 80.4% ⇒目標 100%  
中 現状 67.2% ⇒目標 100%

○通級指導教室利用率

小 現状 0.76% ⇒目標 2.8%  
中 現状 0.62% ⇒目標 1.5%

○発達障がい等があり支援が必要な生徒の個別の指導計画作成率

現状 41.5% ⇒目標67.2%

○外部支援機関のリスト（相談支援マップ）の作成

目標 ⇒全ての県立高校で作成

○中長期修繕・改修計画に位置付けた修繕改修の実施率

現状 9.2% ⇒目標 64.2%

○高等部卒業生の企業等就労率

現状 29.4% ⇒目標 32.4%

◇参考指標

発達障がい支援力アップ出前  
研修依頼件数・参加者数  
現状 55件 2344人

小・中学校

高等学校

特別支援学校

地域連携・教育支援

# 第3次長野県特別支援教育推進計画(案)

令和5年3月

長野県教育委員会

# 目 次

1章 基本的な考え方と目標	… 1
2章 推進の方向	
I 小・中学校における特別支援教育の充実	
1 多様性を包み込み、すべての児童生徒が安心して学べる通常の学級の実現	… 4
(1) 多様な児童生徒が学ぶ通常の学級における支援の充実	
(2) 特別な教育的支援が必要な児童生徒等に対する支援の充実	
2 必要に応じて適切な支援が受けられる「連続性のある多様な学びの場」の整備	… 5
(1) 通級による指導の充実	
(2) 特別支援学級の指導の充実	
(3) 交流及び共同学習の推進	
(4) 入院児童生徒等への教育保障体制の充実	
3 学校全体がチームで支援するための体制づくり	… 7
(1) 校内教育支援委員会の機能向上	
(2) 特別支援教育支援員の効果的な活用支援	
(3) 地域における学校と関係機関との連携促進	
II 高等学校における特別支援教育の充実	
1 特別支援教育に係る支援力の向上	… 9
(1) すべての教員の特別支援教育に係る理解と支援力の向上	
(2) 支援を必要とする生徒への合理的配慮の提供をはじめとする支援の充実	
(3) 関係者連携による特別支援教育に関する「学校解決力」の向上	
2 多様な教育的ニーズに応じるための仕組みの整備	…11
(1) 特別な支援を必要とする生徒の中学校からの支援情報の確実な引継ぎと支援の継続	
(2) 通級による指導の充実	
(3) 特別支援学校分教室との連携強化	
3 卒業後を見据えた進路先との連携や地域の多様な支援機関との連携強化	…12
(1) 地域の関係機関等と連携した相談支援の推進	
(2) 卒業後の自立に向けた関係機関との連携	

### Ⅲ 特別支援学校における教育の充実

- |  |     |
|--|-----|
| <b>1 特別支援学校の教育環境の改善</b>                        | …13 |
| (1) 「長野県特別支援学校整備基本方針」等に基づく長期的な視点に立った改築等        |     |
| (2) 「中長期修繕・改修計画」等に基づく応急的な視点に立った修繕・改修           |     |
| (3) 地域と共生する学校を実現するための整備                        |     |
| (4) 新たな感染症への対応                                 |     |
| (5) 質の高い授業を実現するための学校における働き方改革の推進               |     |
| <b>2 多様な教育的ニーズに対応する専門性のさらなる強化</b>              | …15 |
| (1) 学びを支える専門性の向上                               |     |
| (2) 外部人材の配置・活用                                 |     |
| <b>3 卒業後の多様な自立につながるキャリア教育・交流及び共同学習・生涯学習の充実</b> | …18 |
| (1) 地域と連携したキャリア教育の充実                           |     |
| (2) 生徒が希望する進路を実現できる支援の充実                       |     |
| (3) 交流及び共同学習の推進                                |     |
| (4) 生涯にわたる学びや社会とのつながりをつくる学習活動の充実               |     |
| <b>4 インクルーシブな教育を支えるセンター的機能の充実</b>              | …20 |
| (1) 小・中・高等学校の「学校解決力」を高めるためのセンター的機能の充実          |     |
| (2) 特に専門性が求められる領域への相談支援等の充実                    |     |

### Ⅳ 共生社会づくりに向けた地域における連携や教育支援の充実

- |   |     |
|---|-----|
| <b>1 地域連携による支援の充実</b>                     | …22 |
| (1) 医療・保健・福祉・労働・教育等の関係機関の協働による支援体制の強化     |     |
| (2) ライフステージ間の接続に当たっての確実な支援情報の移行           |     |
| <b>2 教育支援の機能強化に向けた支援</b>                  | …23 |
| (1) 教育的ニーズに最も適した就学先の決定を支える取組の促進           |     |
| (2) 柔軟な学びの場の見直しの促進                        |     |
| <b>3 共生社会の実現に向けた理解啓発の促進</b>               | …24 |
| (1) 共生社会の実現に向けた理解啓発活動の充実                  |     |
| (2) 地域とのつながりの中で障がいのあるなしにかかわらず、「共に育つ」機会の拡充 |     |
| (3) 生涯にわたる学びや社会とのつながりをつくる学習活動の充実          |     |

### 資料

# 第1章 基本的な考え方と目標

## 計画の位置づけ

1 この計画は、第4次長野県教育振興基本計画の個別計画で、本県の特別支援教育の推進に関して、およそ10年後を見据え、今後5年間の目指すべき基本方向や分野別の取組の方向性を示すものです。  
(計画期間：2023年度～2027年度)

次期長野県教育振興基本計画では、目指す姿を「個人と社会のウェルビーイングの実現～一人ひとりの「好き」や「楽しい」、「なぜ」をとことん追求できる「探究県」長野の学び～」の実現としておりますが、このうち特別支援教育に関しては、主に以下の「施策の柱」の中で、取組を推進していくこととしております。

【第4次長野県教育振興基本計画】(特別支援教育関係)

**施策の柱2** 一人の子どもも取り残されない「多様性を包み込む」学びの環境をつくる

- 2 長野県総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン」をはじめ、「長野県障がい者プラン」、「長野県子ども・若者支援総合計画」等との整合性を図り、関係部局等とも連携しながら取り組みます。
- 3 社会情勢の変化や、国の動向等を踏まえ、必要に応じて計画を見直します。

## 第3次長野県特別支援教育推進計画と関連する計画等

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	
長野県		長野県中期総合計画				長野県総合5か年計画				しあわせ信州創造プラン2.0							しあわせ信州創造プラン3.0						
県教育委員会		長野県教育振興基本計画				第2次長野県教育振興基本計画				第3次長野県教育振興基本計画							第4次長野県教育振興基本計画						
						長野県特別支援教育推進計画				第2次長野県特別支援教育推進計画							第3次長野県特別支援教育推進計画						
県の関係する計画		長野県障害者プラン後期計画				長野県障害者プラン2012				長野県障がい者プラン2018													
						長野県次世代サポートプラン				長野県子ども・若者支援総合計画							長野県子ども・若者支援総合計画						
特別支援教育に係る国の動向等		◆学校教育法の一部改正				◆障害者基本法改正				◆共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)中央教育審議会							◆「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(答申)中央教育審議会						
										◆障害者差別解消法公布(H28.4施行)							◆GIGAスクール構想						
																◆障害者活躍推進プラン							
																◆障害者差別解消法改正							
																◆バリアフリー法改正							
																◆医療的ケア児支援法施行							
特別支援学校学習指導要領												◆幼稚園・小学部・中学部改訂											
												◆幼稚園全面実施											
													◆小学部全面実施										
														◆中学部全面実施									
												◆高等部改訂											
																		◆高等部年次進いで実施					

## 基本的な方向と目標

我が国では、平成26年1月に国連の「障害者の権利に関する条約」が批准され、また、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、「共生社会」の実現に向けて大きく動き出しています。

また、本県においては、令和4年4月に「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」が施行され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、行政機関や事業所等での合理的配慮の提供など、長野県全体で共生社会の実現に向けた取組を進めていくこととしています。

こういったなか、本県の特別支援教育の分野においては、平成31年3月に策定した「第2次長野県特別支援教育推進計画」において、目指す基本方向を「すべての子どもが持てる力を最大限に発揮し、共に学び合うインクルーシブな教育」とし、障がいのある子が自立と社会参加に向け、できる限り身近な地域で同世代の友と共に学ぶ中で持てる力を最大限伸ばすことができることと、障がいのない子も含めたすべての子が、仲間と出会い関わる中で多様性を認め合い、「多様な他者とつながる力」、「多様な価値観の中で問題を解決していく力」を育むことを目指して、取り組んでまいりました。

今、子どもたちを取り巻く社会情勢は急速に変化し、先を見通すことが困難な時代となっており、特別支援教育を必要とする児童生徒や不登校児童生徒の増加、新型コロナウイルス感染症の拡大やデジタル技術の急速な進展など、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化し、抱える困難はますます多様化・複雑化しています。このような状況にあっても、児童生 1人ひとりが自分のよさや可能性を認識し、多様な人々と協働しながら主体的に活動し、豊かな人生を切り開いていけるよう、特別支援教育に関する学びの充実とそれを支える学習環境の整備が一層必要となっております。

また、特別支援教育の充実にあたっては、一人ひとりの教育的ニーズに応じた「個別最適な学び」と、多様な他者と互いに認め合う「協働的な学び」の充実を図る必要があります。これまで以上に、多くの関係者と連携・協働し、学校が多様で高度な専門性を発揮し、支援力を高めていくことが求められております。さらには、地域の人々とより深くつながり、卒業後の生活を見据えた教育活動を充実させ、同時に、地域全体が一人ひとりの人格や権利を尊重して、多様性を包み込む社会に変容していくための行動が大切であると考えます。

これまで推進してきた取組の上に、このような視点を加え、目指す基本目標を、第2次推進計画に引き続き「すべての子どもが持てる力を最大限に発揮し、共に学び合うインクルーシブな教育」とします。

そして、この取組を追求することで、誰一人取り残されることのない、すべての子どもたちの、そして社会の「ウェルビーイング」※1につながる教育を目指します。

---

※1 個人が身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含み、また個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。

## 第3次長野県特別支援教育推進計画 概要

基本目標：すべての子どもが持てる力を最大限に発揮し、共に学び合うインクルーシブな教育

I 特別支援教育における 小・中学校における 特別支援教育の充実	1 多様性を包み込み、すべての児童生徒が安心して学べる通常の学級の実現	(1)多様な児童生徒が学ぶ通常の学級における支援の充実 (2)特別な教育的支援が必要な児童生徒等に対する支援の充実
	2 必要に応じて適切な支援が受けられる「連続性のある多様な学びの場」の整備	(1)通級による指導の充実 (2)特別支援学級の指導の充実 (3)交流及び共同学習の推進 (4)入院児童生徒等への教育保障体制の充実
	3 学校全体がチームで支援するための体制づくり	(1)校内教育支援委員会の機能向上 (2)特別支援教育支援員の効果的な活用支援 (3)地域における学校と関係機関との連携促進
II 特別支援教育における 高等学校における 特別支援教育の充実	1 特別支援教育に係る支援力の向上	(1)すべての教員の特別支援教育に係る理解と支援力の向上 (2)支援を必要とする生徒への合理的配慮の提供をはじめとする支援の充実 (3)関係者連携による特別支援教育に関する「学校解決力」の向上
	2 多様な教育的ニーズに応じるための仕組みの整備	(1)特別な支援を必要とする生徒の中学校からの支援情報の確実な引継ぎと支援の継続 (2)通級による指導の充実 (3)特別支援学校分教室との連携強化
	3 卒業後を見据えた進路先との連携や地域の多様な支援機関との連携強化	(1)地域の関係機関等と連携した相談支援の推進 (2)卒業後の自立に向けた関係機関との連携
III 特別支援学校における 教育の充実	1 特別支援学校の教育環境の改善	(1)「長野県特別支援学校整備基本方針」等に基づく長期的な視点に立った改築等 (2)「中長期修繕・改修計画」等に基づく応急的な視点に立った修繕・改修 (3)地域と共生する学校を実現するための整備 (4)新たな感染症への対応 (5)質の高い授業を実現するための学校における働き方改革の推進
	2 多様な教育的ニーズに対応する専門性のさらなる強化	(1)学びを支える専門性の向上 (2)外部人材の配置・活用
	3 卒業後の多様な自立につながるキャリア教育・交流及び共同学習・生涯学習の充実	(1)地域と連携したキャリア教育の充実 (2)生徒が希望する進路を実現できる支援の充実 (3)交流及び共同学習の推進 (4)生涯にわたる学びや社会とのつながりをつくる学習活動の充実
	4 インクルーシブな教育を支えるセンター的機能の充実	(1)小・中・高等学校の「学校解決力」を高めるためのセンター的機能の充実 (2)特に専門性が求められる領域への相談支援等の充実
IV 共生社会づくりに向けた地域 における連携や教育支援の充実	1 地域連携による支援の充実	(1)医療・保健・福祉・労働・教育等の関係機関の協働による支援体制の強化 (2)ライフステージ間の接続に当たっての確実な支援情報の移行
	2 教育支援の機能強化に向けた支援	(1)教育的ニーズに最も適した就学先の決定を支える取組の促進 (2)柔軟な学びの場の見直しの促進
	3 共生社会の実現に向けた理解啓発の促進	(1)共生社会の実現に向けた理解啓発活動の充実 (2)地域とのつながりの中で障がいのあるなしにかかわらず、「共に育つ」機会の拡充 (3)生涯にわたる学びや社会とのつながりをつくる学習活動の充実

## 第2章 推進の方向

### I 小・中学校における特別支援教育の充実

#### 1 多様性を包み込み、すべての児童生徒が安心して学べる通常の学級の実現

##### 目指す姿

すべての学級において、すべての児童生徒が必要な時に必要な支援が受けられ、互いに認め合い、持てる力を最大限発揮している。

##### 現状と課題

(数字) 取組の方向性との関連

- 発達障がいのある児童生徒が増加しており、通常の学級の担任を含めたすべての教員に、特別支援教育に係る支援力(障がい特性等に関する理解、授業のユニバーサルデザインや合理的配慮の提供を前提とする多様性を認め合える学級経営・授業づくり)が必要。(1)(2)  
(資料 I-1 参照)
- 通常の学級において十分なアセスメントが行われず、適切な支援を受けられない児童生徒がいるため、適切なアセスメントによる早期発見・早期支援ができる仕組みづくりが必要。(1)(2)

##### 取組の方向性

#### (1) 多様な児童生徒が学ぶ通常の学級における支援の充実

- 認知や発達に特性があり、学びづらさを抱える児童生徒の学びを充実するため、通常の学級担任が児童生徒一人ひとりの特性を簡便に把握できるアセスメント方法と、その結果を活用して個々の特性に応じた支援を行う仕組みに関する研究を行い、研究成果の普及・活用を促進します。【学びの改革支援課、特別支援教育課】
- 通級による指導で身につけた力を通常の学級で活かすことができるようにするため、通級指導教室と通常の学級との連携に係るモデル研究を実施し、効果的な連携方法等を関係する教員で共有し、支援時に活用します。【特別支援教育課】
- 多様な児童生徒一人ひとりが大切にされ互いに認め合える学級づくりや、すべての児童生徒が「わかる」、「できる」授業とするための共通基盤である「信州型ユニバーサルデザイン」※1による授業実践や、合理的配慮の必要性に関する理解を進めるため、各種研修会等で取り扱うとともに、教育事務所指導主事の学校訪問時等に指導します。【学びの改革支援課、特別支援教育課】
- 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援が十分に行われるようにするため、特別支援学校の自立活動担当教員等による巡回支援や各種研修会等を通して、「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」の作成を推進するための校内体制の構築支援や、作成手順・活用方法等に関する支援を充実させます。【特別支援教育課】

※1 すべての子どもが自分らしく学ぶことのできる授業づくり、学級づくりを行う上で基盤となる内容（「主体的・対話的で深い学びの実現」など計8項目）を長野県の教員が中心に創り上げていくもの。



## (2) 特別な教育的支援が必要な児童生徒等に対する支援の充実

- ・ 小・中学校における視覚障がい・聴覚障がい・知的障がい・肢体不自由・病弱のある児童生徒、医療的ケア児、行動面に困難さのある児童生徒等への支援の充実のため、特別支援学校のセンター的機能を活用した相談支援を強化します。【特別支援教育課】
- ・ 一人ひとりの障がいや認知の特性に応じた個別最適な学びを早期から効果的に実現するため、ICTやAT（アシスティブ・テクノロジー）に関するリソースを幅広く整備し、相談支援・アセスメント・活用支援・効果検証、及び人材育成等を行う体制づくり※1を推進します。【特別支援教育課】
- ・ 教職員の発達障がいへの理解促進と支援力向上のため、教育・医療・福祉等関係機関との連携・協力による発達障がい等のある児童生徒への支援に関する研修を実施します。また、LDのある子どもへの支援例が掲載されたリーフレット（「長野県発達障がい者支援対策協議会」監修）や動画等を研修会等で周知することなどで、見過ごされやすいLDのある子どもに対する支援をきめ細かく行います。【特別支援教育課、次世代サポート課】

### 【成果指標】

通常の学級に在籍している発達障がい等があり支援の必要な児童生徒の個別の指導計画作成率

小学校 80.4%（R4） → 100%（R9）

中学校 67.2%（R4） → 100%（R9）

## 2 必要に応じて適切な支援が受けられる「連続性のある多様な学びの場」の整備

### 目指す姿

連続性のある多様な学びの場が整備されるなかで、一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育課程が編成され、専門性の高い支援が受けられている。

### 現状と課題

（数字）取組の方向性との関連

- ・ これまで通級指導教室を計画的に整備してきたが、依然として全国と比べ利用率は低く、一方で、特別支援学級の在籍率は高く、学年を追うごとに在籍率が高くなる傾向にある。このため、個々の教育的ニーズに応じた最適な支援を行う上で、通級指導教室などに関する環境整備を引き続き行うとともに、児童生徒一人ひとりにとって、適切な学びの場が実現するよう関係者が連携して教育支援を進めていくことが必要。(1)(2)（資料I-2、4、7参照）
- ・ 特別支援学級や通級指導教室で学ぶ児童生徒数は増加傾向にあり、個々の教育的ニーズに応じた専門性の高い教育を提供する必要性が高まっており、研修の充実や外部専門家の活用等による教員の支援力向上が必要。(1)(2)（資料I-2、4参照）
- ・ 特別支援学級では、「自立活動」及び通常の学級との「交流及び共同学習」の適切かつ効果的な実施や、個々の教育的ニーズに応じた学びの場の見直しなどきめ細かな支援が求められており、特別支援学級担任の自立活動をはじめとする支援力向上が必要。(2)

※1 特別支援教育を必要とする児童生徒の生活上・学習上の課題を解決する上で効果が期待されるICT（例：視線入力装置）やAT（例：上腕支持装置）については、支援機器や支援方法が多様で、また、効果が期待される機器は高額である中、早期からの効果的な支援に課題があった。このため、特別支援学校のICT活用推進ブロックリーダーを中心に、ICT・ATを活用した相談支援・アセスメント・活用支援・研究等を実施。

- ・ 共生社会の実現のため、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り共に教育を受けられる環境の整備や「交流及び共同学習」等の充実が必要。(3) (資料IV-3、4参照)
- ・ 長期にわたる入院や自宅療養が必要な児童生徒に対し、「長期入院児童生徒訪問支援事業」を活用し学習支援を行っているが、さらなる事業の周知や支援の充実が必要。(4)

## 取組の方向性

### (1) 通級による指導の充実

- ・ 通級による指導を必要とするすべての児童生徒が、通級指導教室を利用できるように、通級指導教室とサテライト教室※1をニーズに応じて適切に設置します。【特別支援教育課、義務教育課】
- ・ 通級指導教室の充実を図るため、市町村や地域ごとに開催される「通級指導教室連絡会議」や通級指導教室の設置市町村教育委員会・設置校による「通級指導教室関係者会」において、関係者連携による効果的な通級指導教室の運営方法の検討等が行われるよう支援します。【特別支援教育課、義務教育課】
- ・ 個々の障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服する「自立活動」※2に関わる通級指導教室担当教員の指導力向上のため、通級指導教室担当教員の養成研修やスキルアップ研修等を通じて支援します。【特別支援教育課】
- ・ 児童生徒が個々の教育的ニーズに応じた最適な支援が受けられ、必要に応じて学びの場の見直しができるように、特別支援学級と通級指導教室のニーズに応じた設置や効果的な運用等に関わる研究を市町村教育委員会等の関係者とともに行います。【特別支援教育課・義務教育課】
- ・ 通級による指導で身につけた力を通常の学級で活かすことができるようにするため、通級指導教室と通常の学級との連携に関わるモデル研究を実施し、効果的な連携方法等を関係する教職員で共有し、支援時に活用します。【特別支援教育課】〈再掲〉

### (2) 特別支援学級の指導の充実

- ・ 特別支援学級を担任する教員の専門性向上のため、特別支援学級新任担当者向けの学級運営等に関わる研修や教育事務所の指導主事の学校訪問等により、指導の充実を図ります。【特別支援教育課、学びの改革支援課】
- ・ 特別支援学級を担任する教員が発達的な視点で児童生徒の実態を捉えることや、児童生徒の実態に応じた教科指導や教科等合わせた指導(生活単元学習等)の実践力を高めることに加え、「自立活動」の指導を充実することができるよう、特別支援学校の教員等が特別支援学級担任に対して巡回相談を行う際に、「特別支援教育学習指導要領サポートブック(H31長野県教育委員会)」等を効果的に活用しながら支援を行います。【特別支援教育課】

### (3) 交流及び共同学習の推進

- ・ 特別支援学級に在籍する児童生徒の通常の学級における「交流及び共同学習」が適切かつ効果的に行われるように、特別支援学級新任担当者研修会をはじめ各種研修会等を通じて、特別支援学級の運営、通常の学級における合理的配慮の提供、及び特別支援教育支援員の役割等に関する理解を深めるとともに、好事例を発信します。【特別支援教育課】

※1 通級による指導において、児童生徒が設置校に通うのではなく、担当教員が在籍校に行き指導する巡回指導の形態。学校の児童生徒だけでなく、近隣の学校からも児童生徒が通ってきて指導を受ける。

※2 特別支援学校学習指導要領に示されている領域の一つで、障がいによる困難を主体的に改善・克服するために、必要な知識、技能等を養う領域。

- ・小・中学校と特別支援学校の児童生徒の双方にとって有意義な「交流及び共同学習」がより多くの学校で行われ、また内容が充実したものとなるよう、副学籍コーディネーター等により「副次的な学籍（副学籍）制度」※1の一層の周知と、活動内容に関する好事例等について「市町村教育支援関係者会議」などで周知します。【特別支援教育課】
- ・障がいのあるなしにかかわらず、登山やスキー教室等自然を活用した学習を推進するため、信州ユニバーサルツーリズム※2の体験機会の提供を推進します。【観光誘客課、特別支援教育課】

#### (4) 入院児童生徒等への教育保障体制の充実

- ・入院時の学習支援や復学に向けた相談支援の充実に向け、病院や自宅に教員が訪問して学習支援を行う事業の周知・活用を促進するとともに、小・中学校の院内学級や病弱特別支援学校との連携による研修や情報交換を行います。【義務教育課、特別支援教育課】

#### 【成果指標】

通級指導教室を利用している児童生徒の割合

小学校 0.76% (R3) → 2.8% (R9)

中学校 0.62% (R3) → 1.5% (R9)

### 3 学校全体がチームで支援するための体制づくり

#### 目指す姿

特別支援教育が必要な小・中学校で学ぶ児童生徒に対して、医療・保健・福祉・労働などの関係機関とのネットワークが構築され、必要に応じて外部専門家の助言を受けながら、学校長や特別支援教育コーディネーターを中心に、学校全体でチームによる支援が実現している。

#### 現状と課題

(数字) 取組の方向性との関連

- ・校内教育支援委員会において、個々の教育的ニーズに応じた支援のあり方や適切な学びの場の見直し等が検討される体制が徐々に整ってきたが、支援が必要な児童生徒数が増加したり支援内容が多様化したりするなか、細やかな支援を行うためには、学校長のリーダーシップのもと学校全体がチームで支援していく体制を一層推進していくことが必要。(1)
- ・特別支援教育コーディネーターは担任等と兼務している場合が多く、校内支援委員会の運営や関係機関との調整等で多忙なため、効率的に職務を進めるための検討が必要。(1)
- ・多様な児童生徒の学びをきめ細かく支援する上で、市町村ごとに配置が進んでいる特別支援教育支援員を効果的に校内体制に位置づけ、活かすことが必要。(2) (資料I-3参照)
- ・小・中学校で学ぶ発達障がいの診断等のある児童生徒や医療的ケア児等が増加しており、地域の教育・保育・医療・福祉等の関係機関が密に連携した支援体制の構築が必要。(3)

※1 特別支援学校に在籍する児童生徒の副次的な学籍を居住する地域の小・中学校に置くことにより、双方の児童生徒が同じ地域の仲間としての意識を高め合い、「交流および共同学習」を継続的に進める仕組み。

※2 自然豊かな長野県のフィールド(山岳高原観光地)を、年齢や障がいの有無等に関わらず、だれでも安心して楽しめるよう産学官が連携して受入環境の充実等に取り組むもの。

## 取組の方向性

### (1) 校内教育支援委員会の機能向上

- すべての教員が、児童生徒一人ひとりの適切な学びの場を検討する手順や、特別な教育課程編成のあり方等に関する理解を深めることができるよう、『適切な学びの場』ガイドライン（R2 長野県教育委員会作成）の活用等に関する研修や特別支援学校のセンター的機能による支援を推進します。

#### 【特別支援教育課】

- 校長のリーダーシップのもと校内支援体制の整備を進めるため、管理職向けの特別支援教育の推進に関わる研修を実施します。【義務教育課、特別支援教育課】
- 各校で特別支援教育の中核を担う特別支援教育コーディネーターの専門性向上のため、「特別支援教育コーディネーター育成指標」を作成するとともに、経験年数やニーズに応じた段階的な研修である「特別支援教育コーディネーター養成研修（初級編）（中級編）」を実施します。【特別支援教育課】
- 特別支援教育コーディネーターの負担軽減に向け、複数指名による業務分担等の実践例を研修会で周知するとともに、特別支援教育コーディネーターの業務の効率化や、外部専門家が支援する仕組み等について検討します。また、特別支援学校のセンター的機能により、特別支援教育コーディネーターの取組をサポートします。【特別支援教育課】

### (2) 特別支援教育支援員の効果的な活用支援

- 通常の学級等における特別支援教育の充実にとって重要な役割を担う特別支援教育支援員を校内体制に位置づけ、学級担任等と連携した支援を促進するため、「特別支援教育支援員が活きる校内連携のしおり」（同支援員を効果的に活かす校内の連携体制づくりや市町村の実践事例の紹介等）を作成し、市町村教育委員会や管理職、特別支援教育コーディネーター向け研修等で活用します。

#### 【特別支援教育課】

### (3) 地域における学校と関係機関との連携促進

- 特別支援教育コーディネーター地区代表者や郡市校長会代表者等が参集する「特別支援教育地区代表者会」や「長野県自立支援協議会」等において、特別支援教育に係る地域連携事例の共有、及び課題解決に向けた協議を行うことを通して、保育・医療・保健・福祉など地域の関係者との連携を強化します。【特別支援教育課、障がい者支援課】
- 小・中学校に在籍する医療的ケア児の支援の充実に向け、「長野県医療的ケア児等支援センター」、及び圏域医療的ケア児等コーディネーターと特別支援学校との連携による相談支援を実施します。また、特別支援学校の看護師等を対象とした研修の機会を小・中学校の看護師にも提供します。【障がい者支援課、特別支援教育課】
- 発達障がいのある児童生徒の状況を医療関係者に的確に伝える情報提供票の効果的な活用や、診断結果を踏まえた学校での支援を充実するための仕組みについて研究し、発達障がいのある児童生徒の情報等を保護者等同意のもと、学校と医療機関とで効率的に共有できるようにして支援の充実を図ります。【次世代サポート課、特別支援教育課】

#### ◇取組成果を分析する際の参考指標

「特別支援教育コーディネーター養成研修（初級編）（中級編）」参加者数（今後実施予定）

特別支援学校の看護師等を対象とした研修に参加した小・中学校の看護師等の数（R4 17人）

## Ⅱ 高等学校における特別支援教育の充実

### 1 特別支援教育に係る支援力の向上

#### 目指す姿

高等学校の教員が、外部専門家等を活用しながら、授業のユニバーサルデザインや合理的配慮に関する基本的な知識、障がいのある生徒も含めた多様な生徒を包み込む支援方法等を身につけ、すべての生徒が将来の目標に応じた適切な支援を受けられている。

#### 現状と課題

(数字) 取組の方向性との関連

- ・ すべての県立高等学校に発達障がいの診断等がある生徒が在籍しており、すべての教員に特別支援教育に係る支援力向上が必要。(1)(2) (資料Ⅱ-1 参照)
- ・ 特別支援教育コーディネーターを中心に、校内体制を整え支援していくことが求められているが特別支援教育に係る専門的な知識や支援体制が十分とはいえない。(3)
- ・ 「高等学校特別支援教育地区別協議会」を10圏域で実施するとともに、特別支援教育コーディネーターを主な対象とした自主的な研修会で情報交換等を行うことにより、特別支援教育に係る専門性の向上を図っている。今後、研修の対象者や内容を広げたり全県で連携した取組を検討したりするなど活動内容の充実が必要。(3)

#### 取組の方向性

##### (1) すべての教員の特別支援教育に係る理解と支援力の向上

- ・ 高等学校における特別支援教育に係るニーズや支援の実態、課題について把握し、その結果を踏まえた支援力向上に関する方策を検討します。【特別支援教育課、高校教育課】
- ・ 特別支援教育に係る基礎的な知識や支援方法等について教員が幅広く学ぶため、管理職研修・初任者研修・校内研修等において、特別支援学校のセンター的機能や外部専門家等も活用した実践的・体験的な研修を行います。【特別支援教育課、高校教育課】

##### (2) 支援を必要とする生徒への合理的配慮の提供をはじめとする支援の充実

- ・ 特別な教育的支援が必要な生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな支援や合理的配慮の提供が行われるために必要な「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」の策定が進むように、さまざまな研修機会で作成手順や活用方法等について取り扱うとともに、高校を巡回する特別支援学校の自立活動担当教員(高校巡回支援担当教員)等による支援を充実させます。【特別支援教育課】
- ・ 一人ひとりの障がいや認知の特性に応じた個別最適な学びを効果的に実現するため、ICTやATに関するリソースを幅広く整備し、相談支援・アセスメント・活用支援・効果検証、及び人材育成等を行う体制づくりを推進します。【特別支援教育課】

- ・ 高等学校入学者選抜における合理的配慮の提供については、高校入試における合理的配慮の申請例が掲載されたリーフレット（「長野県発達障がい者支援対策協議会」監修）なども有効活用し、中学校と連携しながら個別の実態を踏まえて支援します。【高校教育課、特別支援教育課、次世代サポート課】
- ・ 視覚障がい・聴覚障がい・肢体不自由等のある生徒を支援するため、特別支援学校のセンター的機能による支援を充実します。【特別支援教育課】
- ・ 聴覚障がいのある生徒の授業における情報保障のため、遠隔パソコン文字通訳システムを導入して支援します。【高校教育課、特別支援教育課】

### (3) 関係者連携による特別支援教育に関する「学校解決力」の向上

- ・ 全県の高等学校の特別支援教育コーディネーターが参加する「高等学校特別支援教育コーディネーター連携協議会」に福祉・労働等の関係者が参画することなどを通じて、地域の支援者との連携・協働を深めることにより、特別支援教育に係る実践力の向上を図ります。【特別支援教育課、高校教育課】
- ・ 特別支援学校の教育相談担当教員や発達障がいサポート・マネージャー※1等が「高等学校地区別特別支援教育協議会」に参画し、各校における取組の情報交換や具体的な事案への助言等を行い、各校の支援力向上を図ります。【特別支援教育課】
- ・ 「高等学校校長会特別支援教育専門委員会」等と連携して、高等学校における現状と課題を踏まえ、各校の授業のユニバーサルデザイン化など全県で連携した取組を検討・推進します。【特別支援教育課、高校教育課】
- ・ 「高校における特別支援教育のあり方検討ワーキングチーム」を設置して、高等学校における特別支援教育に係る現状と課題を整理の上、高等学校における特別支援教育推進のための方策について検討し取組を推進します。【特別支援教育課、高校教育課、学びの改革支援課、心の支援課】
- ・ 特別支援学校の教育相談担当教員や高校巡回支援担当教員が、高等学校で効果的に教育相談を行えるよう担当教員間で情報共有等を行い、高等学校の現状やニーズに応じた支援を行います。【特別支援教育課】
- ・ 高等学校の特別支援教育に関する専門性を有する中核的な教員を育成するため、高等学校と特別支援学校との人事交流を計画的に行います。【高校教育課、特別支援教育課】
- ・ 高等学校の再編・整備計画を進める中で、施設のバリアフリー化や特別支援教育の視点も取り入れた学校づくりについて、関係者とともに検討し具現化します。【高校教育課、特別支援教育課】
- ・ 医療的ケアを必要とする生徒の受入れに関する教育条件の整備について、医療的ケア児等支援センター等と連携し研究します。【特別支援教育課、高校教育課、障がい者支援課】

#### 【成果指標】

県立高等学校で発達障がい等があり支援の必要な生徒の個別の指導計画作成率

41.5%（R4） → 67.2%（R9）

#### ◇取組成果を分析する際の参考指標

県立高等学校における発達障がい支援力アップ出前研修（特別支援教育に係る研修）の実施率

※1 発達障がいのある人への支援に携わっている人に対し、相談に応じ、助言等を行う発達障がいの専門家。平成27年度より、県内10の圏域にそれぞれ1名ずつ配置されている。

## 2 多様な教育的ニーズに応じるための仕組みの整備

### 目指す姿

中学校からの支援情報が確実に引き継がれる仕組みが整備され、生徒一人ひとりの実態に応じた支援が提供されることにより、持てる力を十分に発揮し将来の自立に必要な力を身につけられている。

### 現状と課題

(数字) 取組の方向性との関連

- ・ 中学校特別支援学級卒業者の約7割が高等学校へ進学しており、支援が必要な生徒の情報を確実に進学先に伝え、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行うことが必要。(1) (資料 I-5、6 参照)
- ・ 通級指導教室は県内の高校3校に設置されているが、通級による指導が必要な生徒が通級指導教室で個々のニーズに応じた指導を受けられるよう、今後とも教育基盤の整備が必要。(2)
- ・ 特別支援学校高等部分教室は現在8校にあり、そのうち高等学校に併設する分教室は5校にあるが、特別支援学校分教室と分教室を設置する高等学校の生徒双方にとって、併設している良さを活かした教育活動の充実が必要。(3)

### 取組の方向性

#### (1) 特別な支援を必要とする生徒の中学校からの支援情報の確実な引継ぎと支援の継続

- ・ 中学校からの支援情報を確実に引き継ぎ、高等学校での支援を充実するため、「プレ支援シート」の活用や合理的配慮の提供に関わるリーフレット等を作成し、研修会等を通じた周知や特別支援学校のセンター的機能による活用支援を行います。【特別支援教育課、義務教育課、高校教育課】

#### (2) 通級による指導の充実

- ・ 発達障がいなど支援が必要な生徒に対する個々の教育的ニーズに応じた学びを実現するため、通級指導教室に対するニーズや課題を把握するとともに、地域のニーズに応じた設置や通級指導教室の効果的な運用について検討します。【高校教育課、特別支援教育課】
- ・ 通級指導教室における「自立活動」の指導を充実するため、特別支援学校の高校巡回支援担当教員等による巡回支援を充実します。【特別支援教育課】
- ・ 通級指導教室における支援力向上のため、「高等学校通級指導教室連絡会」を開催し、運営方法や支援方法に関する検討、情報交換、及び研修を行います。また、小・中学校の通級指導教室担当教員と合同で行う研修の機会を設けます。【特別支援教育課、高校教育課】

#### (3) 特別支援学校分教室との連携強化

- ・ 特別支援学校の高等部分教室と分教室を設置する高等学校が、それぞれの教育資源や教員の専門性を活かした教育を行うことで、個々の教育的ニーズに応じた教育の充実を図るとともに、生徒同士の協働的な活動を通じて多様性を認め合い、互いを尊重する姿勢を育みます。【特別支援教育課、高校教育課】
- ・ 高等部分教室において、地域の高等学校からの特別支援教育に係る相談支援が受けられるよう、分教室のセンター的機能を充実します。【特別支援教育課】

#### ◇取組成果を分析する際の参考指標

県立高等学校の通級指導教室の利用者数 (R4 25人)

特別支援学校の高校巡回支援担当教員による巡回支援件数 (R3 324件)

### 3 卒業後を見据えた進路先との連携や地域の多様な支援機関との連携強化

#### 目指す姿

在学中から生徒本人を中心とした支援ネットワークが構築されており、卒業後も必要に応じて相談や支援を受けることができ、進路先や地域社会で自分らしく豊かに暮らしている。

#### 現状と課題

(数字) 取組の方向性との関連

- ・ 多様な生徒が学ぶ高等学校では、就労・福祉等の関係者との連携が徐々に進んできたが、在学中だけでなく卒業後も必要な時に必要な支援が受けられるよう、在学中から就労・福祉等の関係機関との連携を一層強め、切れ目なく支援を継続していくことが必要。(1)
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、特別支援学校の教育相談担当教員等との連携が進む学校もみられるが、必要な時に必要な支援を受けられるようにするための具体的な相談先等に関する情報や相談をつなぐ人材が十分とはいえない。(2)

#### 取組の方向性

##### (1) 地域の関係機関等と連携した相談支援の推進

- ・ 「高等学校地区別特別支援教育協議会」において、スクールカウンセラー※1、スクールソーシャルワーカー※2、発達障がいサポート・マネージャー、特別支援学校教育相談担当教員等が、それぞれの役割分担や効果的な連携等を検討・共通理解すること等を通じて、高等学校を支える支援ネットワークを構築します。【特別支援教育課、心の支援課、次世代サポート課】
- ・ 「高等学校地区別特別支援教育協議会」を中心に、地域における相談機関等をリスト化して共有するとともに、相談先リストの効果的活用について連携して推進します。【特別支援教育課】
- ・ 私立高等学校の特別支援教育担当者に「高等学校地区別特別支援教育協議会」への参加や連携を働きかけ、特別支援教育に係る情報共有や研修を連携して行い、支援力の向上を図ります。【私学振興課、特別支援教育課】

##### (2) 卒業後の自立に向けた関係機関との連携

- ・ 障がいのある生徒が、就労に関する個々のニーズに応じた必要な支援が受けられるよう、特別支援学校の就労コーディネーター※3 や進路指導主事等による情報提供、及び支援ネットワークづくり等の支援を充実します。【特別支援教育課】
- ・ 各圏域にある「障害者就業・生活支援センター」や「障がい者総合支援センター」、市町村福祉担当課等と連携し、ニーズに応じて就業や生活に関する相談支援が受けられる体制を強化します。【障がい者支援課、高校教育課、特別支援教育課】

#### 【成果指標】

外部支援機関のリスト（相談支援マップ）の作成と活用 3年間ですべての県立高等学校で作成し活用（R7）

※1 児童生徒の不安や悩みを早期に発見し、心理面でのサポートをする者。

※2 福祉に関する専門的な助言を必要とするケースに介入し、関係機関との連携や調整を行う者。

※3 企業での障がい者雇用や、職業紹介業務といった経験を持つ方のスキルを活用し、働きたいという願いがある生徒の実習先の開拓を行う。



### Ⅲ 特別支援学校における教育の充実

#### 1 特別支援学校の教育環境の改善

##### 目指す姿

特別支援学校の施設や設備について、関係者の希望や意見も踏まえ必要な整備が行われ、幼児児童生徒の可能性が最大限伸びる学びや、共生社会の実現に向けた協働の学びが実現している。

##### 現状と課題

(数字) 取組の方向性との関連

- ・ 現在、特別支援学校は、建設後 30 年以上経過している学校が多く老朽化が進むとともに、幼児児童生徒数は増加傾向にあり、教室の不足や手狭さといった狭隘化が顕著。(1)(2) (資料Ⅲ-1、2、3 参照)
- ・ 施設・設備の老朽化や不具合に対しては、「長野県ファシリティマネジメント基本計画」※1 や、同計画の個別計画である「中長期修繕・改修計画」※2 に基づき計画的に整備を行ってきており、修繕に要する経費は段階的に増額してきた。また、施設の狭隘化へは、校舎の増築・分教室の設置・通学区の見直しなどで対応してきたが、増築棟を建設する校地も少なくなる中、抜本的な見直しが必要。(1)(2)
- ・ これらの課題に対応するため、令和 3 年 3 月に「長野県特別支援学校整備基本方針」を策定し、特別支援教育に係る学びの充実と、それを支える環境整備に関する基本的な考え方をまとめるとともに、令和 2 年 8 月策定の「長野県スクールデザイン 2020」※3 に基づき、県立学校では、改築等を行う際、学習空間デザイン※4 や Z E B※5 の実現にも配慮して行うこととしている。(1)(2)
- ・ 全国的に特別支援学校の教室不足が進むなか、令和 3 年 9 月、国の「特別支援学校設置基準」が制定され、同基準への対応が必要。(1)
- ・ 分教室を含む特別支援学校の教育環境の整備に当たっては、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの実現や安全・安心で快適な学校生活が確保されるものであるほか、共生社会の実現に向けた地域の住民・関係機関等との共学共創の推進、障がいの多様化・重度重複化への対応、災害発生時における対応等の視点も踏まえ整備することが必要。(1)(2)(3)(4)
- ・ 分教室については、小・中学校に設置された小・中学部分教室が各 2 教室、高等部分教室が 8 教室、その他にも他の特別支援学校内等に設置された分教室があり、設置校と連携しながら学習環境を整備しているが、緊急時の対応や保健行事などについて、管理職や養護教諭が不在であるなど本校から離れている点も踏まえた学習環境の整備が必要。(1)
- ・ 教職員の長時間労働が課題となる中、すべての教室で質の高い授業を実現するため、学校と教員が担うべき業務を明確にし、分業化・協業化・効率化を進め働き方を改善していくことが必要。(5)

※1 県が所有するすべての県有地・県有施設等を対象にした、公共施設等の管理に関する総合的な基本計画。

※2 老朽化する施設の更新を計画的に進め、財政負担の平準化を図るとともに、計画的な保全措置の実施により長寿命化を図るため、施設ごとに策定した本県の計画。

※3 学校を構成する空間（学習・生活・執務・共創）機能高め、インクルーシブデザインの視点や地域との共生等も大切に、ハード・ソフト両方の改革を行う県立学校建替時に活用するもの。

※4 これまでの画一的な校舎のつくりではなく、長野県特別支援学校整備基本方針に示された学びの改革を支えるための学習空間づくりをデザインするもの。

※5 Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称。快適な室内環境を実現しながら建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指す建物。

(1) 「長野県特別支援学校整備基本方針」等に基づく長期的な視点に立った改築等 【特別支援教育課、高校教育課】

- ・ 老朽化や狭隘化に課題がある特別支援学校について、「長野県特別支援学校整備基本方針」、国の「特別支援学校設置基準」、「長野県ファシリティマネジメント基本計画」のほか、建物の状況、児童生徒数の将来推計、地域の教育環境等を踏まえ、必要となる整備を計画的に進めます。
- ・ 長期的な視点に立った改築等に当たっては、特別支援学校で学ぶ幼児児童生徒の可能性が最大限伸びる学び、地域の方々や同年代の友との協働した学び、及び安全・安心で快適な学びを支える普通教室・特別教室・管理諸室・運動場等となるよう、児童生徒・保護者をはじめ学校関係者や有識者等の意見も早期から十分聞き取り、フロントローディング※1を重視した計画策定を行います。
- ・ 「長野県スクールデザインプロジェクト」※2に基づき、多様な障がいや疾病を持つ幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた新しい学びや共学共創を実現する上で、可動壁の設置やユニット単位による教室配置など、フレキシブルでダイナミックな活動ができるゆとりある快適な学習空間の実現、さらにはZEBや音環境、ユニバーサルデザイン等へ十分配慮されたものとなるよう、建築や教育分野の専門家等の意見も踏まえ検討を行います。
- ・ 改築等に当たっては、ICT教育や医療的ケアの推進、さまざまな教育リソースの蓄積・活用、特別支援教育のセンター的機能の充実など、高い専門性が求められる学校機能に対しての施設面できめ細かに対応できるものとなるよう配慮します。
- ・ 特に老朽化している松本養護学校と若槻養護学校については、今後の特別支援学校の改築等に係るリーディングケースとして、上記の方針等に基づき整備を進めます。
- ・ 分教室の学習環境が児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じたものとなるよう、分教室設置校の協力を得て必要な整備を行います。また、高等学校に併設の高等部分教室については、高等学校再編整備に合わせて、施設・設備のあり方について検討を行います。
- ・ 地域のインクルーシブな教育の推進に向けて、県内唯一の市町村立特別支援学校である須坂市立須坂支援学校の教育理念や取組成果を紹介するとともに、地域におけるニーズや市町村の希望を聞き取りながら、学習環境の充実への支援等も行い、市町村立特別支援学校の設立を促進します。

(2) 「中長期修繕・改修計画」等に基づく応急的な視点に立った修繕・改修 【特別支援教育課】

- ・ 長期的な視点に立った改築等の時期に達しない特別支援学校の施設・設備の老朽化や不具合に対しては、「中長期修繕・改修計画」に基づき、実態の詳細な把握に基づく計画的な保全措置により、幼児児童生徒の学習環境への配慮及び施設・設備等の長寿命化を図ります。
- ・ 安全・安心で快適な学習環境を実現するため、普通教室や特別教室等の空調設備、ニーズに応じた洋式・多目的トイレについて、設置、更新及び修繕を計画的に行います。
- ・ 通学保障を行う上で必要なスクールバスについて、ニーズに応じた運行ができるよう購入や更新を計画的に行うとともに、児童生徒数の急な増加等に柔軟に対応し運行するためのバスを配備します。

※1 プロジェクトの基本計画の段階から行政・使用者（学校や地域）・設計者が三位一体で合意形成を進めるなか、使用者のニーズを設計者に早期から伝えることで、設計の手戻りや手直しを減らし、適正な品質・コスト・工期をつくり込むもの。

※2 変化が激しく予測困難な時代であっても、多様な子どもたち一人ひとりのさまざまな学習ニーズに対応できる環境を整備し、多様な他者と共に学び、共に学校や地域を創っていく「共学共創」を通して、「新しい社会を創造する力」を育むことを目的としたプロジェクト。

### (3) 地域と共生する学校を実現するための整備 【特別支援教育課】

- ・ 地域と共生する学校を実現するため、地域連携室※1 や交流ゾーン※2 の設置等により、共学共創を推進するほか、市町村からの要請に基づき、地域住民の避難所・避難場所としての利用を想定した整備を検討します。

### (4) 新たな感染症への対応 【特別支援教育課】

- ・ 新型コロナウイルス感染症など新たな感染症からみえてきた課題に対応するため、三密回避に必要な学習空間の確保や、オンライン学習の推進等に必要な設備・機器の整備を進めます。
- ・ オンラインを併用した学習活動や行事の精選等について、学校関係者が with コロナの時代に対応した教育活動のあり方について情報交換や検討を行い、コロナ禍においても幼児児童生徒の「個別最適な学び」と「協働的な学び」が確保されるよう取り組みます。

### (5) 質の高い授業を実現するための学校における働き方改革の推進 【特別支援教育課】

- ・ 教職員が心身の健康を保ち、やりがいを感じつつ子どもたちと向き合う時間を確保するため、業務内容の見直し・削減、行事の見直し・精選、ICT等を活用した校務の効率化、教育業務支援員等の配置、校務支援システムの導入等による学校業務の協業化・分業化・外部化・システム化を推進し、各校における働きやすい職場環境づくりを促進します。
- ・ 教職員のワークライフバランスが実現できるよう、時差出勤の活用促進、介護休暇や育児休暇等の取得促進等に取り組みます。

#### 【成果指標】

中長期修繕・改修計画に位置づけた修繕・改修の実施率  
9.2% (R4) → 64.2% (R9)

## 2 多様な教育的ニーズに対応する専門性のさらなる強化

### 目指す姿

専門性の高い教員により幼児児童生徒一人ひとりの多様な教育的ニーズに応じた教育が行われ、自らの長所を伸ばし、自立と社会参加に向けて必要な力を習得できている。

### 現状と課題

(数字) 取組の方向性との関連

- ・ 医療的ケア・強度行動障がいをはじめとする行動上の課題・ICT活用など支援ニーズが高度化・多様化するなか、教育相談・行動支援・ICT活用などの領域では全県をリードする教員が活躍し始めている。今後は、より一層専門性を高め教育ニーズに応えるため、外部専門家等の力も活用しながら、学校体制の構築や困難事案への対応等を推進するとともに、専門性の高い教員の計画的な育成が必要。(1)(2) (資料Ⅲ-9 参照)

※1 小・中学校等の特別支援教育に関する対応力が向上するよう、小・中学校等からの相談に対するコンサルテーション、理解の浸透や人材育成に繋がる職員研修等を行う校内部署。

※2 地域との相互理解が深まるとともに自己肯定感が高まるよう、劇発表や音楽活動、製品販売会の開催、カフェの運営等を行ったり、生活単元学習等と一緒にしたりするゾーン。

- ・ 特別支援学校では、計画的に増員してきた自立活動担当教員が中心となり、「専門性サポートチーム」が全校で編成され、担任が行う「自立活動」に対する相談支援・評価・助言の他、小中学校・高等学校等への支援を実施している。今後は県内の特別支援学校が連携を一層強化し、専門性の向上を図ることが必要。(1)
- ・ 一人一台端末が整備され、電子黒板等のICT機器の整備が進んでおり、今後は児童生徒一人ひとりが個々の力を最大限伸ばし、生涯にわたり社会との関わりを持ち、自分らしく学び・生活できるようICT機器の有効活用を進めていくことが必要。(1)
- ・ 学習指導要領を踏まえ個々の教育的ニーズにきめ細かに対応していく上で必要な「個別の指導計画」の様式が全県で統一され、幼児児童生徒の実態把握や指導内容や指導方法についての理解が深まりつつある。また各教科等を合わせた指導において、各教科等の指導内容を年間の授業計画に位置づけるシラバスの作成も進んでいる。今後は、すべての教員が「個別の指導計画」やシラバスを有効活用し、学習指導要領も踏まえつつ、子どもが願いの実現に向けて主体的に活動する中で、着実に自立に向けた力をつけていける授業づくりを行うことが必要。(1)
- ・ 寄宿舎を利用する児童生徒数は減少傾向にあるが、通学保障だけでなく社会的自立を目的とした利用に対しては、寄宿舎指導員の支援力をさらに高め、また地域の関係者との連携も深め、支援を充実していくことが必要。(1) (資料Ⅲ-10 参照)
- ・ 特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有率は年々向上しているが、すべての教員の取得が求められるため、さらなる取得促進が必要。また平成20年度以降、特別支援学校採用枠で採用された教員が段階的に増加してきており、各教員が持つ専門性が十分発揮できる体制の検討が一層必要。(1) (資料Ⅲ-11 参照)
- ・ 各特別支援学校の専門性は、経験豊富な専門性の高い教員に支えられており、その専門性を次の世代の教員につなげていくことが課題。(1)
- ・ 重度化・多様化する幼児児童生徒一人ひとりの能力を伸ばすため、医療・保健・福祉・教育等の外部専門家の助言を生かして専門的な指導を行う取組の充実が必要。(1)(2)

## 取組の方向性

### (1) 学びを支える専門性の向上 【特別支援教育課】

- ・ 教員一人ひとりが創意工夫しながら自分の目指す専門性を高めることができるよう、「長野県特別支援学校教員育成指標兼セルフチェックシート」の有効活用や、県内外の優れた実践から学ぶ場の提供を促進します。
- ・ 学習指導要領に示された育成を目指す資質・能力について理解を深め、「個別の指導計画」を活用したPDCAサイクルによる、幼児児童生徒の願いに寄り添った授業づくりができるよう、「教育課程改善委員会」において、これらに関する研究を行い、授業改善を進めます。
- ・ 各校の専門性向上を担う「専門性サポートチーム」の機能強化を図るため、特別支援学校に、教育相談、行動支援、ICT活用等分野別のリーダー教員を配置し、全県で統一した専門性の高い支援の実現、各校が自律的に幼児児童生徒を支援するための体制構築、及びリーダーの後継者育成等を計画的に行います。

- ・ 医療的ケア、訪問教育、進路指導、養護教諭、栄養教諭、生徒指導等の分野・職務別の専門性向上のため、それぞれの担当者会や全県の特別支援学校教職員が、各校の専門性を発表し合う全県研修の場等において、教員が学び合う機会を広く創出し、幼児児童生徒の多様な教育的ニーズに応えます。
  - ・ 一人ひとりの障がいや認知の特性に応じた個別最適な学びの効果的な実現や、ICTを活用した情報保障の促進等のため、ICT・ATリソースを幅広く整備し、相談支援、アセスメント、活用支援、効果検証、及び人材育成等を行う体制づくりを、外部専門家の支援も受け実施します。また、児童生徒一人ひとりに応じたICT活用を「個別の指導計画」に位置づけ、きめ細かな支援を行います。
  - ・ より安全・安心な医療的ケアを提供するため、特別支援学校における学校体制による人工呼吸器を使用する児童生徒への対応をはじめとする医療的ケアの実施体制について、国の動向や医療分野の知見等も踏まえ必要となる検討を行うとともに、学校看護師の必要な配置や指導医との連携を推進します。
  - ・ 生活上の課題に対応する上で重要な役割を果たす寄宿舎における支援力を高めるため、担任等と連携した寄宿舎における「個別の指導計画」の策定を全県統一様式で進めるとともに、寄宿舎指導員の支援力向上に関わる研修を充実します。
  - ・ 各学校の障がい領域別の特別支援学校教諭免許状保有率の向上のため、通信教育等による免許の取得促進に向け、免許法認定講習会の一層の周知や受講しやすい環境づくりに取り組みます。
  - ・ 幼児児童生徒の多様な教育的ニーズに適切に対応するため、教職員の適切な配置や人材育成のあり方について検討します。
  - ・ 主に小・中学校等の学習指導要領に準ずる教育課程※1の特別支援学校の教科学習の充実や、高等学校における特別支援教育の充実のため、特別支援学校と高等学校との人事交流を計画的に推進します。
- 【高校教育課、特別支援教育課】
- ・ 教職員一人ひとりが子どもの人格を尊重し、幼児児童生徒の主体性や興味関心等に根差した支援が行えるよう、教職員の人権感覚を高める研修に引き続き取り組むとともに、「信州教育の信頼回復に向けた行動計画」に基づく非違行為の根絶に向けた取組を継続的に実施します。

## (2) 外部人材の配置・活用 【特別支援教育課】

- ・ 多様化する障がいの状態等に応じた支援を充実するため、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理士・看護師等の専門職の配置や活用を促進します。また、医療・福祉関係者等からの相談支援の機会や、スポーツ選手や文化芸術家による授業機会の創出を促進します。

### 【成果指標】

特別支援学校における特別支援学校教諭免許保有率

90.2% (R3) → 100% (R9)

個別の指導計画に、個に応じたICT活用が位置づけられている児童生徒の割合

(73% (R4) \* ICTを活用している児童生徒の割合) → 100% (R9)

県立特別支援学校が支援プログラムを設定し、行動支援を実施した事例数

44件 (R4) → 90件 (R9)

※1 学校教育法に示された特別支援学校の目的により、特別支援学校の教育課程は、小学校等の各教科等及び自立活動によって編成される（ただし、知的障がいのある児童生徒の場合は各教科が「知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科」になる）。知的障がいのない児童生徒の場合、教育課程はその児童生徒の学年に応じて示された小学校等の各教科等の内容にほぼ相当する内容及び自立活動によって編成される。そのようにして編成された教育課程を「準ずる教育課程」と称している。

### 3 卒業後の多様な自立につながるキャリア教育・交流及び共同学習・生涯学習の充実

#### 目指す姿

一人ひとりの教育的ニーズに応じたキャリア教育の実施や、関係機関とのネットワークが在学中から構築され、生徒一人ひとりが希望する進路を実現している。また、地域の友との交流や、社会とのつながりを生涯にわたり構築するための学習が充実することで、卒業後も得意なことや興味のある活動を地域の中で続けることができる。

#### 現状と課題

(数字) 取組の方向性との関連

- ・ 高等部卒業者の進路先は、約7割が社会福祉施設等で、約3割が一般就労で推移している。また、少数ではあるが進学する生徒もいる。生徒一人ひとりの希望に応じた進路がより一層実現するためには、個々のニーズに応じたキャリア教育や関係機関との連携強化が必要。(1) (資料Ⅲ-4、5、6参照)
- ・ 特別支援学校技能検定(清掃部門・食品加工部門・喫茶サービス部門)は、参加者が増加してきたが、企業の方に特別支援学校生徒の「働きたい」という意欲や「働く力」をより一層知ってもらうための取組強化が必要。(2)
- ・ 各校において危機管理マニュアルを作成し、避難訓練や災害時を想定した児童生徒の保護者への引き渡し訓練を実施しているが、災害や感染症対策等、幼児児童生徒にとって安全・安心な環境を整えるとともに、一人ひとりの実態に応じた安全・防災教育を実施していく必要がある。(1)
- ・ 「副次的な学籍(副学籍)」に取り組む市町村が増えてきており、小・中学校と特別支援学校の児童生徒双方の学び合いを深めていくことが必要。(3) (資料Ⅳ-3、4参照)
- ・ 通常の授業や行事において、スポーツや芸術文化に親しむ機会が年々増加してきている。例えば特別支援教育関係団体主催のバスケットボール交流会への参加や作品展への出展であるが、卒業後の活動は限られたものになる傾向がある。卒業後も地域の中で生き甲斐を持って生活していくために、卒業後の生活につながる学びや交流の場を提供していくことが必要。(4)

#### 取組の方向性

##### (1) 地域と連携したキャリア教育の充実

- ・ 将来の自立と社会参加の実現に向け、「キャリアパスポート」(自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価するための自己評価ツール)を活用し、卒業後を見据えた性教育や主権者教育等を含むライフキャリアの伸長につながる教育を推進します。【特別支援教育課】
- ・ 障がいのある幼児児童生徒が、生涯にわたり地域とつながり、地域の中で自立と社会参加できるようにするため、地域の人材が学校の教育活動に参画したり、地域の中で学習したりする機会を創造し、学校と地域(地域住民・公民館・企業等)が協働して児童生徒の支援を行う「信州型コミュニティスクール」※1等の導入について検討します。【特別支援教育課、文化財・生涯学習課】
- ・ 市町村や大学等外部機関等と連携し、各校の実情に応じた安全・防災教育を推進することにより、幼児児童生徒の学校安全に対する意識高揚を図ります。【特別支援教育課、保健厚生課】

※1 ①学校運営参画、②地域と学校の協働活動、③学校評価機能を一体的・持続的に実施する仕組みを備え、地域の特色を活かした実践を行い、地域とともにある学校づくりを進める学校。

## (2) 生徒が希望する進路を実現できる支援の充実

- ・ 希望する進路と卒業後の継続的な社会参加を実現するため、在学中からの障がい福祉関係機関等とのネットワークづくりを進めるとともに、「個別的教育支援計画」等の効果的活用による丁寧な移行支援を行います。【特別支援教育課、労働雇用課、障がい者支援課】
- ・ 企業による障がい者理解と就労や実習受入を促進するため、地域の経済団体等と連携した学校見学の実施や、就労コーディネーターによるマッチング支援、実習先の開拓等を推進します。【特別支援教育課、労働雇用課、障がい者支援課】
- ・ 生徒の「働きたい」という意欲を育て「働く力」を高めるため、地域の企業等と連携したデュアルシステムによる現場実習の検討や特別支援学校技能検定の充実を図ります。また、特別支援学校の実情や取組を多くの企業に知ってもらうため、就労コーディネーターや進路指導主事等が技能検定等のパンフレットを企業等に配布するとともに、ホームページで発信します。【特別支援教育課】

## (3) 交流及び共同学習の推進 【特別支援教育課】

- ・ 障がいのあるなしにかかわらず、同じ地域に住む同世代の友と将来にわたり関わりを育む「副次的な学籍（副学籍）」の取組について、活動のねらい、具体的な手続きや配慮点、好事例等を副学籍コーディネーター等が広く発信し、市町村教育委員会や学校関係者の取組をサポートします。
- ・ 児童生徒同士が多様性を認め合い、互いを尊重する姿勢を育むため、授業や行事等共に学ぶ場の提供を促進することにより、交流提携校や分教室設置校との「交流及び共同学習」の充実を図ります。

## (4) 生涯にわたる学びや社会とのつながりをつくる学習活動の充実

- ・ 地域のスポーツや文化芸術活動、教養教室や地域づくり等の生涯学習について、在学時から関係機関（公民館、図書館、生涯学習センター、地域の団体・サークル等）との間で、情報交換やネットワークづくりを進め、地域において卒業後の豊かな生活につながる活動に親しむ学習活動を充実します。【特別支援教育課、文化財・生涯学習課、障がい者支援課】
- ・ 障がいのある児童生徒が卒業後も生涯にわたって芸術文化に親しみ、楽しむことができるように、障がいのある方の芸術文化活動を支援する「長野県障がい者芸術文化活動支援センター」と連携して芸術文化に触れる機会を創出します。【障がい者支援課、特別支援教育課】
- ・ 在学中から様々なスポーツを体験するとともに、卒業後も継続して身近な地域で健常者とともにスポーツを楽しめるよう、外部人材も活用し、関係機関と連携して取り組みます。また、2028年に本県で開催される全国障害者スポーツ大会を契機とした体験会等を通じて、スポーツに触れる機会を創出します。【障がい者支援課、特別支援教育課】
- ・ 障がいのあるなしにかかわらず、登山やスキー教室等自然を活用した学習を推進するため、信州ユニバーサルツーリズムの推進と体験機会の創出を進めます。【観光誘客課、特別支援教育課】

### 【成果指標】

特別支援学校高等部卒業者の企業等就労率

29.4%（R3） → 32.4%（R9）

## 4 インクルーシブな教育を支えるセンター的機能の充実

### 目指す姿

幼保・小・中・高等学校が、特別支援学校の有する専門性を活用しながら、インクルーシブな教育を推進するとともに、チームとして課題を解決している。

### 現状と課題

(数字) 取組の方向性との関連

- ・ 幼保・小・中・高等学校からの特別支援教育に係る相談件数は増加し続けており、特別支援学級における自立活動の指導力向上のための支援に加え、地域の支援者との連携の仕方や保護者への対応等についての助言や支援が必要。(1) (資料Ⅲ-7 参照)
- ・ 視覚障がい・聴覚障がい・病弱・肢体不自由の特別支援学校が県内2校のため、教育相談の対象の地域は広範囲にわたり、適時な対応が難しい状況。(1)
- ・ 特に高い専門性が求められる医療的ケア等は、小・中学校や市町村等からの要請に応じた全県的な支援が必要。また、小・中学校では増加する医療的ケア児への看護師配置は進んできているものの、学校における安全・安心な医療的ケアに関わる手続きや実施方法等についての助言や、看護師等の研修機会が求められており、関係者と連携し市町村支援を行っていくことが必要。(2)
- ・ 視覚・聴覚障がいのある幼児は、学齢期前の段階において、見ることや聴くことの基本となる力を獲得することが、その後の情報活用能力の育ちに大きく影響するため、早期に専門的支援を提供することが必要。(2)

### 取組の方向性

#### (1) 小・中・高等学校の「学校解決力」を高めるためのセンター的機能の充実 【特別支援教育課】

- ・ 各校の専門性向上を担う「専門性サポートチーム」の機能強化のため、特別支援学校に、ICT活用や行動支援、教育相談等分野別のリーダー教員を配置し、全県で統一した専門性の高い支援の実現、各校が自律的に支援を行うための体制構築、リーダーの後継者育成等を計画的に行います。〈再掲〉
- ・ 各地域の特別支援教育コーディネーター連絡会等において、教育相談担当教員と通級指導教室担当教員、特別支援教育コーディネーター等が情報交換や事例検討を行うこと等を通じて、地域のネットワークを構築し相談支援の充実を図ります。
- ・ 特別支援学級における「自立活動」に関する支援力向上のため、特別支援学校の自立活動担当教員等が、ICTの効果的活用、行動支援などのスキル等も含めニーズに応じた支援を行います。
- ・ 入院児童生徒に対して、オンラインを活用した授業等が充実するよう、病弱特別支援学校が院内学級の担任と連携し支援をサポートします。
- ・ 特別支援学校におけるICTや行動支援等の研究成果や実践事例について、小・中・高等学校に向けて発信するとともに相談支援等を実施します。
- ・ 教育相談担当教員等の専門性を担保・共有するため、人材育成のモデル研究を実施し、教育相談担当教員に必要な知識技能を明記した育成プログラムを作成するなど計画的に人材育成を推進します。



## (2) 特に専門性が求められる領域への相談支援等の充実 【特別支援教育課】

- ・ 小・中学校における医療的ケア児に対する支援力向上のため、学校看護師や医療的ケア担当者への研修の場の提供や、「長野県医療的ケア児等支援センター」や圏域医療的ケア児等コーディネーターとの連携による相談支援の充実を図ります。
- ・ 視覚障がい・聴覚障がい・肢体不自由・病弱の特別支援学校（県内2校体制の特別支援学校）から遠隔地域に居住する4障がい種の幼児児童生徒に対し、近隣の知的障がい特別支援学校と2校体制の特別支援学校が連携して、必要な専門性を担保しつつ「個別の指導計画」に基づく継続的な支援を実施します。
- ・ 視覚障がい特別支援学校・聴覚障がい特別支援学校において早期からの適切な支援を提供するため、早期支援指導員や早期教育相談員の配置による早期教育相談体制の充実と、医療・保健・福祉等の関係機関と連携した早期支援の理解啓発等に取り組みます。

### ◇取組成果を分析する際の参考指標

特別支援学校教員による幼保・小・中・高校等への教育相談支援件数（R3 31,712件）

特別支援学校自立活動担当教員による小・中学校の特別支援学級巡回支援件数（R3 1,522回）

長野県医療的ケア児等支援センターによる相談件数（R4.4～12月 180件）

## IV 共生社会づくりに向けた地域における連携や教育支援の充実

### 1 地域連携による支援の充実

#### 目指す姿

「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」が作成され、就学、進学、就労先に切れ目なく引き継がれ、どのライフステージにおいても、医療・保健・福祉・労働・教育等の関係機関が本人や保護者の伴奏者となり、連携して支え続けている。

#### 現状と課題

(数字) 取組の方向性との関連

- ・ 市町村が行う乳幼児健診等で発達障がい等の早期発見が進んでいるが、その後も必要な時に必要な支援が受けられるよう、市町村単位や広域単位で保健・医療・福祉・労働・教育等の関係機関が情報を共有し連携して支える体制の充実が必要。(1)
- ・ 幼稚園や保育所等には、特別な教育的支援が必要な幼児が在籍し、障がいのある幼児への支援方法や保護者への対応方法に関する助言や支援が求められている。
- ・ 学校卒業後も支援が途切れないよう、卒業後を支えるネットワークを在学中に作っておく必要があり、卒業後、どこに相談すればよいか分かるようにしておくことが必要。(1)
- ・ ライフステージを通した切れ目ない支援を行うため、「個別の教育支援計画」等を活用し関係者で支援情報を共有し、ライフステージに応じた支援を行っていくことが必要。(2)

#### 取組の方向性

##### (1) 医療・保健・福祉・労働・教育等の関係機関の協働による支援体制の強化

- ・ 地域の特別支援教育や障がい者支援に関わる関係機関の連携を進めるため、「特別支援教育連携協議会」の地域版となる組織体（自立支援協議会など既存組織の活用等）を編成し、幼保・小・中・高等学校と地域が連携した相談機能等の充実を図ります。【特別支援教育課、障がい者支援課】
- ・ 幼児教育におけるインクルーシブな教育の促進のため、「信州幼児教育支援センター」と連携した配慮が必要な幼児への支援や幼保と小学校の接続に関する研修の機会を提供します。また、特別支援教育推進員による保育所等への訪問により、特別支援教育に関する具体的な支援方法等について助言します。【学びの改革支援課、特別支援教育課】
- ・ 新生児聴覚スクリーニング検査等により発見された難聴児と保護者を支援するため、「長野県難聴児支援センター」と特別支援学校が情報を共有し、早期からの適切な支援や保護者支援の充実を図ります。【保健・疾病対策課、特別支援教育課】
- ・ 小児慢性疾患や医療的ケア等の多様な相談内容に対応するため、小児慢性特定疾病児童等自立支援員や医療的ケア児等支援センター等と特別支援学校が、保護者等の同意のもと情報を共有することにより、相談支援の充実を図ります。【保健・疾病対策課、障がい者支援課、特別支援教育課】
- ・ 「発達障がい診療地域連絡会」において、発達障がい診療の専門家等による事例検討や研修を行い、発達障がいに関わる理解啓発や医療・保健・福祉・教育等関係機関とのネットワークづくりを進めます。【保健・疾病対策課、特別支援教育課】
- ・ 地域の発達障がい児者支援の体制強化のため、圏域ごとに配置されている発達障がいサポート・マネージャーと小・中・高等学校が連携し、チームアプローチによるコーディネートや地域のネットワークづくりのサポート等を行い、支援の充実を図ります。また、地域の療育機能の充実のため、療育コーディネーターを各圏域に設置し、広域的な支援体制の構築を図ります。【次世代サポート課、障がい者支援課、特別支援教育課】

- ・ 発達障がいのある児童生徒の状況を医療関係者に的確に伝える情報提供票の効果的な活用や、診断結果を踏まえた学校での支援を充実するための仕組みについて研究し、発達障がいのある児童生徒の情報等を保護者等同意のもと、学校と医療機関とで効率的に共有できるようにして支援の充実を図ります。【次世代サポート課、特別支援教育課】〈再掲〉

## (2) ライフステージ間の接続に当たっての確実な支援情報の移行

- ・ 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」について、特別支援学校の小・中・高等学校への巡回支援や各種研修会等において、作成方法や効果的な活用方法に関する支援を行い、支援者が変わっても支援が確実に引き継がれるようにします。また、支援を引き継ぐ際には、児童生徒本人や保護者の希望や意見も大切に、関係者で十分共通理解が図れるよう取り組みます。【特別支援教育課】

### ◇取組成果を分析する際の参考指標

特別支援教育推進員による保育所等への巡回支援件数（R3 271件）

## 2 教育支援の機能強化に向けた支援

### 目指す姿

すべての市町村において、幼児児童生徒本人や保護者の教育的ニーズを関係者間で共通理解し、適切な学びの場がハード・ソフトの両面で実現するとともに、幼児児童生徒の変容に応じて柔軟に学びの場が見直されている。

### 現状と課題

(数字) 取組の方向性との関連

- ・ 通級指導教室の増設などにより学びの場の整備が進んでいるが、市町村ごと特別支援学級の在籍率や通級指導教室の利用率に差異がある。教育基盤のさらなる整備と共に、教育支援（就学支援）に関わる関係者が就学判断プロセスや特別な教育課程編成のあり方について共通理解の上、現状を把握し、より適切な教育対応の実現に向けて取り組むことが必要。(1) (資料IV-1 参照)
- ・ 特別支援学級に在籍する児童生徒や通級指導教室の利用児童生徒の一人ひとりの状況に目を向け、適切な学びの場の判断・見直しを検討することが重要。(2) (資料IV-2 参照)
- ・ 特別支援学級に在籍する児童生徒が、「交流及び共同学習」として通常の学級で学ぶ場合、各教科等の授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ち充実した時間を過ごせるよう、校内教育支援委員会で情報を共有し、通常の学級で必要な指導体制を整えることが必要。(2)

### 取組の方向性

#### (1) 教育的ニーズに最も適した就学先の決定を支える取組の促進【特別支援教育課】

- ・ 「市町村教育支援（就学相談）関係者会議」において、就学相談に係る市町村関係者間の情報共有、モデル事例の共有・課題検討等を行い、児童生徒や保護者の願いを踏まえたより適切な教育支援（就学判断）のプロセスや、特別な教育課程編成のあり方についての共通理解を促進します。
- ・ 市町村教育委員会の教育支援（就学相談・判断）の充実に向けた取組を支援するため、特別支援教育推進員による市町村巡回支援等を通して、各市町村の特別な教育課程編成の実態把握や、教育支援に必要な専門性の確保等を支援します。

- ・ 保護者や関係者が就学先の決定や就学後の支援について見通しを持つことができるようにするため、研修会等で就学相談リーフレット等を活用し、就学相談プロセスや多様な学びの場の周知を図り、保護者や幼児児童生徒本人が安心して就学相談が受けられるように支援します。

## (2) 柔軟な学びの場の見直しの促進【特別支援教育課】

- ・ 県全体で、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の学びの場が適切に判断され、必要な教育対応がなされるよう、「市町村教育支援（就学相談）関係者会議」や「特別支援教育地区代表者会」等において、就学判断プロセスや特別な教育課程編成のあり方について具体的な取組事例を基に共通理解し、よりの確な判断につなげていくための検討のあり方を共有します。
- ・ 各学校が、一人ひとりの状況に応じて、適時適切な学びの場を検討したり、通級による指導や特別支援学級を適切に運用したりすることができるよう、各種研修会等を通じて『適切な学びの場』ガイドライン」の活用を周知し、校内支援体制や校内教育支援委員会の機能強化を促進します。
- ・ 各校で実施する適切な学びの場の検討時に、一人ひとりの状況に応じた学びの場の柔軟な見直しが可能となるよう、特別支援学級及び通級による指導の適切な運用に関する実践研究や通常の学級との連携に係るモデル研究を実施し、その研究成果を周知します。
- ・ 市町村教育委員会行う、小・中学校における特別な教育課程編成の実態を定期的に把握し、必要に応じてより適切な学びの場の判断・見直しにつなげていくための取組について、特別支援教育推進員による市町村巡回支援等を通して助言するとともに、効果的な取組について広く情報提供します。

### ◇取組成果を分析する際の参考指標

自閉症・情緒障害特別支援学級から通常の学級へ学びの場を変更した児童生徒数（R3 147人）

## 3 共生社会の実現に向けた理解啓発の促進

### 目指す姿

障がいのある幼児児童生徒への理解や、多様性を包み込む社会（共生社会）についての理解が促進され、生涯にわたって地域とつながり社会参加が実現している。

### 現状と課題

（数字）取組の方向性との関連

- ・ 「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」が令和4年4月に施行され、共生社会の実現に向けた取組が各分野で推進されていくが、「障がい」は個人の心身機能の障がいと社会的障壁の相互作用によって創り出されているため、社会的障壁を取り除くことは社会の責務であるという「障がいの社会モデル」の考え方の浸透が不可欠。また、地域全体が一人ひとりの人格や権利を尊重して、多様性を包み込む社会に変容していくことが必要。(1)(2)
- ・ 「副次的な学籍（副学籍）」の取組が進展しているが、「交流及び共同学習」が小・中学校と特別支援学校双方の児童生徒にとってさらに有意義な活動になるよう、市町村の取組を一層支援して行くことが必要。(2)（資料IV-3、4参照）
- ・ 特別支援学校では、学校評議員会において地域の方々の意見をいただきながら学校運営を行っているが、さらに地域とつながり機会を増やし関わりを深めていくため、地域資源を有効活用する仕組みの検討が必要。(2)(3)
- ・ 卒業後も地域とつながりながら生涯にわたって学び続けることができるように、在学中から地域における活動に参加し、卒業後につながる学びや交流の場を作っていくことが必要。(3)

## 取組の方向性

### (1) 共生社会の実現に向けた理解啓発活動の充実

- ・ 共生社会づくりへの理解を促進するため、「発達障がい支援力アップ出前研修」※1、「信州あいサポート運動」※2、「ヘルプマークの啓発活動」、「手話講座」等を実施します。【特別支援教育課、障がい者支援課】

### (2) 地域とのつながりの中で障がいのあるなしにかかわらず、「共に育つ」機会の拡充

- ・ 障がいのあるなしにかかわらず、同じ地域に住む同世代の友と将来にわたり関わりを育む「副次的な学籍（副学籍）」の取組について、活動のねらい、具体的な手続きや配慮点、好事例等を副学籍コーディネーター等が広く発信し、市町村教育委員会や学校関係者の取組をサポートします。【特別支援教育課】〈再掲〉
- ・ 幼児児童生徒同士が多様性を認め合い、互いを尊重する姿勢を育むため、授業や行事等共に学ぶ場の提供を促進することにより、交流提携校や分教室設置校との「交流及び共同学習」の充実を図ります。【特別支援教育課】〈再掲〉
- ・ 地域と共生する学校を実現するため、地域連携室や交流ゾーンの設置等により、共学共創を推進します。【特別支援教育課】
- ・ 障がいのある幼児児童生徒が、生涯にわたり地域とつながり、地域の中で自立と社会参加できるようにするため、地域の人材が教育活動に参画したり、地域の中で学習したりする機会を創造し、学校と地域（地域住民・公民館・企業等）が協働して児童生徒の支援を行う「信州型コミュニティスクール」等の導入について検討します。【特別支援教育課、文化財・生涯学習課】〈再掲〉
- ・ 障がいのある人もない人も共に楽しむ県ボッチャ競技大会やパラ学（学校向け出張型体験授業）などの「パラウェーブ NAGANO プロジェクト」の取組を拡大することで、身近な地域においてスポーツを通じた共生社会の実現を促進します。【障がい者支援課】

### (3) 生涯にわたる学びや社会とのつながりをつくる学習活動の充実

- ・ 地域のスポーツや文化芸術活動、教養教室や地域づくり等の生涯学習について、在学時から関係機関（公民館、図書館、生涯学習センター、地域の団体・サークル等）との間で、情報交換やネットワークづくりを進め、地域において卒業後の豊かな生活につながる活動に親しむ学習活動を充実させます。【特別支援教育課、文化財・生涯学習課、障がい者支援課】〈再掲〉
- ・ 障がいのある幼児児童生徒が卒業後も生涯にわたって芸術文化に親しみ、楽しむことができるように、障がいのある方の芸術文化活動を支援する「長野県障がい者芸術文化活動支援センター」と連携して芸術文化に触れる機会を創出します。【障がい者支援課、特別支援教育課】〈再掲〉
- ・ 在学中から様々なスポーツを体験するとともに、卒業後も継続して身近な地域で健常者とともにスポーツを楽しめるよう、外部人材も活用し、関係機関と連携して取り組みます。また、2028年に本県で開催される全国障害者スポーツ大会を契機とした体験会等を通じて、スポーツに触れる機会を創出します。【障がい者支援課、特別支援教育課】〈再掲〉
- ・ 障がいのあるなしにかかわらず、登山やスキー教室等自然を活用した学習を推進するため、信州ユニバーサルツーリズムの推進と体験機会の創出を進めます。【観光誘客課、特別支援教育課】〈再掲〉

## ◇取組成果を分析する際の参考指標

発達障がい支援力アップ出前研修の依頼件数・参加者数（R3 55件 2344人）

※1 発達障がい等があり、特別な教育的ニーズのある子どもたちに対して、幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校において適切な支援が行えるように、教員等の発達障がいの知識や理解、技能を高めるための研修。

※2 障がいのある方が困っていることや障がいの特性に応じた必要な配慮について理解し、日常生活の中でちょっとした配慮を実践する、「あいサポーター」になるための研修。

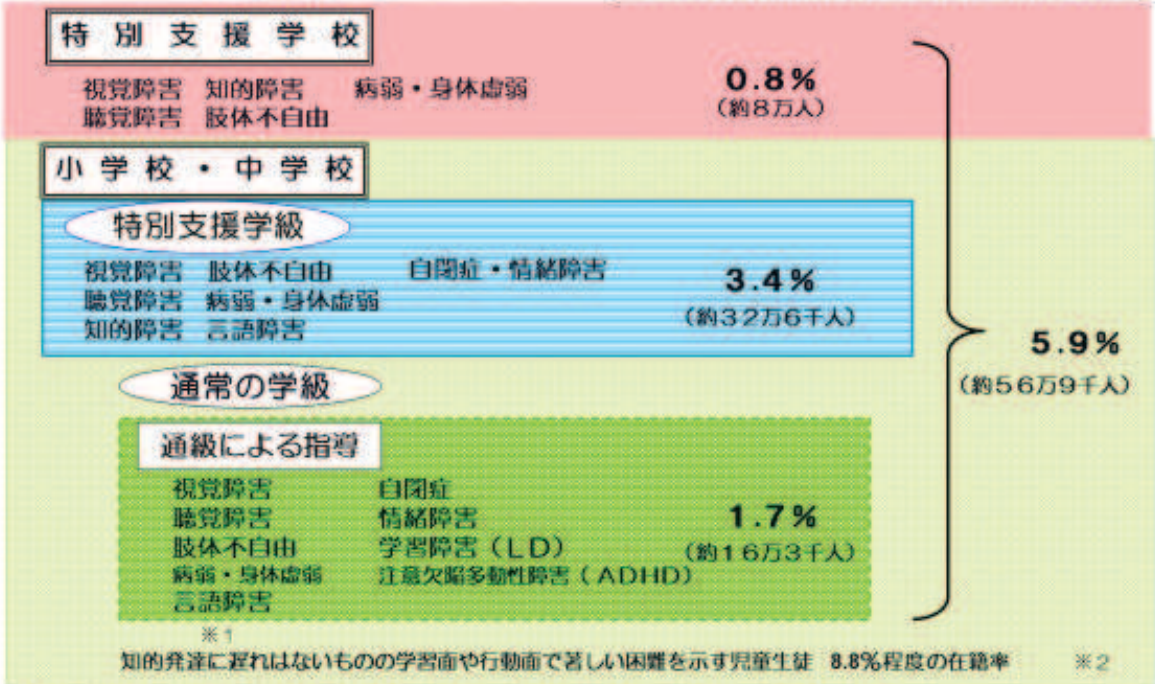
# 資 料

資料	特別支援教育の対象の概念図（義務教育段階）	・・・ 1
<b>資料Ⅰ 小・中学校の状況</b>		
1	発達障がい診断等のある児童生徒数	・・・ 2
2	小学校LD等通級指導教室の利用率等	・・・ 3
3	特別支援教育支援員の配置人数	・・・ 3
4	特別支援学級在籍児童生徒の推移	・・・ 4
5	令和3年度 中学校特別支援学級卒業生の進路状況	・・・ 5
6	中学校特別支援学級卒業生の進路状況	・・・ 6
7	特別支援学級在籍率の学年進行による推移（全国比較）	・・・ 6
<b>資料Ⅱ 高等学校の状況</b>		
1	高等学校における発達障がいに関する実態調査の結果	・・・ 7
<b>資料Ⅲ 特別支援学校の状況</b>		
1	特別支援学校児童生徒数の推移	・・・ 8
2	特別支援学校 各部の児童生徒数の推移	・・・ 8
3	高等部1年生の出身校種別生徒数の推移	・・・ 8
4	高等部卒業生（本科）の進路	・・・ 9
5	特別支援学校高等部卒業生の現場実習実施状況と就職率	・・・ 10
6	特別支援学校高等部分教室卒業生の進路状況	・・・ 10
7	特別支援学校への小・中・高校等からの延べ相談件数	・・・ 10
8	特別支援学校 児童生徒の推移と今後の見込み	・・・ 11
9	特別支援学校において学校看護師による医療的ケアを受けている児童生徒数の推移	・・・ 12
10	特別支援学校における寄宿舎を利用している児童生徒数の推移	・・・ 12
11	特別支援学校における特別支援学校教諭免許保有率	・・・ 13
<b>資料Ⅳ 地域連携・教育支援の状況</b>		
1	市町村教育支援委員会の判断件数の推移	・・・ 14
2	学びの場の見直し実施状況	・・・ 14
3	特別支援学校児童生徒の居住地校交流の実施状況	・・・ 15
4	副次的な学籍（副学籍）を実施している市町村	・・・ 15

## 特別支援教育の対象の概念図 (R3)

〔義務教育段階〕

義務教育段階の全児童生徒数 約961万人



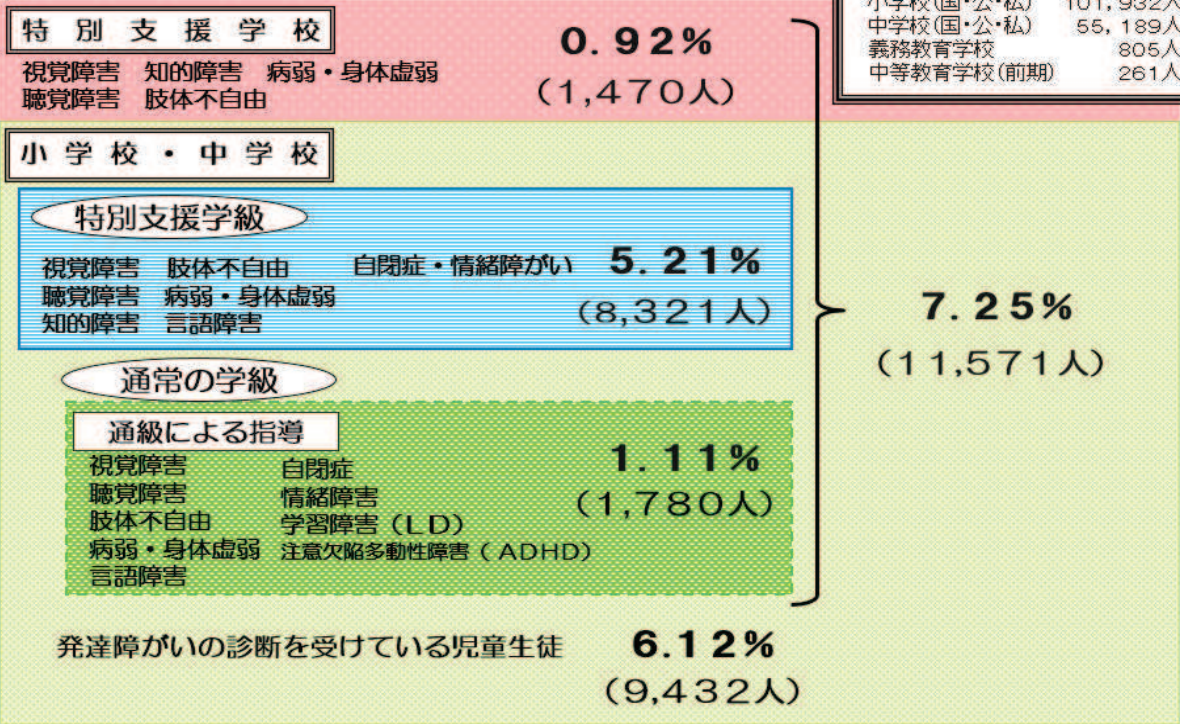
※1 LD (Learning Disabilities) : 学習障害 ADHD (Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder) : 注意欠陥多動性障害  
 ※2 この数値は、令和4年度に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくもの。

(※2を除く数値は令和3年5月1日現在 ただし、通級による指導を受ける児童生徒は、令和2年度の値)

## 長野県の概況 (R3)

〔義務教育段階〕

**長野県義務教育段階の全児童生徒数 159,657人 (学校基本調査)**  
 特別支援学校(国・公) 1,470人  
 小学校(国・公・私) 101,932人  
 中学校(国・公・私) 55,189人  
 義務教育学校 806人  
 中等教育学校(前期) 261人

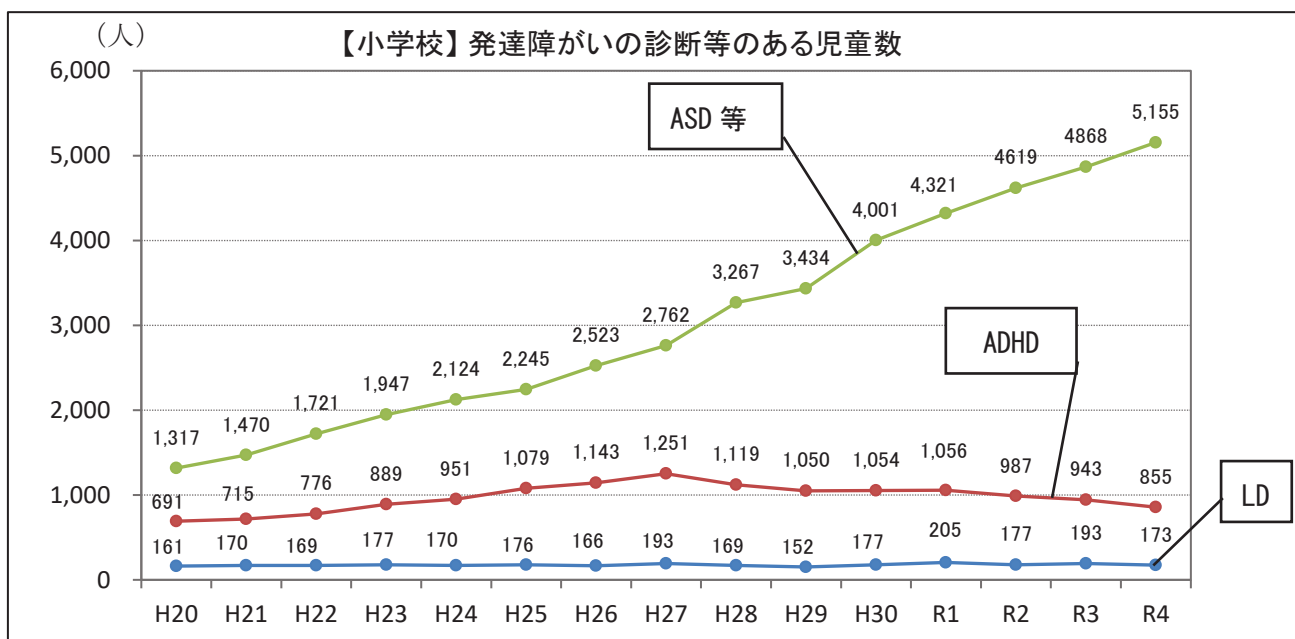


## 資料Ⅰ 小・中学校の状況

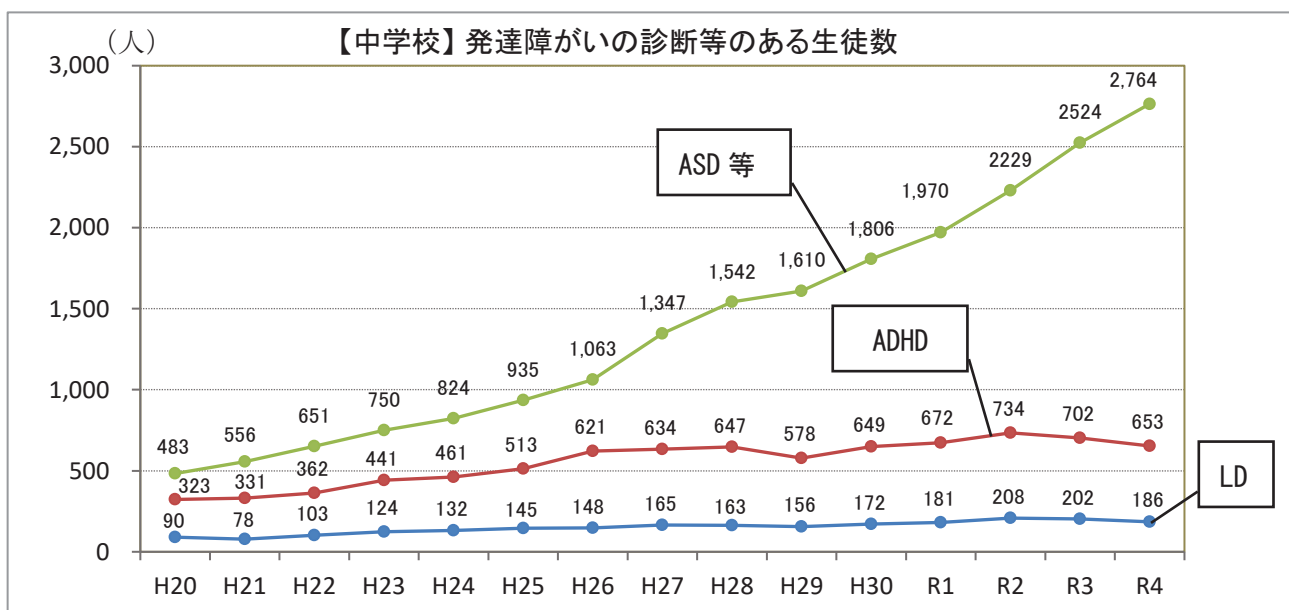
### 1 発達障がいのある児童生徒数

○発達障がいのある児童生徒の総数は、年々増え続けている。令和4年度の発達障がいのある児童生徒の割合は6.46%となっている。

#### 小学校



#### 中学校

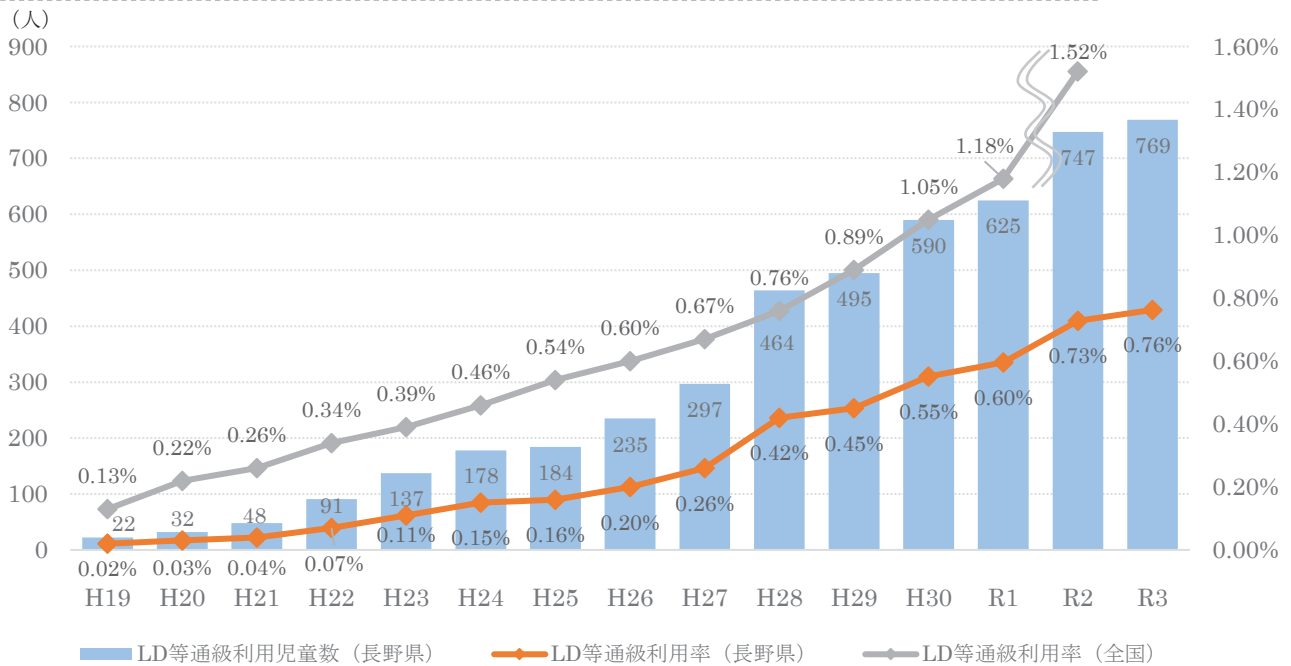


・学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、自閉症等（ASD等）の数値は、本県独自調査による。  
 （ASD等には、広汎性発達障害、高機能自閉症、アスペルガー症候群、反抗挑戦性障害、複数の診断等を含む。）



## 2 小学校 LD 等通級指導教室の利用率等

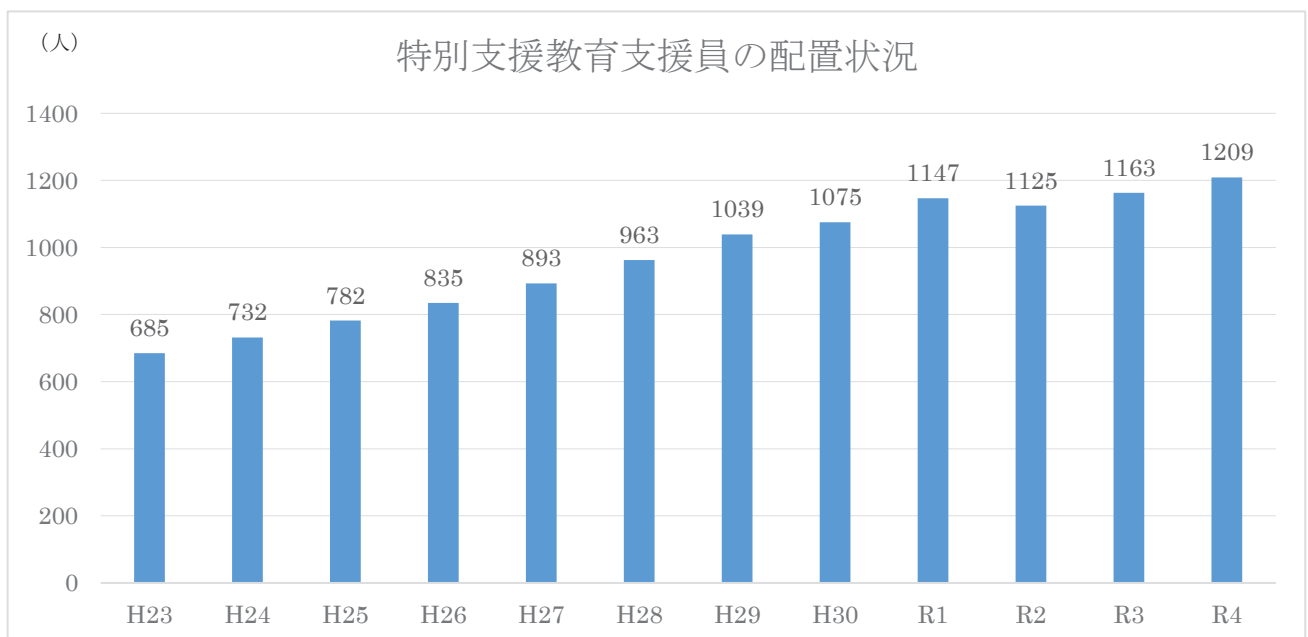
○年々、利用率が増加しているものの、全国に比して低い。



※毎年 5/1 現在の数値 (全国の利用率: R2 から年度内の総利用者数で算出)

## 3 特別支援教育支援員の配置人数

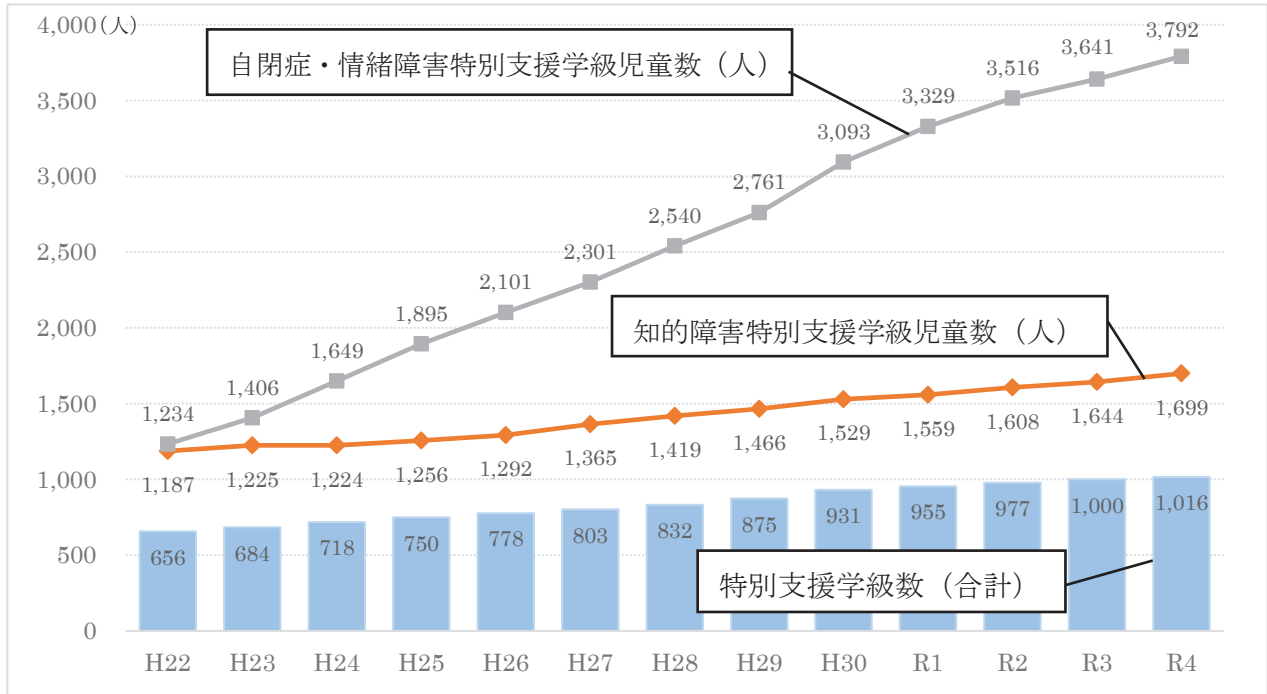
○市町村に配置されている特別支援教育支援員の数は増加傾向から横ばいになっている。



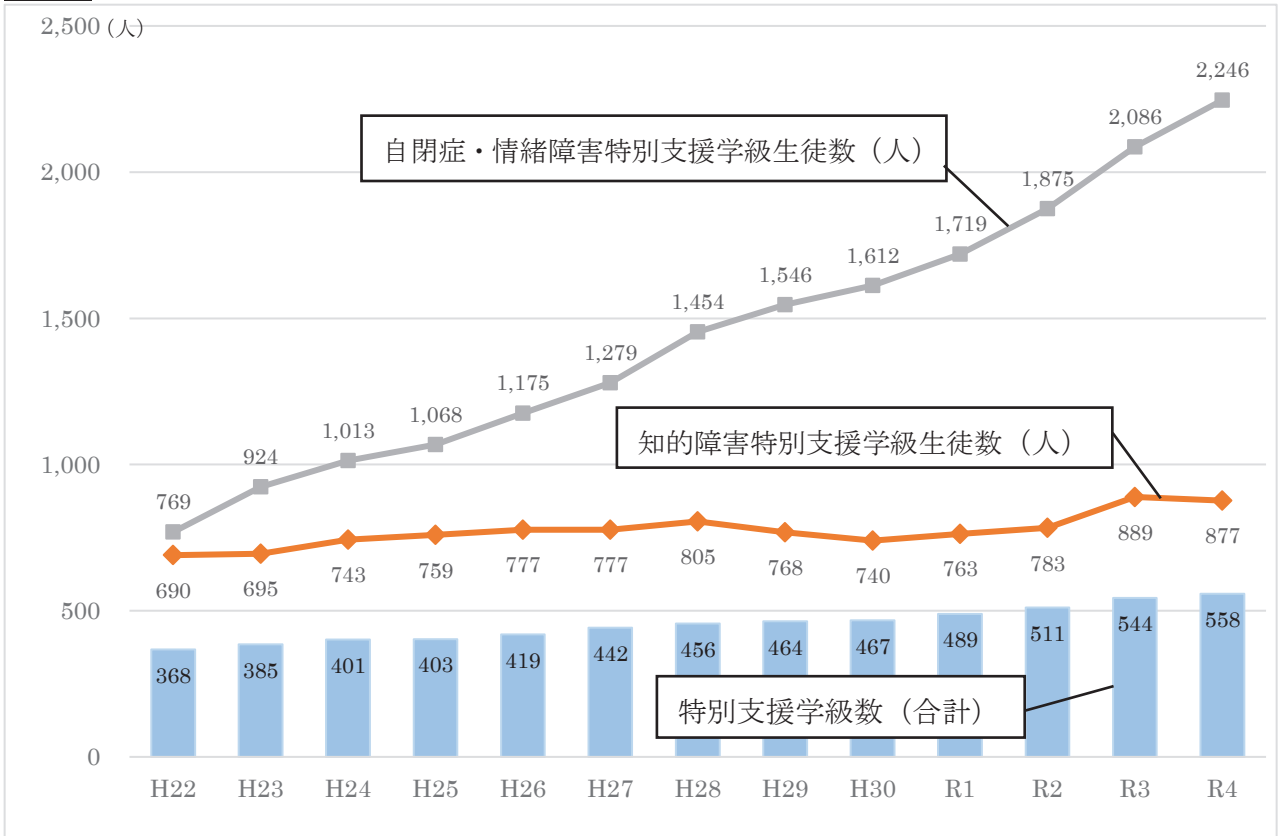
## 4 特別支援学級在籍児童生徒数の推移

○自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する児童生徒数は増え続けており、在籍率は小学校で全国5位、中学校で全国1位。(R3)

### 小学校



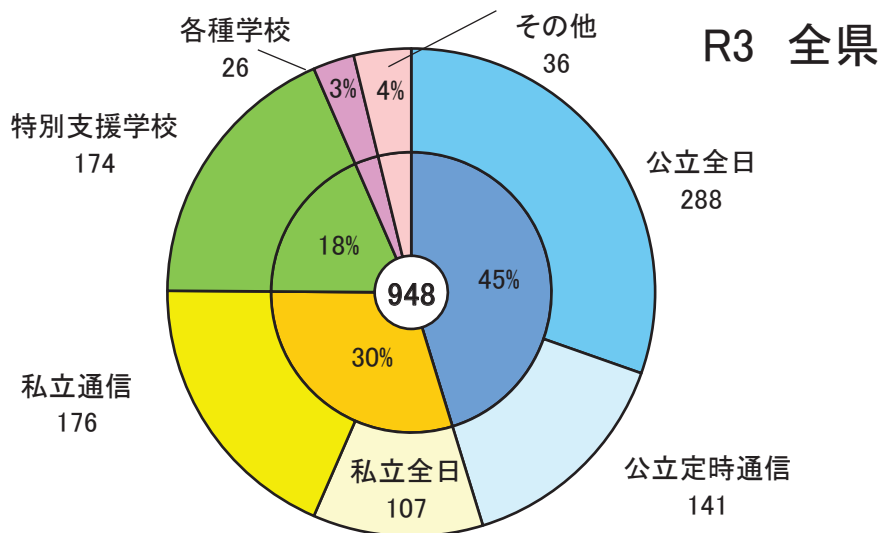
### 中学校



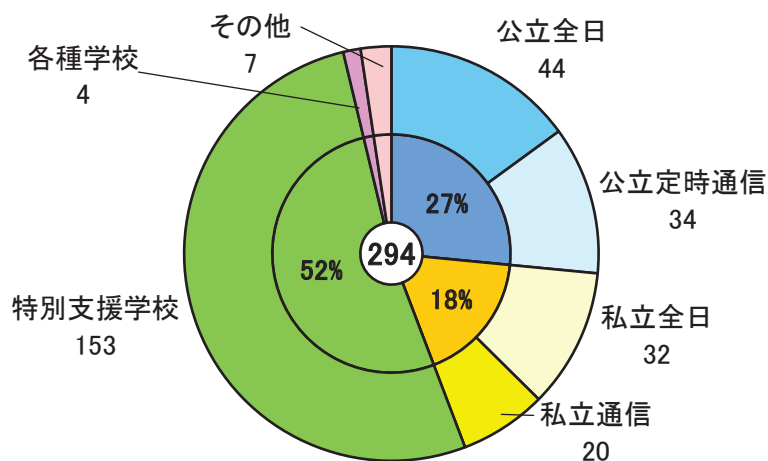
## 5 令和3年度 中学校特別支援学級卒業生の進路状況

○特別支援学級を卒業後、高等学校へ進学する生徒が多い。

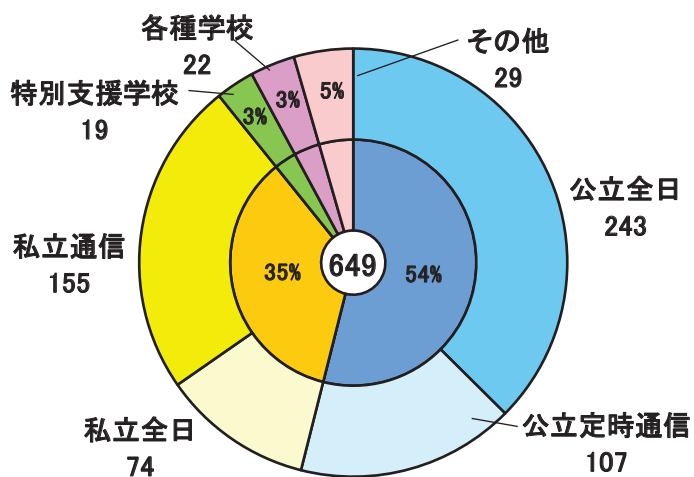
### 【特別支援学級全体】



### 【知的障害特別支援学級】



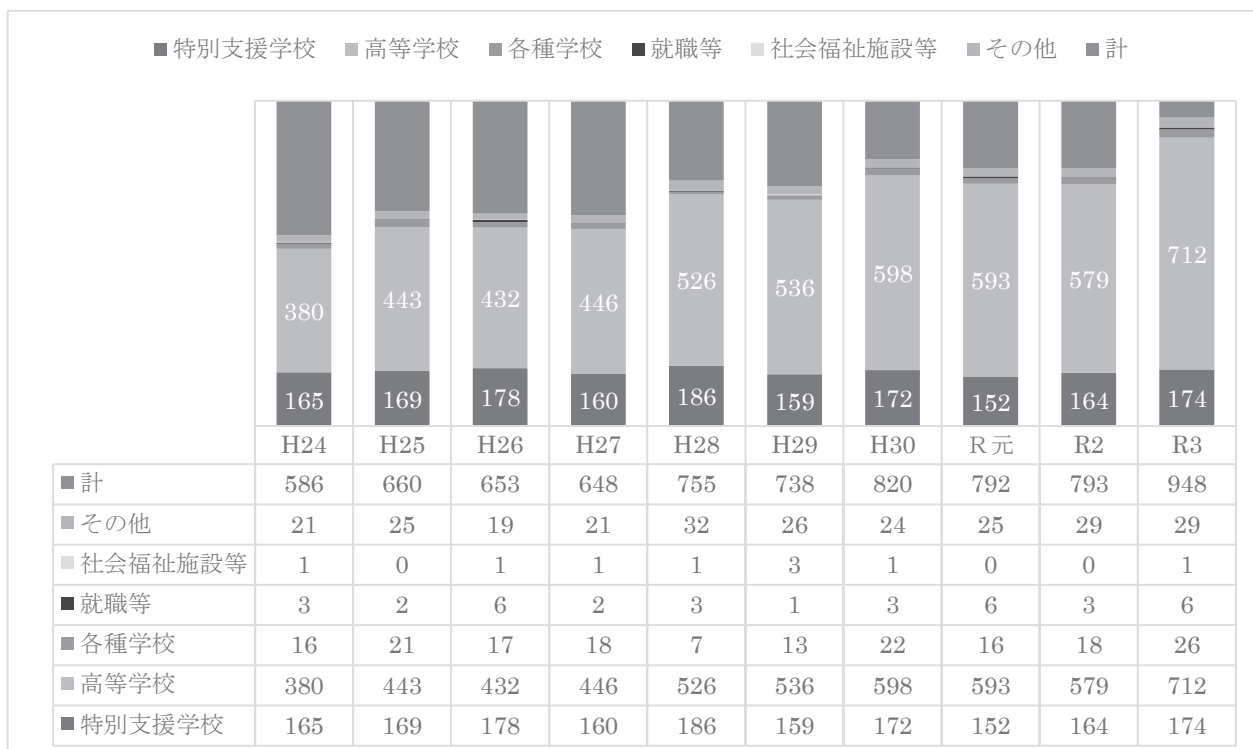
### 【自閉症・情緒障害特別支援学級】



## 6 中学校特別支援学級卒業生の進路状況

○毎年、中学校特別支援学級卒業生の7割以上が高等学校に進学している。

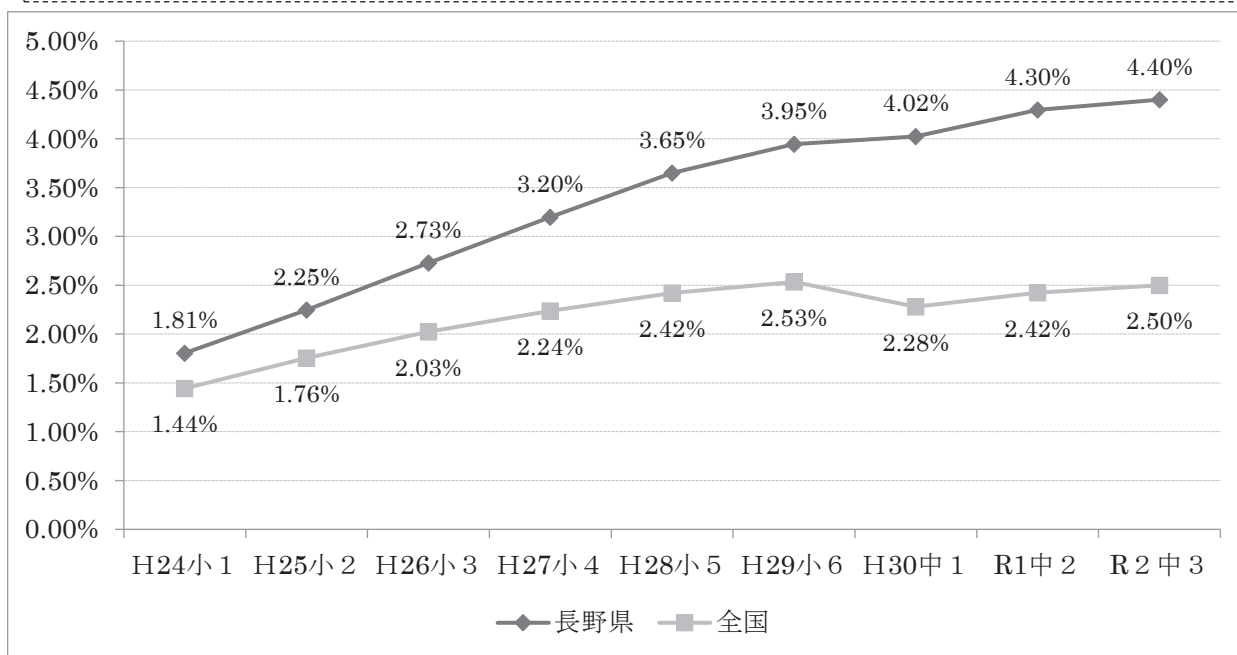
(人)



## 7 特別支援学級在籍率の学年進行による推移（全国比較）

[平成24年度に小学校に入学し、令和2年度に中学校を卒業した学年の年度ごとの在籍率の推移]

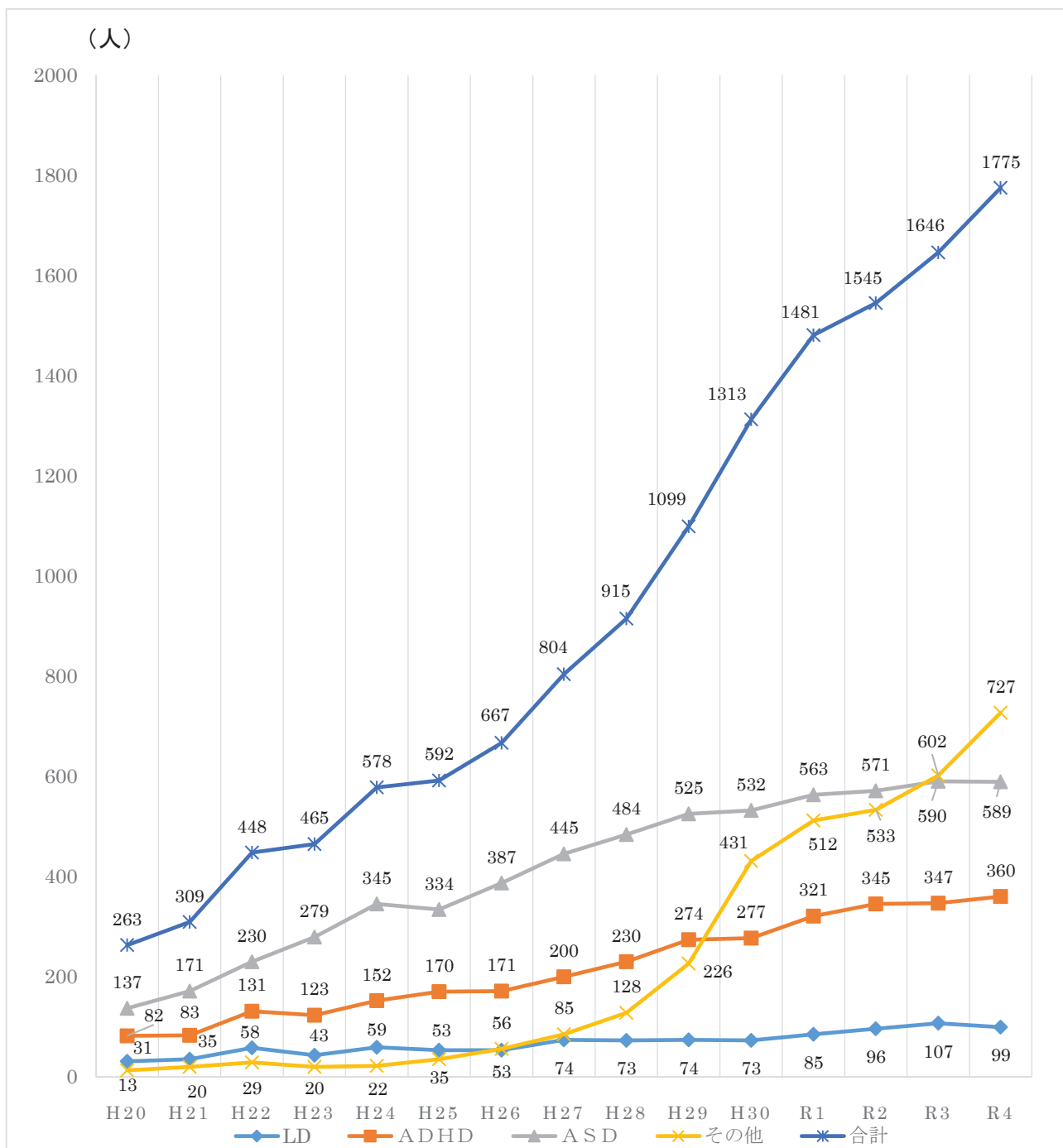
○H24年度の入学時は全国との差が小さいが、その後、通常の学級から特別支援学級に移る率が全国に比して高く、学年を追うごとに差が開いている。



## 資料Ⅱ 高等学校の状況

### 1 高等学校における発達障がいに関する実態調査の結果

○高等学校における発達障がいの診断等がある生徒数は増え続けており、医師による診断のある生徒は4.14%（R4）。すべての定時制、通信制高校に発達障がいの診断のある生徒が在籍している。

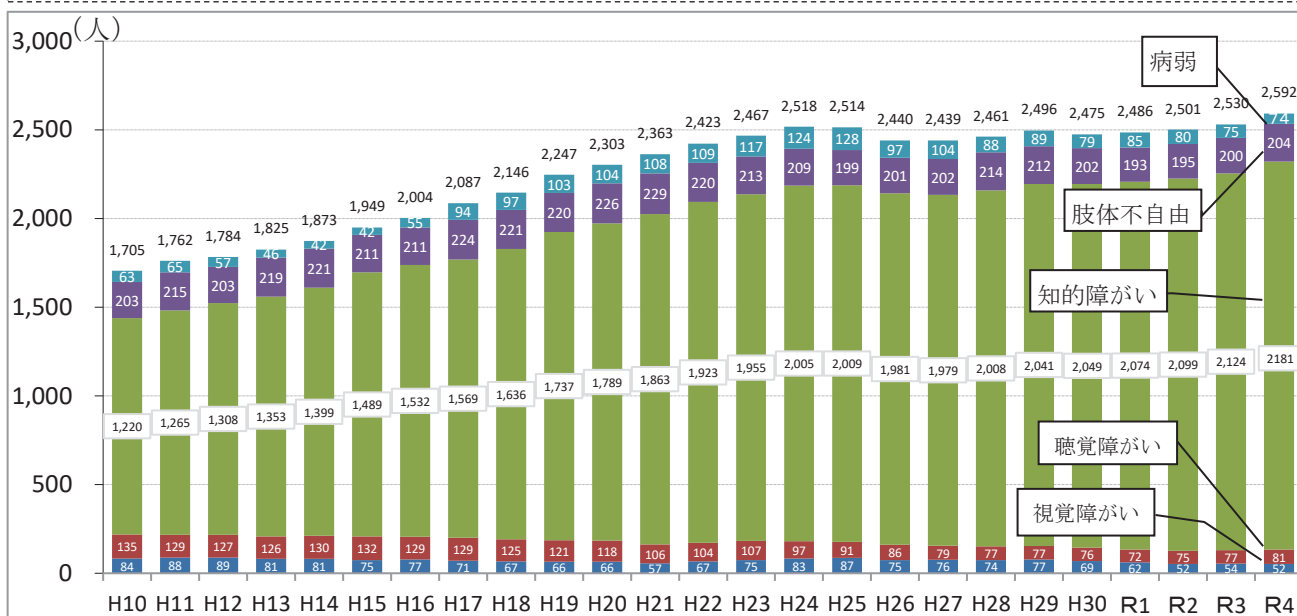


- ・ 学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、自閉症等（ASD）の数値は、本県独自調査による。（ASDには、広汎性発達障害、高機能自閉症、アスペルガー症候群を含む。その他には、反抗挑戦性障害、複数の診断等を含む。）

### 資料Ⅲ 特別支援学校の状況

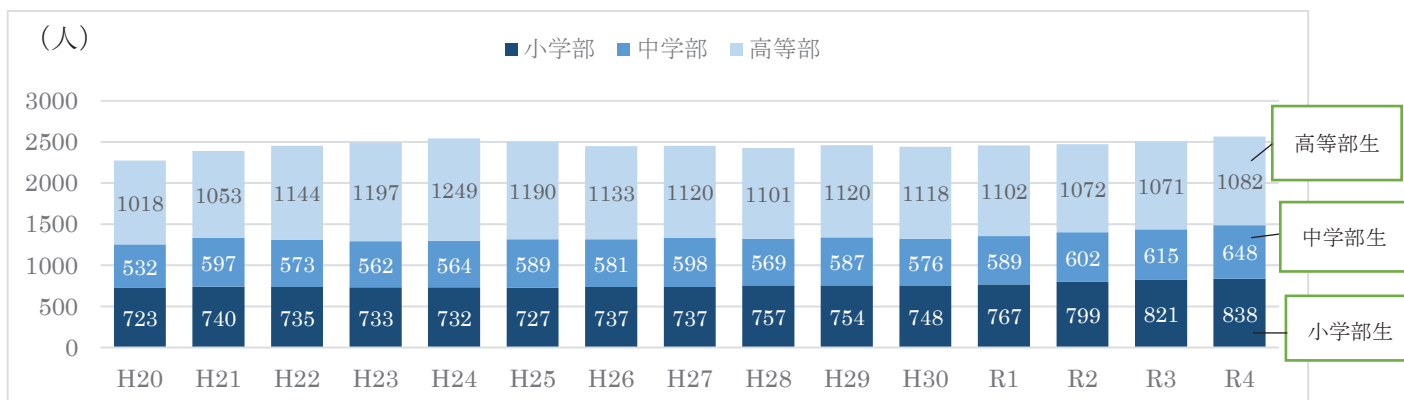
#### 1 特別支援学校児童生徒数の推移

○H26以降、視覚障がい・聴覚障がい・肢体不自由・病弱特別支援学校の児童生徒数は、ほぼ横ばい。知的障がい特別支援学校児童生徒数は微増傾向。



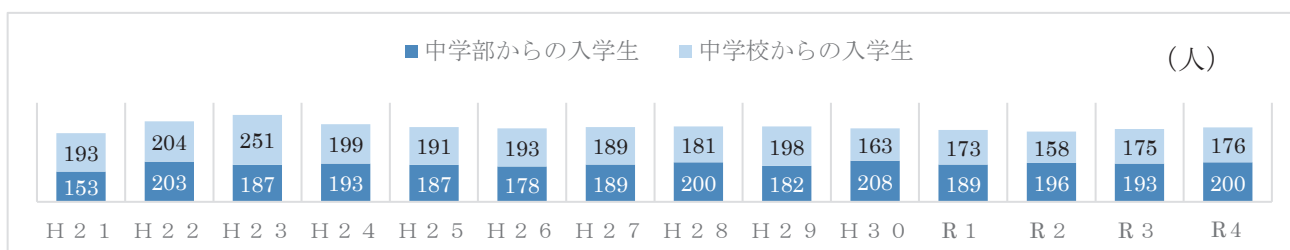
#### 2 特別支援学校 各部の児童生徒数の推移

○高等部生が占める割合が高い。小学部生が増加傾向にある。



#### 3 高等部1年生の出身校種別生徒数の推移

○高等部に入学する生徒の約半数が、中学校からの入学生である。

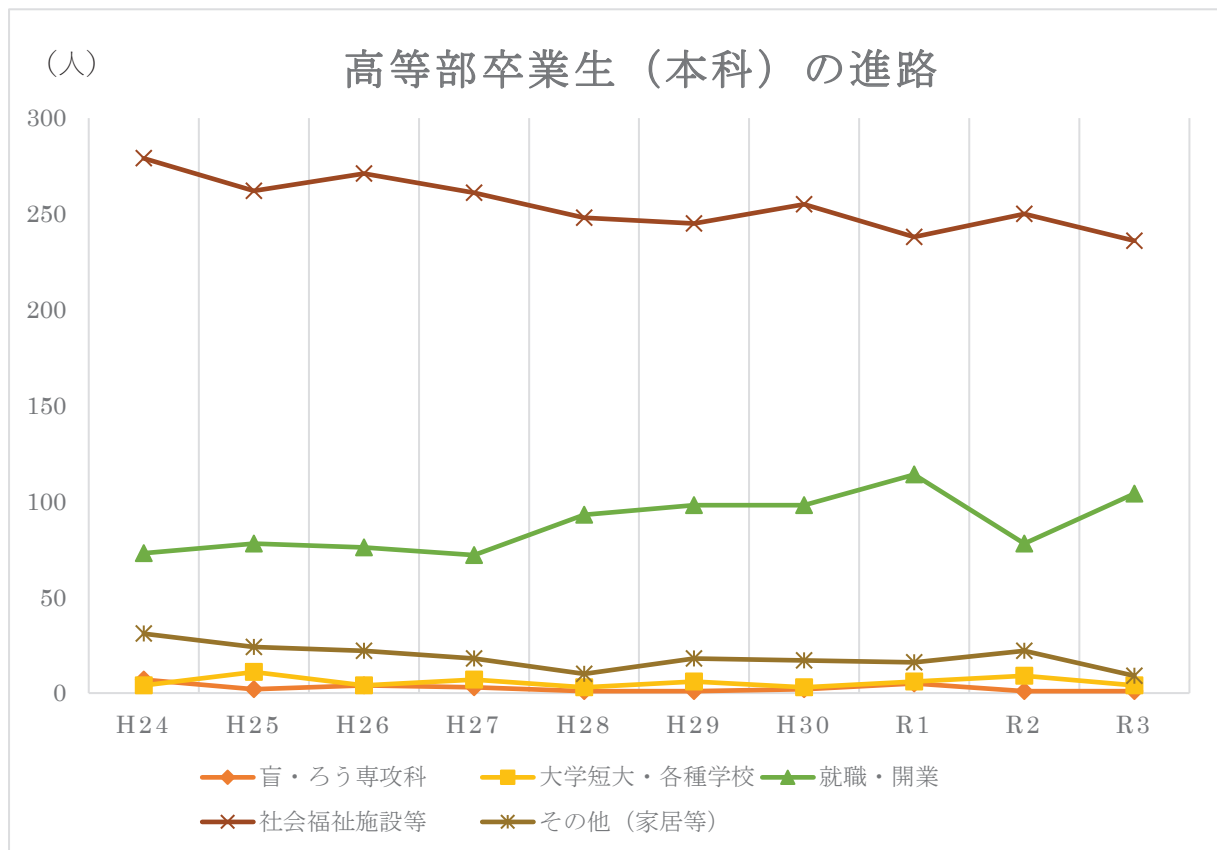


#### 4 高等部卒業生（本科）の進路

○卒業生の約7割弱の進路先が社会福祉施設等である。一般就労（就職・開業）は約3割弱で推移。

(人)

進路	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
盲・ろう専攻科	7 (1.8%)	2 (0.5%)	4 (1.0%)	3 (0.8%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	2 (0.5%)	5 (1.3%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)
大学短大・各種学校	4 (1.0%)	11 (2.9%)	4 (1.0%)	9 (2.5%)	3 (0.8%)	6 (1.6%)	3 (0.8%)	6 (1.6%)	9 (2.5%)	4 (1.2%)
就職・開業	73 (18.5%)	78 (20.7%)	76 (20.2%)	72 (19.8%)	93 (26.2%)	98 (26.6%)	98 (26.1%)	114 (30.1%)	78 (21.7%)	104 (29.4%)
社会福祉施設等	279 (70.8%)	262 (69.5%)	271 (71.9%)	261 (71.9%)	248 (69.9%)	245 (66.6%)	255 (68.0%)	238 (62.8%)	250 (69.4%)	236 (66.7%)
その他 家居等	31 (7.9%)	24 (6.4%)	22 (5.9%)	18 (5.0%)	10 (2.8%)	18 (4.9%)	17 (4.6%)	16 (4.2%)	22 (6.1%)	9 (2.5%)
計	394	377	377	363	355	368	375	379	360	354



## 5 特別支援学校高等部卒業生の現場実習実施状況と就職率

○就職率は全国平均を上回っている。現場実習での実習者数、一般就労者数とも H28 以降ほぼ横ばいで推移。

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
長野県	卒業生数	394人	377人	377人	363人	355人	368人	375人	379人	360人	354人
	現場実習実施者数	128人	134人	126人	116人	120人	138人	128人	156人	102人	135人
	一般就労者数	73人	78人	76人	72人	93人	98人	98人	114人	78人	104人
	現場実習実施者の就職率	57.0%	58.2%	60.3%	62.0%	77.5%	71.0%	76.6%	73.1%	74.3%	77.0%
	就職率	18.5%	20.7%	20.2%	19.8%	26.2%	26.6%	26.1%	30.1%	21.7%	29.4%
全国	就職率	27.7%	28.4%	28.8%	29.4%	30.1%	31.2%	32.3%	23.4%	21.0%	20.5%

## 6 特別支援学校高等部分教室卒業生の進路状況

○高等部分教室卒業生の一般就労率は高い。

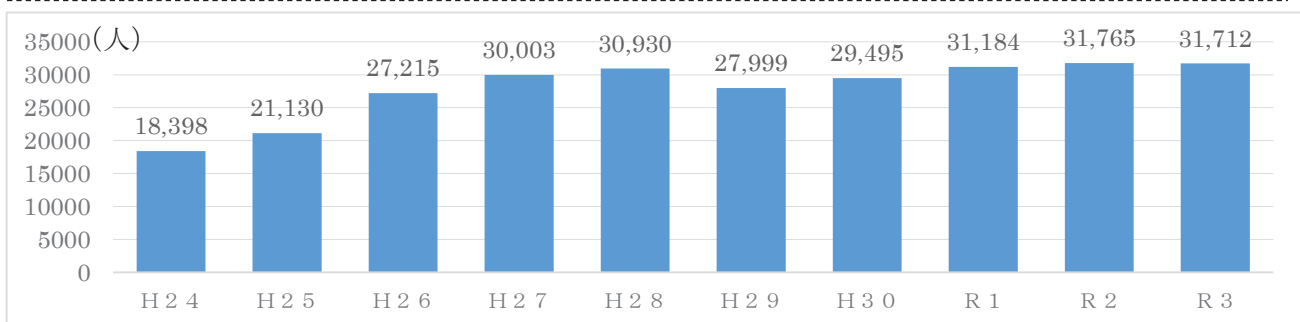
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
卒業生	20人	23人	28人	30人	31人	41人	53人	45人	56人
一般就労者数	14人	19人	21人	25人	25人	31人	40人	25人	39人
就職率	70%	82.6%	75%	83.3%	80.6%	75.6%	75.5%	55.6%	69.6%

※高等部分教室

学校名	分教室名	設置場所	設置
稲荷山養護学校	更級分教室	更級農業高等学校	H17
長野養護学校	朝陽教室	長野盲学校	H22
安曇養護学校	あづみ野分教室	南安曇農業高等学校	H22
伊那養護学校	中の原分教室	上伊那農業高等学校	H24
小諸養護学校	うすだ分教室	佐久平総合技術高等学校（臼田キャンパス）	H26
長野養護学校	すだか分教室	須坂創成高等学校（前須商キャンパス）	H28
松本養護学校	しなの木教室	松本盲学校	H28
諏訪養護学校	ふじみの森分教室	富士見高等学校	H30

## 7 特別支援学校への小・中・高校等からの延べ相談件数

○就学相談（判断）件数はH27以降、ほぼ横ばいで推移。

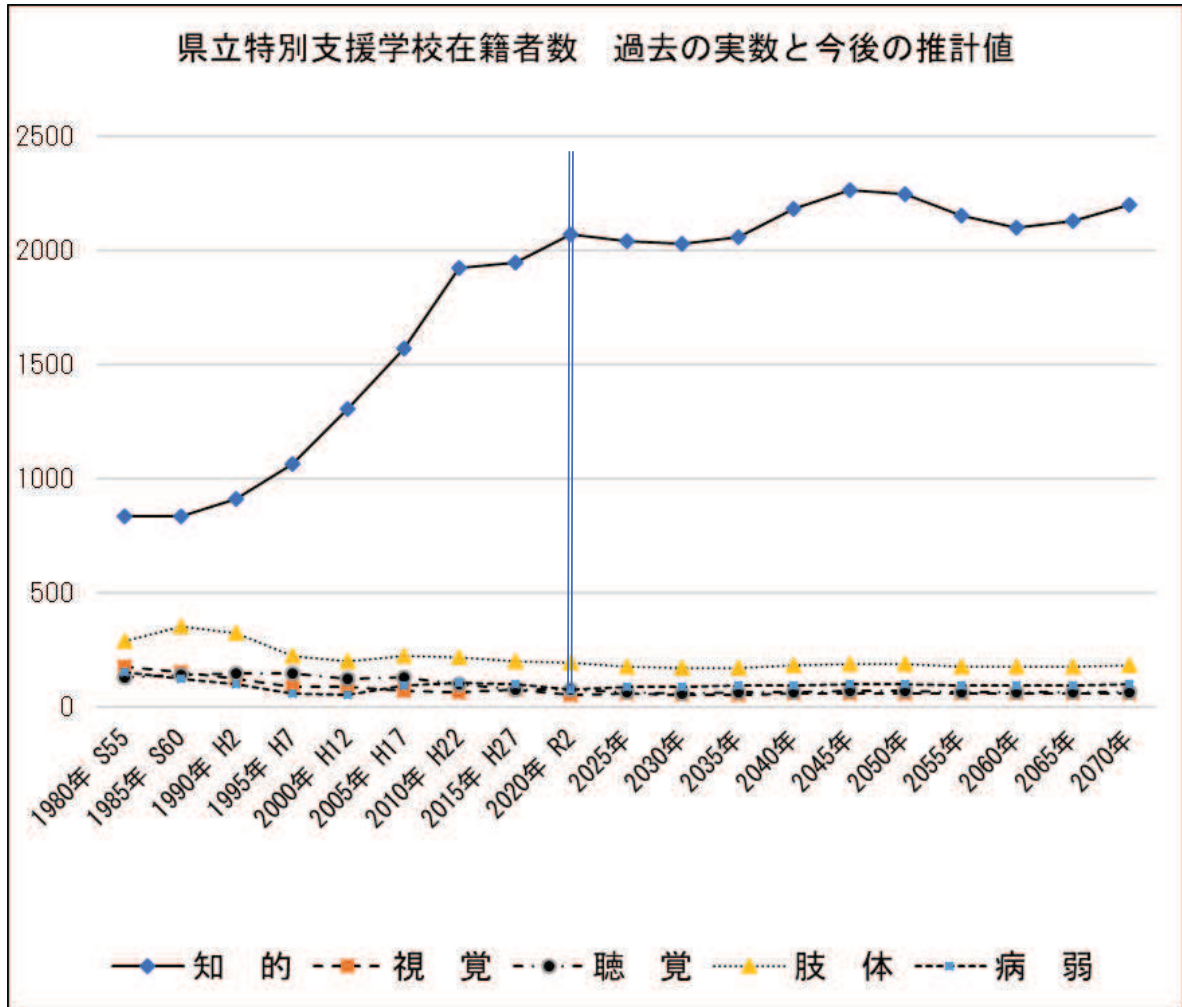




## 8 特別支援学校 児童生徒数の推移と今後の見込み

○視覚障がい、肢体不自由、病弱特別支援学校は今後横ばいで推移の見込み。  
 ○知的障がいは微増、聴覚障がいは減少で推移の見込み。

(人)

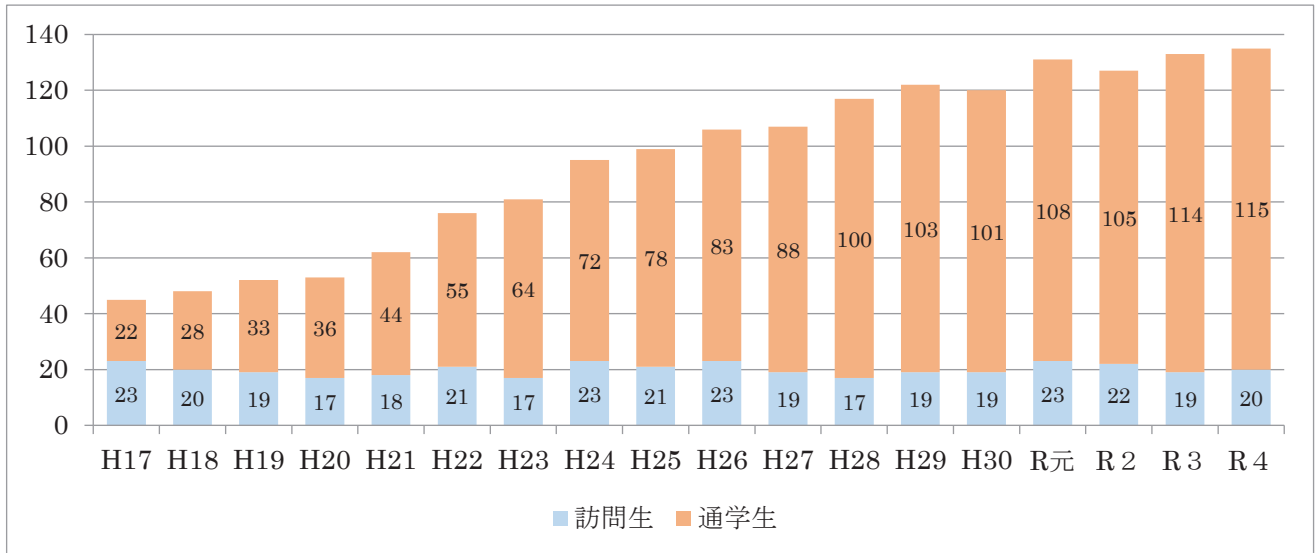


出典：長野県特別支援学校整備基本方針（令和3年3月）

### 9 特別支援学校において学校看護師による医療的ケアを受けている児童生徒数の推移

○特別支援学校において学校看護師による医療的ケアを受けている児童生徒は年々増加しており、特に通学生が増加している。(R4：17校に在籍)

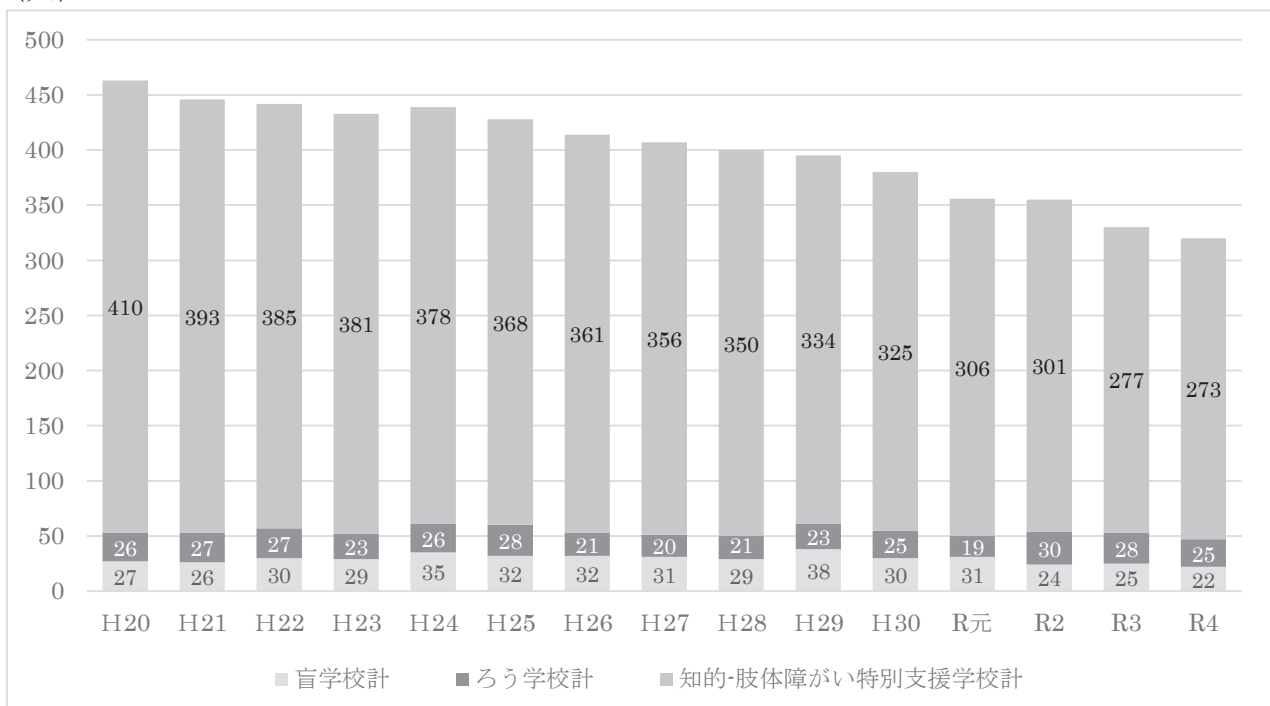
(人)



### 10 特別支援学校における寄宿舎を利用している児童生徒数の推移

○特別支援学校の寄宿舎は15校に設置されており、利用者は全体としては年々減少している。  
(R元年から、中信地区特別支援再編計画を受けて、松本ろう学校の寄宿舎を寿台養護学校の知的障がいのある生徒が共同で利用している。)

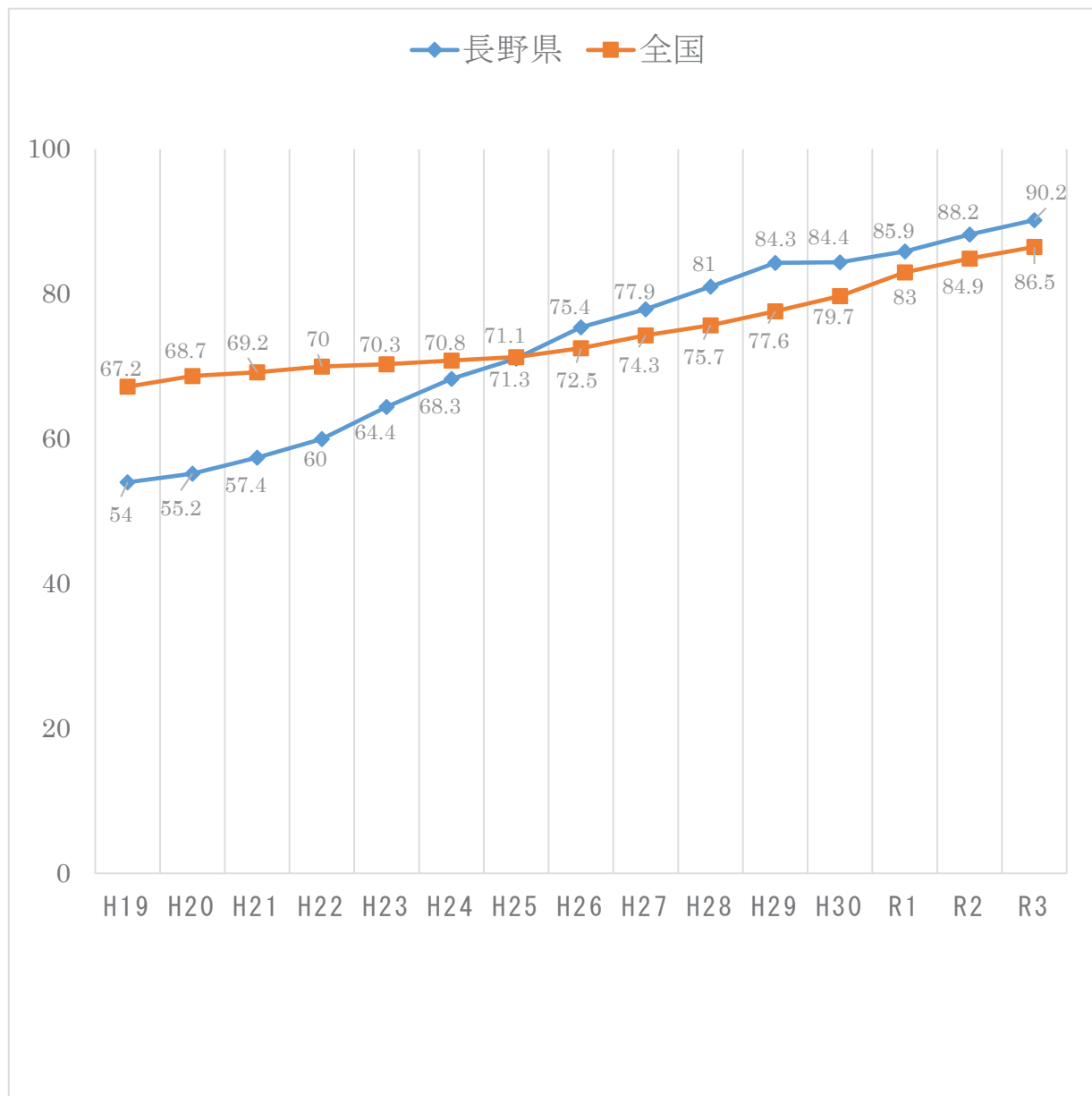
(人)



## 11 特別支援学校における特別支援学校教諭免許保有率

○特別支援学校における特別支援学校教諭免許保有率は、年々増加している。

(%)

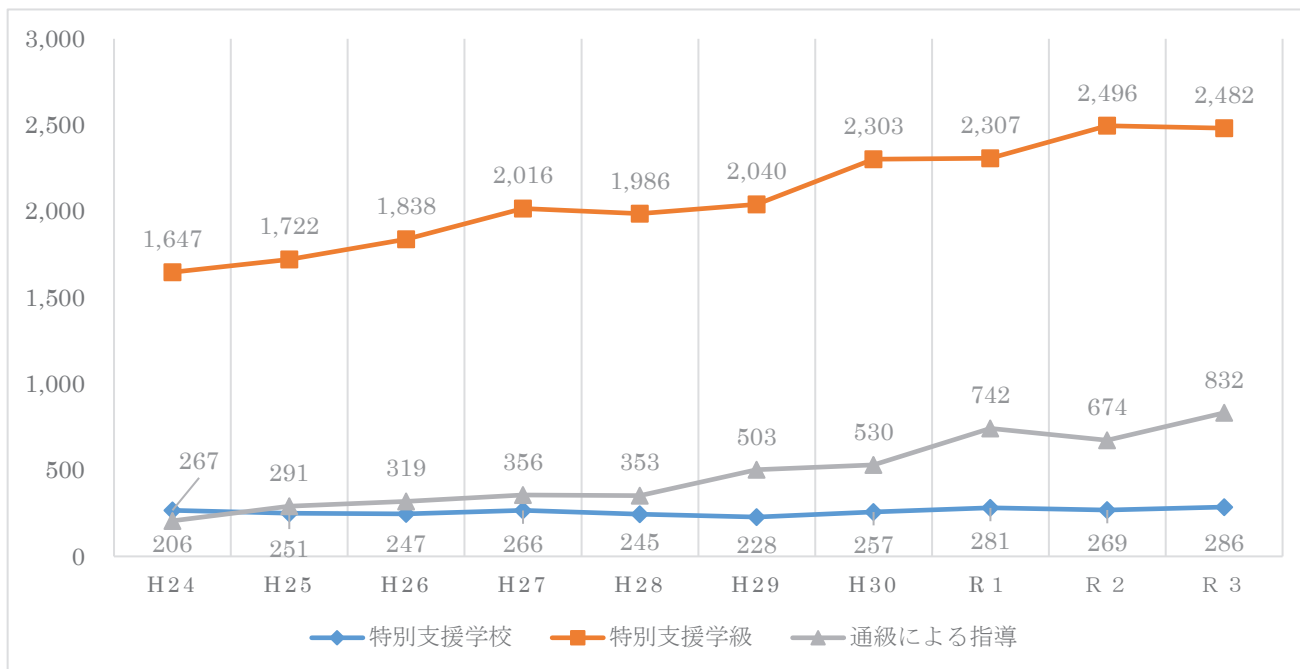


## 資料Ⅳ 地域連携・教育支援の状況

### 1 市町村教育支援委員会の判断件数の推移

- 就学相談（判断）件数は増加傾向。
- 特別支援学級、通級による指導の判断件数が増加傾向。

(件)

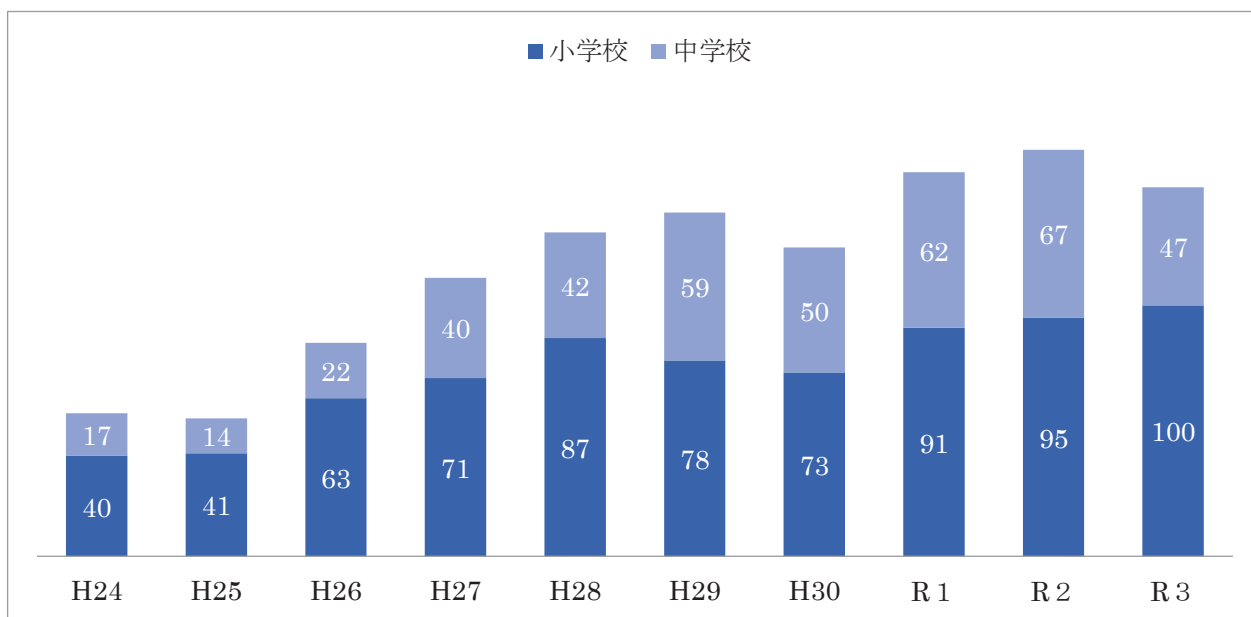


### 2 学びの場の見直し実施状況

(自閉症・情緒障害特別支援学級から通常学級へ学びの場を変更した児童生徒数)

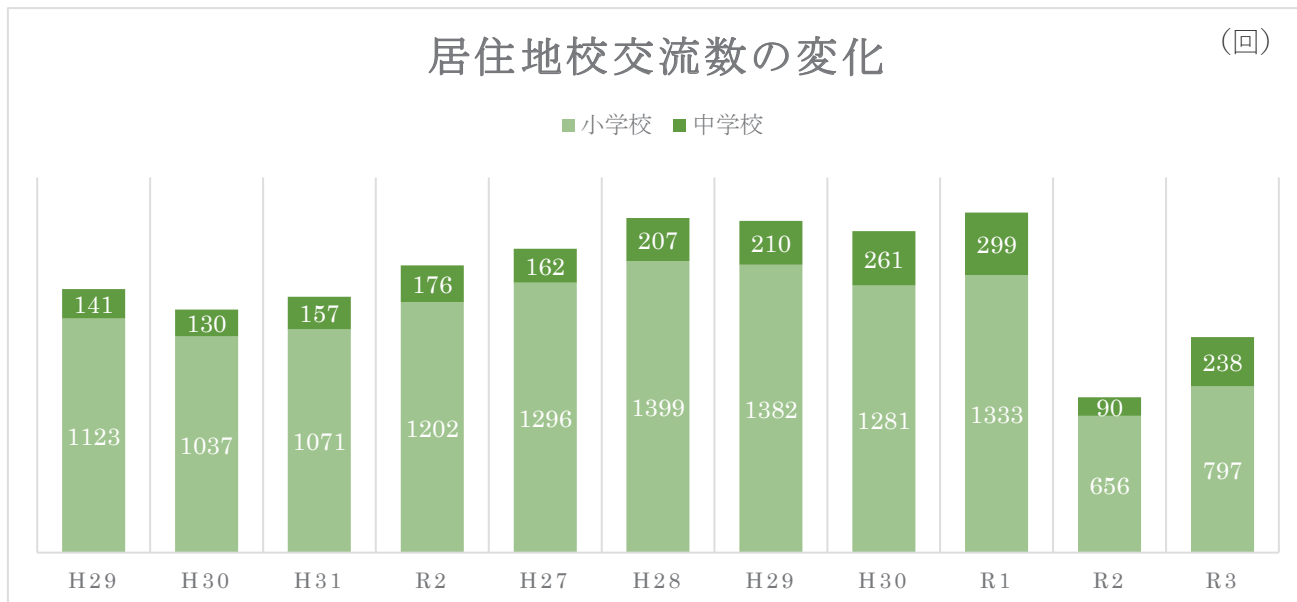
- 学びの場の見直しが進んでいる。

(人)



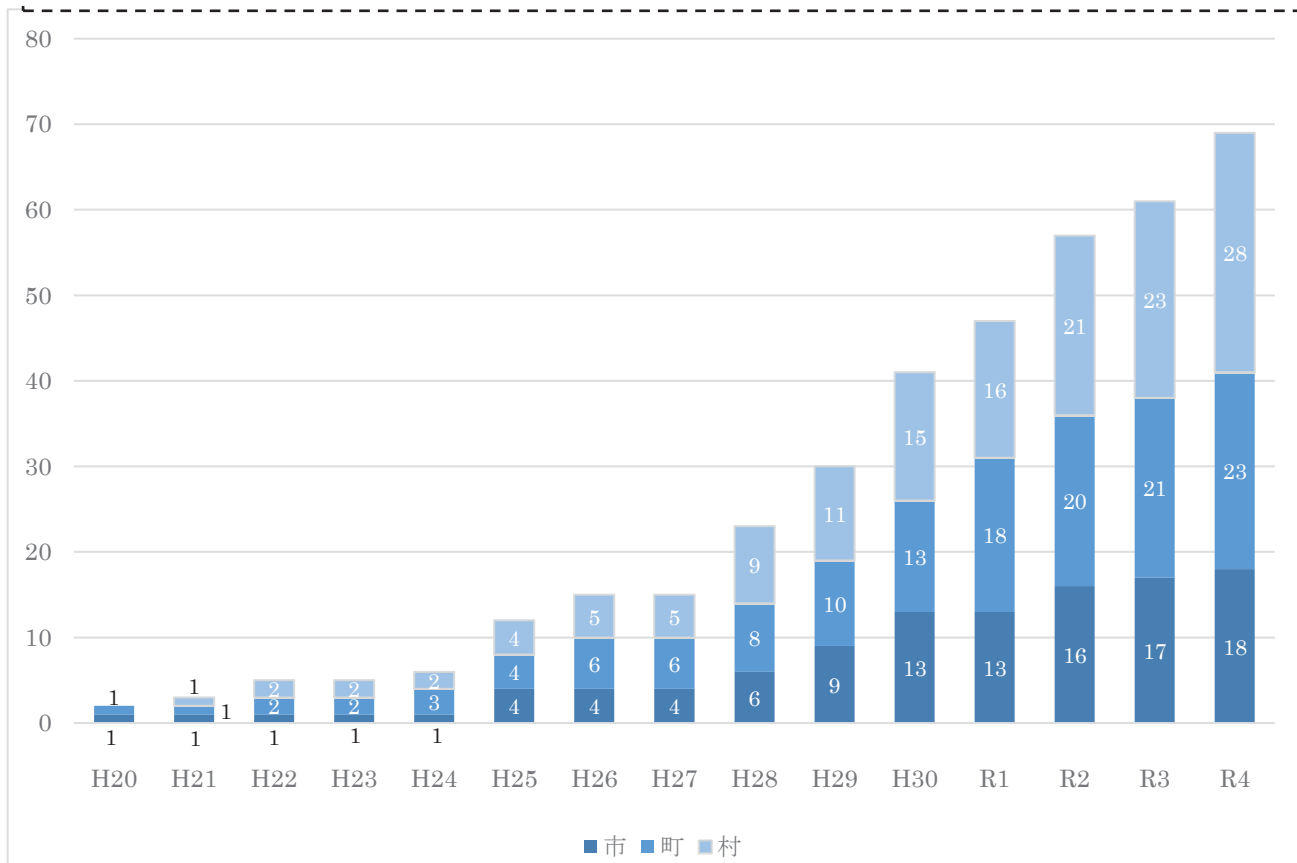
### 3 特別支援学校児童生徒の居住地校交流の実施状況

○特別支援学校の児童生徒で、居住地校との「交流及び共同学習」を実施する児童生徒が増えている。(R2以降はコロナ禍のため減少)



### 4 副次的な学籍（副学籍）を実施している市町村

○副次的な学籍に取り組む市町村が、年々増えている。



第3次長野県特別支援教育推進計画策定までの経過		
年月日	検 討 経 過	
R3. 10. 14	特別支援教育連携協議会①	第2次長野県特別支援教育推進計画（H31～R4）の現状と課題
R4. 1. 31	特別支援教育連携協議会②	本県が目指すべき方向（小・中学校、高等学校）
R4. 5. 30	特別支援教育連携協議会③	本県が目指すべき方向（特別支援学校、地域連携等）
R4. 7. 25	特別支援教育連携協議会④	第3次長野県特別支援教育推進計画 骨子案について
R4. 10. 31	特別支援教育連携協議会⑤	第3次長野県特別支援教育推進計画 素案について
R5. 1. 18 ～2. 16	県民意見公募（パブリックコメント）	
R5. 3. 8	特別支援教育連携協議会⑥	第3次長野県特別支援教育推進計画（案）について
R5. 3. 23	県教育委員会定例会	第3次長野県特別支援教育推進計画の決定

長野県特別支援教育連携協議会委員名簿		
区 分	氏名(敬称略)	所属・職名
大学教授	赤塚 正一	長野大学社会福祉学部 教授
保護者	市川 真希	飯山養護学校PTA会長
高等学校	上原 浩子	東御清翔高等学校長
市町村（保育関係）	大井 真美子	坂城町子育て支援センター長
市町村（教育委員会）	片桐 俊男	中川村教育委員会 教育長
中学校	片山 ますみ	大町市立八坂中学校長
福祉関係者	熊谷 恵子	長野市北部発達相談支援センター 専門員
小学校	城田 純子	飯田市立松尾小学校長
医療関係者	関 ひろみ	東長野病院 小児科医長
特別支援教育コーディネーター 通級指導教室担当	竹内 雅人	中野市立南宮中学校 特別支援教育コーディネーター地区代表 通級指導教室担当
大学教授	永松 裕希	信州大学 理事・副学長
大学教授	樋口 一宗	松本大学教育学部 教授 【座長】
特別支援学校	松嶋 則行	安曇養護学校長
民間企業関係者・福祉関係者	湯原 正行	中小企業家同友会障害者問題委員長 特定非営利活動法人ハンディキャップしあわせサポートクラブ理事長
教職員	米倉 拓也	長野養護学校 教諭

## 第3次長野県特別支援教育推進計画

令和5年（2023年）3月発行

編集 長野県教育委員会特別支援教育課

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

TEL：026-235-7456

FAX：026-235-7459

### 第3次長野県特別支援教育推進計画（案）のパブリックコメントの結果について

特別支援教育課

1 募集期間 令和5年1月18日（水）～令和5年2月16日（木）30日間

#### 2 ご意見の数

(1) 県民からのご意見	8名	意見数	35件
(2) 関係団体からのご意見	6団体	意見数	114件
	計	14団体・名	149件

#### 3 項目別意見数

項目	件数
第1章 基本的な考え方と目標	7
第2章 推進の方向	
I 小・中学校における特別支援教育の充実	(小計44)
1 多様性を包み込み、すべての児童生徒が安心して学べる通常の学級の実現	27
2 必用に応じて適切な支援が受けられる「連続性のある多様な学びの場」の整備	13
3 学校全体がチームで支援するための体制づくり	4
II 高等学校における特別支援教育の充実	(小計46)
1 特別支援教育に係る支援力の向上	28
2 多様な教育的ニーズに応じるための仕組みの整備	15
3 卒業後を見据えた進路先との連携や地域の多様な支援機関との連携強化	3
III 特別支援学校における教育の充実	(小計37)
1 特別支援学校の教育環境の改善	12
2 多様な教育的ニーズに対応する専門性のさらなる強化	13
3 卒業後の多様な自立につながるキャリア教育・交流及び共同学習・生涯学習の充実	11
4 インクルーシブな教育を支えるセンター的機能の充実	1
IV 共生社会づくりに向けた地域における連携や教育支援の充実	(小計12)
1 地域連携による支援の充実	5
2 教育支援の機能強化に向けた支援	5
3 共生社会の実現に向けた理解啓発の促進	2
その他	3
合計	149

#### 4 ご意見への対応（案）

別紙のとおり



### 第3次長野県特別支援教育推進計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映対応(案)

No	目次	項目	該当箇所	いただいたご意見	計画(案)への反映対応(案)
1	基本方向			日々相談活動を行っている、不登校や引きこもり、発達障害などに関わる相談があります。不登校が過去最多でもあるように、子どもたちを取り巻く社会のあり様や学校での息苦しさを出発点にせず、次期推進計画の策定は行えないと考えます。また、学校に求められる学びとして「ICT等を活用した個別最適な学び」と、「協働的な学び」の充実が挙げられますが、これは上位計画である次期長野県教育振興基本計画の方向を記載しただけで、特別支援教育として大切にすべき学びは触れられていません。記載された基本方向からは明確なビジョンは感じられず、県として大切にすべき学びについての捉えも極めて不十分であると思います。	令和の日本型学校教育で提言された「個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実」は、多様な児童生徒一人ひとりに応じた学びを進めるとともに、多様な他者と学ぶ機会を確保するものであり、共生社会の実現に向けても必要不可欠な方向性であると考えます。子どもたちを取り巻く環境が、一人ひとりを尊重し多様性を包み込む社会や学校になるよう具体的な施策を着実に推進できるよう努めてまいります。
2	基本方向			2ページで2014年に公布された「障害者権利条約」について触れているが、「障害者が、その人格、才能及び想像力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること」という教育におおける目的にかかわって、県教委の考えを記述してほしい。また2022年の障害者権利条約権利委員会の総括所見についての考えを示す必要がある。	障害者権利条約の教育の目的の一つである「障害者が、その人格、才能及び想像力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること」については、本県が目指す基本目標である「すべての子どもが持てる力を最大限に発揮し、共に学び合うインクルーシブな教育」とつながるものと考えており、この基本目標実現のための教育環境整備に取り組みでまいります。障害者権利条約権利委員会の総括所見については、国の動向も注視してまいります。
3	基本方向			2ページに、「第2次長野県特別支援教育推進計画」に触れ、「障がいのある子どもが自立と社会参加に向け、できる限り身近な地域で同世代の友と共に学ぶ中で持てる力を最大限伸ばすことができる…すべての子どもが仲間と出会う中で多様性を認め合い…目指して、取り組んでまいります」などと記されているが、私も大賛成です。しかし、具体的に、どのような実践や取り組みが行われてきたのかわかりません。県としての評価もわかりません。第2次計画に対する県の評価を教えてください。第3次計画では、「すべての子どもが持てる力を最大限に発揮し、共に学び合うインクルーシブな教育」、「誰ひとり取り残されない」など素晴らしい方向性や目標がたくさん示されています。このような「第3次計画」の評価がどのようにまとめられるのかを教えてください。	第2次推進計画に関わる評価については、それぞれの項目ごとの「現状と課題」において具体的に記載しております。また、令和3年度からの長野県特別支援教育連携協議会においても評価に係る協議が行われており、資料については長野県教育委員会のホームページに掲載しております。第3次計画の成果についても、今後の長野県特別支援教育連携協議会において評価に係る協議を行っていく予定です。
4	基本方向			国連・障害者権利委員会の総括所見(勧告)に対する県としての評価と計画の検討をについて触れていただけたいと思います。	いただいたご意見につきましては、国の動向を注視してまいります。
5	基本方向	(高校)		高校卒業までに多様なニーズのある一人ひとりを社会につなげる役割が高校にはある。インクルーシブ教育の実現とその先にあるウェルビーイングにつながる教育とは理想的ではあるが、基本方向に「少人数の学習環境の確保」が盛り込まれない限り、保護者、当事者の要望に応えることは困難である。	国の基準を踏まえ教員配置を行っており、高校における少人数学級の設置は困難な状況にあります。多様なニーズに対しては、適切な学びの場の確保や教員の支援力向上等取り組んでまいりたいと考えております。
6	基本方向	(高校)		夜間定時制課程における少人数の環境を継続することは必須条件であり、小規模定時制は残されることが地域の希望である。	様々な生徒が、自らの学習や生活スタイルに合せて主体的に学び方を選択できる柔軟な仕組みの整備が必要と考えられており、現在、夜間定時制が担う役割を維持することは大切なことと考えています。

第3次長野県特別支援教育推進計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映対応(案)の考え方の考え方

No	目次	項目	該当箇所	いただいたご意見	計画(案)への反映対応(案)
7	基本方向	(高校)		高校の多部制・単位制については生徒の実態に合わせた専任コーディネーター、通級指導担当の明確な配置が急務であるため、現場任せにせず基本方針に盛り込むべきである。	特別支援教育コーディネーターの専任化は直ちには困難ですが、国に対して引き続き要望をしております。通級指導担当者については、学校が活用しやすいように対応してまいります。
8	小中学校	1 通常の学級における支援の実 8 小中学校	(1)	1 つめの「・」修正 理由：通常学級がインクルーシブな場であることは大変重要な観点であると考えますが、あまりにも多忙な状況の中、さらに例え簡便なアセスメントを学級が行い、それに基づいて、授業の構築や教材・教具を準備するのは理想ではありませんが実現可能とは言えません。20人以下の少人数学級や複数担任制を順次取り入れ、客観的なアセスメントの前に子どもたち一人ひとりと信頼関係を築き、担任が一人ひとりのことを深く理解できる環境を整えることが重要ではないでしょうか。少人数学級の実現にはかなり長期的な展望を持たなければならぬことは理解できるので、まずは支援員制度を大いに活用し、20名以上の学級には必ず配置し、どの子どもも安心して学べる環境を保障すべきです。また、あれもこれも担任ではなく、適切に役割分担がされ、子どもたちを複数目の目で捉えることが深い理解につながると考えます。よって以下のように全面的な修正をお願いします。 ・「多様な認知等の特性に応じた個別最適な学びを実現するため、将来的に20人以下の少人数学級の編成や複数担任制を実施する。当面は、20人以上の学級には支援員を配置し、通常学級の担任が一人ひとりの声を聴いたり、ねがいを汲み取りやすくし、適切に把握できるようになる。客観的なアセスメントの活用については、専任化された特別支援教育コーディネーターや臨床心理士と連携し、より内面に迫った理解を行い、子どもがねがいがいそだった授業の展開や活動の構築につながるようにはします。」	いただいたご意見につきましては、国の教育制度に係るご意見であり、本計画案への反映は困難でありますが、引き続き、多様な児童生徒にきめ細かに対応できる学びの環境の整備に努めてまいります。特別支援教育コーディネーターの配置はまた、厳しい財政状況下であり、専任の特別支援教育コーディネーターの負担軽減策を検討するとともに、特別支援教育の充実に向け加配を国に要望してまいります。
9	小中学校	1 通常の学級における支援の実	(1)	2 つめの「・」1行目に加筆 理由：通級指導教室の件については、後段で詳しく述べますが、「通常の学級の充実」の観点から通級指導教室との密接な連携は不可欠であるため、ここへの記入も求めます。 ・「将来的にすべての小中学校に通級指導教室を設置し、どの子どもも特性やニーズに応じて、適切な学びを安心して受けることができる環境を整えます。通級による指導で身につけた～」	通級指導教室の設置については、1-2-1(1)に、「通級による指導を必要とするすべての児童生徒が、通級指導教室を利用できるように、通級指導教室とサテライト教室をニーズに応じて適切に設置します」と記載しました。

第3次長野県特別支援教育推進計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

No	目次	項目	該当箇所	いただいたご意見	計画(案)への反映対応(案)
10	小中学校	1 通常の学級における支援の充実 実	(1)	3つめの「・」に加筆 理由：「すべての児童生徒がわかる・できる授業」の実践は歓迎すべき記述ですが、現状でも多くの教職員はそうねがいがいるという捉えは、「教職員の深刻な勤務実態」を認識されている県教委の姿勢と矛盾するのではないのでしょうか。まず、北欧のように、教職員が子どもたち一人ひとりを深く理解し、教職員自身が豊かに学び、教材・教具等を子どもたちに応じて準備できる状況を整えること。つまり、業務を精選し、教員の本来の業務である「子どもへの教育をつかさどる」ということに専念できる状況を整えることが真つ当な教育を行う上で先決ではないのでしょうか。よって以下の文の趣旨の挿入をお願いいたします。 ・「多様な児童生徒が～「できる」授業とするため、教材・教具の準備の時間を確保できるような業務内容の見直しを行います。共通基盤となる～」	働き方改革については、Ⅲ-1-(5)において、業務内容の見直しについて示しております。小中学校におきましても、教職員が心身の健康を保ち、やりがいを感じつつ子どもたちと向き合う時間を確保するため、教職員の働き方改革を進めてまいります。
11	小中学校	1 通常の学級における支援の充実 実	(1)	「多様性を包みこみ、すべての児童生徒が安心して学べる学級づくり」を目指すうえで、少人数学級(30人以下学級)の推進は必要不可欠。今後の取り組みの重点として少人数学級の推進について記載してほしい。(山梨県は来年度小4年生まで25人学級を広げること)	いただいたご意見につきましては、国の教育制度に係るご意見であり、本計画案への反映は困難ではありますが、引き続き、多様な児童生徒にきめ細かに対応できる学びの環境の整備に努めてまいります。
12	小中学校	1 通常の学級における支援の充実 実	(1)	「多様性を包みこみ、すべての児童生徒が安心して学べる通常の学級の充実」を実現するために、少人数学級の推進は必要不可欠である。通常学級における特別支援教育の充実のために、通常学級の人数をさらに少なくすべきで、計画に盛り込んでほしい。	いただいたご意見につきましては、国の教育制度に係るご意見であり、本計画案への反映は困難ではありますが、引き続き、多様な児童生徒にきめ細かに対応できる学びの環境の整備に努めてまいります。
13	小中学校	1 通常の学級における支援の充実 実	(1)	「多様性を包み込み、すべての児童生徒が安心して学べる通常の学級の充実」のためにも、基本方向にある「すべての子どもが持てる力を最大限に発揮し、共に学びあうインクルーシブな教育」のためにも、学級人数を減らすことは不可。国連障害者権利委員会からの勧告でも合理的配慮の不十分さが指摘されているが、現状の35人定員の学級では配属したくても限界がある。「目指す姿」にも「すべての学級において、すべての児童生徒が必要な時に必要な支援を受けられ…」とあるが、そのためには思い切った学級定員の引き下げが必要。	いただいたご意見につきましては、国の教育制度に係るご意見であり、本計画案への反映は困難ではありますが、引き続き、多様な児童生徒にきめ細かに対応できる学びの環境の整備に努めてまいります。
14	小中学校	1 通常の学級における支援の充実 実	(1)	現状と課題に新たに起項 理由：知事が全国の場で公言されたように、通常学級の定員引き下げが急務だと考えます。教職員の過労死ラインを超えた勤務状態の中で、これ以上の業務を求めるとは不可能です。コロナ禍で「分散登校」を経験し、子どもたちをじっくりと向き合えることの良さを強く感じました。上段の「目指す姿」を実現するために通常学級の定員引き下げ等の基礎的環境整備の記入が必要だと考えます。よって以下の文の趣旨の挿入をお願いいたします。 「通常の学級は在籍数が多く、教職員の過密・過重労働が深刻な状況にある。一人ひとりのニーズに応じた支援を行うためには、欧米並みの学級定員への引き下げや複数担任制など、抜本的な改善を国に求めるとともに、県独自でもより手厚い対応が必要。」	いただいたご意見につきましては、国の教育制度に係るご意見であり、本計画案への反映は困難ではありますが、引き続き、多様な児童生徒にきめ細かに対応できる学びの環境の整備に努めてまいります。

第3次長野県特別支援教育推進計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

No	目次	項目	該当箇所	いただいたご意見	計画(案)への反映対応(案)
15	小中学校	1 通常の学級における支援の充実	(1)	不登校の子どもたちが過去最多を更新しています。この要因のひとつに、国連子どもの権利委員会が勧告する「過度に競争的な制度を含むストレスフルな学校環境」があります。日本政府にそうした環境から子どもたちを解放する措置を講ずることを勧告されています。子どもたちが安心して学べる学校生活とするために、学力テスト体制の改善、特に全国学力・学習状況調査への参加を奨励するなど、県としてもインクルーシブな学校環境となるよう改善に向けた取り組みを示す必要があります。	いただいたご意見につきましては、国の教育制度に係るご意見であり、本計画案への反映は困難であります。引き続き子どもが安心して学べる学校生活とするために、教育環境の充実の充実に努めてまいります。
16	小中学校	1 通常の学級における支援の充実	(1)	不登校の子どもたちが過去最多を更新するなか、国連子どもの権利委員会が日本の教育について勧告している「過度に競争的な制度を含むストレスフルな学校環境から脱却すること」が、子どもたちが安心して学べる学校生活にとって不可欠である。全国学力・学習状況調査への参加について再検討するなど、県としてもインクルーシブな学校環境となるよう改善策を示してほしい。	いただいたご意見につきましては、国の教育制度に係るご意見であり、本計画案への反映は困難であります。引き続き子どもが安心して学べる学校生活とするために、教育環境の充実の充実に努めてまいります。
17	小中学校	1 通常の学級における支援の充実	(1)	理由：国連の子どもの権利委員会が日本政府に「過度に競争的な教育」を改めるよう求められているように、全国学力テストの開始と相まって、通常学級に在籍することができず、特別支援学級の趣旨の挿入を希望しています。 「全国学力・学習状況調査等への参加について再考し、子どもたち一人ひとりの個性や特性を尊重し、個々の学びがすすむに合わせたきめ細やかな支援・指導を行うことが急務である。学ぶよろこびを感じられるよう、学習内容を精選し、多様性を包み込むことのできるゆとりのある教育課程の構築が必要。」	いただいたご意見につきましては、国の教育制度に係るご意見であり、本計画案への反映は困難であります。引き続き子どもが安心して学べる学校生活とするために、教育環境の充実の充実に努めてまいります。
18	小中学校	1 通常の学級における支援の充実	(1)	理由：不登校児生の個別の問題ではなく、長野県の学校の在り方が問われていると考えます。基本方向案に記された障害者権利条約の観点からインクルーシブな状態ではなく、学校からの「排除」が進んでいると言わざるを得ません。多様性を謳うのであれば、学校に通いたくても通えない子に心を寄せ、学校改革を行うべきです。よって以下の文の挿入をお願いします。 「不登校児生の急増について重く受け止め、一人ひとりの個性や特性が尊重され、自己肯定感・自尊感情を育むことが何より大切にされる学校づくり・学級づくりが必要。」	ご意見の趣旨につきましては、基本方向案において「一人ひとりの人格や権利を尊重して、多様性を包み込む社会に容れたいという行動が大前提である」と示すとともに、I-1-1(1)において「多様な児童生徒一人ひとりが大切にされ互いに認め合える学級づくりや、(中略)に関する理解を進めるため、各種研修機会等で取り扱うとともに、教育事務所指導主事の学校訪問時等に指導します」と示しました。
19	小中学校	1 通常の学級における支援の充実	(1)	各種学習委員会、シンポジウム、意見交換会などで最も多く出され、共通認識になった事は、通常の学校、学級における教育の抜本的な改善です。改善には、教育の在り方と学級規模や教員体制など教育条件整備の課題が指摘されています。 国連・子ども権利条約に基づき「過度に競争的な教育」、能力主義や人材育成のための教育、不寛容で管理・統制が強い教育などができない子どもたち」や「いじめ」の背景など、同様にインクルーシブ教育の大きな課題となっており、中学校から養護学校高等部に進学して行く子どもたちの自尊感情、自己肯定感の弱さも同じ課題を孕んでいます。現状認識として捉え直し、将来的な目標としてのインクルーシブ教育への道筋を描くことが求められています。	ご意見をいただきました事実は、今後、事業の実施段階で参考にさせていただきます。

第3次長野県特別支援教育推進計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

No	目次	項目	該当箇所	いただいたご意見	計画(案)への反映対応(案)
20	小中学校	1 通常の学級における支援の実	(1)	<p>抜本的な改善点は、「少人数学級(学級規模の大きさ)」と「教職員配置」です。先進諸外国における学級規模は平均十数人です。障害がある、外国から来て言葉が分からないなど支援が必要な子どもが在籍した場合、それぞれの支援の専門職が担任職以外に配置され支援に当たる体制ができています。インクルーシブ教育を実現するための最低限の条件と考えます。モデル校を創って研究を進めることも提案されています。</p> <p>教職員体制に関わって現場職員から強く求められているのは、コーディネーターの専任化です。現場で奮闘している教職員の大きな支えともなります。コーディネーターの専任化や保護者にとっても大切な存在となります。コーディネーターの専任化や学校規模に応じた定数化を文部科学省に求めながら、当面県独自で配置をすすめることも検討していただきたいと思えます。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、国の教育制度に係るご意見であり、本計画案への反映は困難ではありますが、引き続き、多様な児童生徒にきめ細かに対応できる学びの環境の整備に努めてまいります。</p> <p>特別支援教育コーディネーターは、教員や保護者、地域などの連絡調整に当たり、校内の支援体制を構築する上で重要な職務を担っています。と認識しています。厳しい財政状況下であり、専任の特別支援教育コーディネーターの配置は直ちに困難ですが、子どもたちにとって望ましいあり方を検討するとともに、特別支援教育の充実に向け加配を国に要望してまいります。</p>
21	小中学校	1 通常の学級における支援の実	(1)	<p>現場の教職員の労働、生活、健康等に関わる実態は深刻です。「子どもが何よりも好きで、夢や生きがいを持って教職に就きました。授業で扱う題材や進め方を考え、子どもたちの顔を思い浮かべながら教材・教具を準備し、学習を通して、『わかった』『おもしろかった』と笑顔の子どもを見つけた時は…」しかし、現状は、「雑務が多く、残業続きで、教材研究も十分に行きない」、「やりがいや失心の病気も…」との声が聞かれます。</p> <p>この計画案を読んだ現場職員はつぶやきました。「目指す姿などに異論はない、『すべての学級…すべての子どもが…最大限発揮…』してほしい。私も精一杯頑張りたい。でも、この計画では、教育条件整備には触れない。人も増やさない。先ず方、しっかりと研修して専門性を身につけ、校内で助け合って頑張ってください」と言われているようです。</p> <p>子ども連の主体性や多様性を認めるためには、教職員の主体性や多様性を認める姿勢が大切です。様々なマニュアルやお仕着せの研修・研究よりも教職員の自主的研修・研究を推奨していただきたいと思えます。</p>	<p>ご意見をいただきました事項は、今後、事業の実施段階で参考にさせていただきます。</p>
22	小中学校	1 通常の学級における支援の実	(1)	<p>「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」は、「医学モデル」から「社会モデル・人権モデル」に重きを置いた、可能な限り簡便なものとし、児童生徒・保護者の参画のもと作成して下さい。また、これら計画よりも、日々の学習や生活の評価を大切に、子どもや保護者が希望や意欲が持てる評価の方法と伝え方を検討して下さいます。</p>	<p>ご意見をいただきました事項は、今後、事業の実施段階で参考にさせていただきます。</p>

第3次長野県特別支援教育推進計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

No	目次	項目	該当箇所	計画(案)への反映対応(案)
23	小中学校	2 多様な学びの場の整備	(1)	<p>ご意見の趣旨につきましては、通級指導教室や特別支援学級の個々の教育的ニーズに応じた条件整備については、1-2「必要に応じて適切な支援が受けられる」「連続性のある多様な学びの場の整備」の現状と課題において、医療的ケア児への関係機関と連携した支援や、特別支援教育コーディネーターの役割の重要性につきましまして、1-3「学校全体がチームで支援するための体制づくり」の現状と課題において、特別支援学校についての教育環境整備につきましまして、1-1の現状と課題において示しております。いただいたご意見を踏まえ、具体的な施策に取り組みまいります。</p>
			<p>理由：連携協議会で委員から発言があったように、これまで(第1次・2次推進計画)の総括や長野県の特別支援教育の問題や課題など現状把握が適切になされず、スローガンのみが表示されており、発展性や継承性が薄く、「基本方向」としての方向性が不明確。真剣に、正直に現状を捉えることなくして、次期推進計画として十分なものにならないことを強く懸念しているため、以下の文の趣旨の挿入をお願いします。</p> <p>「しかし、通常学級で学ぶことができず、特別支援学級への入級者が増加し、インクルーシブとは逆の方向に進んでいるのが現状です。また、不登校者数もかつてないほど増加し、改めて通常教育の改革としてのインクルーシブ教育の方向が求められています。通級指導教室も5年間ですべて5教室増設されましたが、全国的に見てもまだ遅れている状況もあります。また、障がい種別の特別支援学級の設置数も全国的に見ても低い状況にあり、障がい種別に合わせた専門的な教育を保障することが困難な状況もあります。こうした条件整備の遅れは、教職員の心身への負担を増大させており、子どもたちの教育への深刻な影響も懸念されています。</p> <p>「医療的ケア児支援法」の成立により、これまで学校に通うことが困難だった医療的ケアを要する子どもたちの通学保障や教育保障が各設置者の責任において着実に進められることが義務となりました。市町村と連携して環境整備を進めることが求められています。</p> <p>特別支援教育コーディネーターの役割は、年々増大しています。特に、「適切な学びの場がイドライン」に基づいて教育環境を整え、一人ひとりにとって適切な学びの場を設けるために、コーディネーターの役割は以前にも増して重要になっています。第2次推進計画で検討された「マネジメンター」の役割は期待されていますが、計画が頓挫したため、新たな方策が急務の状態になっています。</p> <p>特別支援学校については、他県では入学者数の増加に伴い、それに伴った新たな学校設置が進んでいますが、長野県では「特別支援学校整備基本方針」が示されただけで、新たな学校設置の方向性は示されず、「過密・過大」の状況は未だ改善されていません。2021年に新たに示された特別支援学校設置基準や国連障害者権利委員会による日本政府への勧告も踏まえ、今後の方向性について、早急に検討することが求められています。」</p>	<p>ご意見の趣旨につきましては、通級指導教室や特別支援学級の個々の教育的ニーズに応じた条件整備については、1-2「必要に応じて適切な支援が受けられる」「連続性のある多様な学びの場の整備」の現状と課題において、医療的ケア児への関係機関と連携した支援や、特別支援教育コーディネーターの役割の重要性につきましまして、1-3「学校全体がチームで支援するための体制づくり」の現状と課題において、特別支援学校についての教育環境整備につきましまして、1-1の現状と課題において示しております。いただいたご意見を踏まえ、具体的な施策に取り組みまいります。</p>

第3次長野県特別支援教育推進計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映対応(案)

No	目次	項目	該当箇所	いただいたご意見	計画(案)への反映対応(案)
24	小中学校	2 多様な学びの場の整備	(1)	新たに起項理由：県議会でご議論された通り、長野県の通級指導教室の設置が少ないという事実に基づいて、増設していく方針を明確にしていくことが必要だと考えます。「通級指導教室の設置数が全国平均に比べ少ない状況にある。設置されている学校ですでに30人を超える児童生徒が通級している状況があり、一人ひとりの学習保障が十分に行えない事例もある。」	ご意見の趣旨につきましては、I-2-1(1)「通級による指導を必要とするすべての児童生徒が、通級指導教室を利用できるように、通級指導教室とサテライト教室を二一ズに応じて適切に設置します」に記載しておりますが、担当者の専門性も担保しつつ適切に配置します。
25	小中学校	2 多様な学びの場の整備	(1)	設置するからには、予算をつけて教室の確保・教材教具の設備面での環境整備をすべくできていると思えます。通級担当者が空き教室を利用して実施しているようなことがないようお願いします。	市町村教育委員会とも連携しながら、通級指導教室の教育環境の充実の充実に努めてまいります。
26	小中学校	2 多様な学びの場の整備	(1)	【通級指導教室について】 ・「通級指導教室を計画的に整備してきたが、…通級指導教室などに関する環境整備を引き続き行うとともに、児童生徒一人ひとりにとって、適切な学びの場が実現するよう関係者が連携して教育支援を進めていくことが必要。」とあるが、通級指導教室の利用のために、受診や判断依頼書など、入級同等の書類作成が必要で保護者、職員、医療機関、市教委など、それぞれに負担ではないかと感じている。必要な支援をもっと簡単な手続きで受けられるようにできるようにする方向性を盛り込んでほしい。	いただいたご意見につきましては、通級指導教室関係者等において、市町村の教育委員会の取組を情報共有する等、関係者連携による効果的な通級指導教室の運営方法の検討時に参考させていただきまます。
27	小中学校	2 多様な学びの場の整備	(1)	1つめの「・」に加筆理由：学期に1・2度しか通級を利用できなかつたなどの実態が報告されています。文科省が示している指導時間を確保できるよう、13名を超えた教室に対しては増員を行うようことが必要です。よって以下の文の加筆をお願いします。 ・～設置を推進します。また、週当たり1～8時間相当の指導が行えるよう、13名を超えた教室がある学校には、指導時間の確保のため当該学校や近隣の学校に通級指導教室担当者を配置します。	ご意見の趣旨につきましては、I-2-1(1)「通級による指導を必要とするすべての児童生徒が、通級指導教室を利用できるように、通級指導教室とサテライト教室を二一ズに応じて適切に設置します」に記載しておりますが、担当者の専門性も担保しつつ適切に配置します。
28	小中学校	2 多様な学びの場の整備	(2)	理由：文科省の統計資料により、長野県の少教障がいの特別支援学級の設置が大きく遅れていることが明らかになっており、異なる障がいの特別支援学級で学ぶことを余儀なくされたり、専門的な教育を受けられなかったりする状況が起きています。こうした事実もきちんと記述すべきだと考えます。 「少教障がいの(弱視、難聴、肢体不自由、病弱)の特別支援学級の設置が全国的に見て、最下位の状況にあり、専門的な教育の保障が十分でない状況が求められる。」	特別支援学級の学級編成の県基準は、友と共に学ぶことを大事に考え、1学級3名以上8名以下を原則としておりますが、各学校の状況によって弾力的に運用するのとともに、特別支援学校の教育相談担当教員による巡回相談等、特別支援学校のセンター的機能により支援してまいります。
29	小中学校	2 多様な学びの場の整備	(2)	理由：在籍率が全国と比べ高いということも事実ですが、県独自で「3名」という基準を設け、他県に比べハードルが引き上げられているのも事実です。そのことにより、合理的な配慮の提供が行われたいと事案が起きてくることは大きな問題であると考えます。「3人いないと特別支援学級が設置できない」という長野県独自の基準により、発生率の低い少教障がいの学級の設置や、山間地や小規模の学校では、知的障害児学級や自閉学級の設置ができず、専門的な教育の保障が、居住する地域や生まれた年によって格差が生じている。」	特別支援学級の学級編成の県基準は、友と共に学ぶことを大事に考え、1学級3名以上8名以下を原則としておりますが、各学校の状況によって弾力的に運用するのとともに、特別支援学校の教育相談担当教員による巡回相談等、特別支援学校のセンター的機能により支援してまいります。

第3次長野県特別支援教育推進計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

No	目次	項目	該当箇所	いただいたご意見	計画(案)への反映対応(案)
30	小中学校	2 多様な学びの場の整備	(2)	2 つめの「・」に冒頭に加筆理由：7名、8名が在籍する学級や特別支援学校判定の児童生徒が在籍する学級の指導・支援の困難な状況については毎年県教委に具体的に資料を提出し、重要な課題として共有してきました。事実として表記していただくことを強く求めます。 ・特別支援学級の1学級あたりの平均在籍数も年々増加し、7名や8名が在籍する学級では支援・指導が困難な事例も生じている。また、平成25年の法改正以降、特別支援学校と判断された児童生徒が小中学校の特別支援学級に入級する事例も多々見られるようになった一方で、特別支援学級の定員は8名のみで、支援・指導が困難な事例も生じている。	特別支援学級の学級編成の県基準は、友と共に学ぶことを大事に考え、1学級3名以上8名以下を原則としておりますが、各学校の状況によって弾力的に運用するのとともに、特別支援学校の教育相談担当教員による巡回相談等、特別支援学校のセンター的機能により支援してまいります。
31	小中学校	2 多様な学びの場の整備	(2)	現状、県教育委員会は、学級開設の基準を3名としているが、法律上は1名から設置が可能である。児童生徒が持てる力を最大限伸ばしていくためには、その子に合った学びの場が必要であり、1名からの学級開設を基本としてニーズに応じて適切に設置していく旨を記載すべき。その上で、通常の学級との交流および共同学習の充実についても検討していく。	特別支援学級の学級編成の県基準は、友と共に学ぶことを大事に考え、1学級3名以上8名以下を原則としておりますが、各学校の状況によって弾力的に運用するのとともに、特別支援学校の教育相談担当教員による巡回相談等、特別支援学校のセンター的機能により支援してまいります。
32	小中学校	2 多様な学びの場の整備	(2)	2 つめの「・」に修正・加筆理由：専門的な教育を保障するためにも障がい種別の特別支援学級の設置は欠かせません。実際に、障がいがあり、本人も保護者も望んでいない「人数が揃わない」ことを理由に合理的な配慮が不十分な状況であることは重大な問題です。単独自の基準を改め、1名でも学級開設ができるようになることを求めますが、当面は県教委と県教委の確認事項である弾力的な運用を行い、積極的に学級設置をすすめていくことを強く求めます。よって以下の文の修正・加筆をお願いいたします。 ・特別支援学級で学ぶ児童生徒への「自立活動」が充実するよう、障がい種別の学級設置をすすめる、専門的な教育を保障できるようにします。その際、少数障がいの学級や山間地、小規模校においては1名でも特別支援学級が開設できるような弾力的な運用に努めます。また、特別支援学校教員等が～	特別支援学級の学級編成の県基準は、友と共に学ぶことを大事に考え、1学級3名以上8名以下を原則としておりますが、各学校の状況によって弾力的に運用するのとともに、特別支援学校の教育相談担当教員による巡回相談等、特別支援学校のセンター的機能により支援してまいります。
33	小中学校	2 多様な学びの場の整備	(2)	現在在籍する障がいにより支援が必要な児童生徒の発達を保障するために、また、将来的な少人数学級の準備過程としても、特別支援学級の教育条件整備を進めることが必要です。障がい別に、たとえ一人でも、特別支援学級を設置し、併せて専門職の研究・養成体制を強化することが必要で、校内での学級の運営、通常学級での共同教育の進め方については、学校の主体的な取り組みを奨励し、より良いあり方の方の研究を進めてほしいと思っております。通級指導教室についても、必要な子どもが在籍する学校には設置することが必要です。	特別支援学級の学級編成の県基準は、友と共に学ぶことを大事に考え、1学級3名以上8名以下を原則としておりますが、各学校の状況によって弾力的に運用するのととともに、特別支援学校の教育相談担当教員による巡回相談等、特別支援学校のセンター的機能により支援してまいります。通級指導教室については、「1-2-(1)通級による指導の充実」に記載しておりません。
34	小中学校	2 多様な学びの場の整備	(2)	「連続性のある多様な学びの場」の整備については、通級指導教室の増設の記述はあるが、障がい種に応じた特別支援学級の適切な開設など、教育条件整備を着実に進めていく必要がある。条件整備が不十分な部分について改善する方向性を示してほしい。	特別支援学級の学級編成の県基準は、友と共に学ぶことを大事に考え、1学級3名以上8名以下を原則としておりますが、各学校の状況によって弾力的に運用するのととともに、特別支援学校の教育相談担当教員による巡回相談等、特別支援学校のセンター的機能により支援してまいります。
35	小中学校	2 多様な学びの場の整備	(2)	「特別支援学級在籍児童生徒は原則として週の半分以上を特別支援学級で学ぶ」とする文科省通知によって学校現場が混乱することのないよう、「『適切な学びの場』ガイドライン」をもとに一人一人の実態に応じていねいに検討するという方向を示してほしい。	ご意見をいただきましたままききました事項は重要なお指摘と認識しておりますので、「適切な学びの場ガイドライン」を活用した研修等により、特別な教育課程編成のあり方についての理解啓蒙を推進いたします。



第3次長野県特別支援教育推進計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映対応(案)

No	目次	項目	該当箇所	いただいたご意見	計画(案)への反映対応(案)
36	小中学校	2 多様な学びの場の整備	(2)	特別支援学級における専門性向上のためには、「自立活動」の指導力向上だけでなく、子どもを発達的な視点で捉えることや、児童生徒の実態に応じて生活単元学習や教科教育などの実践力の向上も必要であることを記載すべきである。	ご意見の趣旨を踏まえ、「特別支援学級を担任する教員が発達的な視点で児童生徒の秉態を捉えることや、児童生徒の実態に応じた教科指導や教科等合わせた指導(生活単元学習等)の実践力を高めることに加え、「自立活動」の指導を充実させることができるよう」と追加します。
37	小中学校	2 多様な学びの場の整備	(2)	新たに起項理由：特別支援学校判定の児童生徒が保護者の意向に基づき、市町村教育委員会が小中学校に就学することを決定した場合は、その児童生徒の発達が最大限保障されるよう、特別支援学校並みの人的物的な整備を行い、合理的配慮をすることが市町村の責務であると考えますが、保護者の自己責任として、ほとんど配慮がなされていない事例が散見されます。よって以下の文の起稿をお願いします。 ・市町村教育支援委員会にて特別支援学校と判断があったが、本人や保護者の希望があり、小中学校への就学が決定された場合は、その児童生徒の発達が最大限保障されるための人的物的な環境の整備を行うよう市町村教育委員会にはたらかさけます。また、県教育委員会も必要に応じて加配等を行います。	教育支援の機能強化については、IV-2-1(1)「教育的ニーズに最も適した就学先の決定を支える取組の促進」において具体的な施策を記載しておりますが、必要に応じて特別支援学校のセンター的機能も活用し一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行ってまいります。
38	小中学校	2 多様な学びの場の整備	(3)	1 つめの「・」に加筆理由：交流及び共同学習は、障がいの有無を超え、すべての子どもたちの尊厳が大切にされる社会を実現していく上でとても重要であると考えます。2022年度の文科省375号通知による在籍時数の制限に縛られることなく、一人ひとりのニーズに応じた交流及び共同学習が可能な限り多く、日常的に行われることが重要だと考えます。よって以下の文の交筆をお願いします。 ・特別支援学級に在籍する(中略)「交流及び共同学習」を積極的に推進するため、可能な限り多くの時間を通常学級で学習できる環境を整えます。また、特別支援学級新任者～	特別支援学級に在籍する児童生徒の「交流及び共同学習」による通常の学級での学びは、個々の教育的ニーズに応じて行われるものでありますので、1-2-1(3)一つ目の「・」にありまますように、「交流及び共同学習」が、一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切かつ効果的に行われるよう各種研修会において理解を深めるよう取り組んでまいります。
39	小中学校	2 多様な学びの場の整備	(2)	R9年度に、小学校2.8%、中学校1.5%とされているが、この数字の意味がわからない。全児童生徒に対する割合だと思いが、現状何%の児童生徒が利用を希望しているか、そのうちどれだけの児童生徒が利用できるのか、付属の資料を見ても読み取ることができない。 6 ページの取組の方向性(1)に「通級による指導を必要とするすべての児童生徒が、通級指導教室を利用できるように…」とあるの、成果指標は、「通級による指導を必要とする児童生徒に対して実際に利用している児童生徒の割合100%」とすべき。	本県における通級指導教室の設置数や利用率は、全国と比べて低いため、適切な学びの場の判断を推進することで、まずは全国の利用率を目指し、専門性を担保しながら通級指導教室を設置してまいります。
40	小中学校	2 多様な学びの場の整備	(2)	7 ページにある「成果指標」の数値目標が理解できません。本来の目標なら、「通級指導教室での支援が必要な児童生徒に対する実利用者の割合100%」となるはずですが、「通級指導教室での支援が必要な児童生徒の推定数」として、全児童生徒数を母数とした割合は出てくる可能性はあります。結果的には、全国の利用状況との比較でしか現わせません。その評価は難しく、数値目標としての意味はあるのでしょうか？	本県における通級指導教室の設置数や利用率は、全国と比べて低いため、適切な学びの場の判断を推進することで、まずは全国の利用率を目指し、専門性を担保しながら通級指導教室を設置してまいります。

第3次長野県特別支援教育推進計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映対応(案)

No	目次	項目	該当箇所	いただいたご意見	計画(案)への反映対応(案)
41	小中学校	2 多様な学びの場の整備	(3)	2 つめの「・」を修正 理由：須坂市立須坂支援学校のあり方は子どもたちが自分の生まれた地域で学び、育つことができ、「交流及び共同学習」に自然に実施することのできる大変よいスタイルであると考えます。「長野県特別支援学校整備基本方針」に記述されている通り、市町村立の特別支援学校の設立をすすめることが、特別支援学校と小中学校の交流及び共同学習の推進の上でも不可欠です。よって以下の文への修正をお願いします。 ・小・中学校と特別支援学校の児童生徒が日常的な「交流及び共同学習」が行えるよう、特別支援学校の小規模分散化を進めます。市町村教育委員会には市町村立の特別支援学校の設置に向け、連携を図ります。また、内容が充実したものとなるよう～	令和3年3月に策定した「長野県特別支援学校整備基本方針」において、校舎等の施設・設備や備品の整備の他、協働的な学びのための一定の集団規模の確保、多様な教育的ニーズに応える教員の専門性の確保等の観点から、知的障がい特別支援学校については、県内すべてで一定程度の対象が見込まれることかから、各圏域に最低1校を配置、盲・ろう・肢体不自由・病弱の特別支援学校は、障がい種ごとに東北信と中南信に1校を配置という方向を示しました。市町村立特別支援学校の設立については、地域におけるニーズや市町村のご希望を聞き取りながら、学習環境の充実への支援を行ってまいります。
42	小中学校	3 チームで支援する体制づくり	(1)	特別支援教育コーディネーターは担任などを兼務している場合が多く多忙をきわめる現状があります。支援委員会の運営や連絡調整は、担任しながらできる業務内容ではありません。また時間外での支援委員会が多く、時間の割振りなどは皆無です。特別支援学校のように専任にすることがあると思います。	特別支援教育コーディネーターは、教員や保護者、地域などの連絡調整に当たり、校内の支援体制を構築する上で重要な職務を担っていると認識しています。厳しい財政状況下であり、専任の特別支援教育コーディネーターの配置は直ちに困難ですが、子どもたちにとって望ましいあり方を検討するとともに、特別支援教育の充実を図ってまいります。
43	小中学校	3 チームで支援する体制づくり	(1)	この推進計画をすすめる上で、通常学級の支援力向上、発達障がいのある児童生徒等に対する支援の充実など、特別支援教育コーディネーターが担う役割はますます重要となる。学校全体での支援力を向上させるためには、コーディネーターの専任配置が必要である。	特別支援教育コーディネーターは、教員や保護者、地域などの連絡調整に当たり、校内の支援体制を構築する上で重要な職務を担っていると認識しています。厳しい財政状況下であり、専任の特別支援教育コーディネーターの配置は直ちに困難ですが、子どもたちにとって望ましいあり方を検討するとともに、特別支援教育の充実を図ってまいります。
44	小中学校	3 チームで支援する体制づくり	(1)	【特別支援コーディネーターについて】 私は、特別支援学級・学校に22年かかわってききました。コーディネーターとしても10年ほど経験を積んでいます。通常級担任の際も発達障がいのある多くの子どもを支援してきました。周囲からもそれなりの評価を受けていますが、今の現場ではそれが生かされません。なぜなら、担任している知的障害学級にはひと時も目を離せない児童がおり、授業時間に他学級の様子を知ることが難しいこと、また、県教委からコーディネーターの負担軽減を図るよう通知が出ているようですが、自校は単級であるため校務分掌が多く一人で主任だけでも7つ抱えていることなどから、学校全体を把握する時間もありません。更に、市の就学相談委員も業務するため他校や園へ赴き検査の実施や資料作りなどが課せられます。校内の個別の調整や外部機関との連絡調整、支援会議・関係者会議等の準備・開催に加え、校内の個別の指導計画・支援計画、各学期の文章での記す通知表、校内・市就学相談委員会各種資料、検査結果分析と報告書等々、作成する資料はかなりの量です。 推進計画には「特別支援教育コーディネーターの専門性向上のため…特別支援特別支援教育コーディネーター養成研修を実施します」とありますが、質の向上以上にコーディネーターとしての仕事ができる時間の確保が急務です。 是非とも、「特別支援教育コーディネーターの負担軽減に向け、複数指名による業務分担等の実践を研修会で周知」「特別支援教育コーディネーターの業務の効率化や、外部専門家が支援する仕組み等について検討」については重点課題にしていただきたいと思えます。	特別支援教育コーディネーターは、教員や保護者、地域などの連絡調整に当たり、校内の支援体制を構築する上で重要な職務を担っていると認識しています。効率的な支援体制を構築する上で重要な職務を担っている、管理職への周知や、効率化や外部専門家等が支援する仕組みについての検討を進めてまいります。また、厳しい財政状況下であり、専任の特別支援教育コーディネーターの配置は直ちに困難ですが、子どもたちにとって望ましいあり方を検討するとともに、特別支援教育の充実を図ってまいります。

第3次長野県特別支援教育推進計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映対応(案)

No	目次	項目	該当箇所	いただいたご意見	計画(案)への反映対応(案)
45	小中学校	3チームで支援する体制づくり	(1)	【コーディネーターの専任化について】 ・「…個々の教育的ニーズに応じた専門性の高い教育を提供する必要性が高まっております。」とあるが、学校全体の支援力を向上させるためには、コーディネーターの専任配置が有効だと考える。	特別支援教育コーディネーターは、教員や保護者、地域などの連絡調整に当たり、校内の支援体制を構築する上で重要な職務を担っていること認識しています。厳しい財政状況下であり、専任の特別支援教育コーディネーターの配置は直ちに困難ですが、子どもたちにとって望ましいあり方を検討するとともに、特別支援教育の充実に向けて加配を国に要望してまいります。
46	小中学校	3チームで支援する体制づくり	(1)	「特別支援教育コーディネーターの負担軽減に向け、複数指名による業務分担等の実践例を研修会で周知するとともに…」とあるが、何年も同じことを言っているが一向に負担軽減に結びついていない。通常の学級にいる発達障がいのある児童生徒の割合が増加しているなか、これまで以上にコーディネーターの役割は重要になっている。これまで行ってきた大した成果の上で上がっていない複数指名の方向性を繰り返し示しても、目指す姿は実現しない。専任化の方向性を明確に打ち出すべき。	特別支援教育コーディネーターは、教員や保護者、地域などの連絡調整に当たり、校内の支援体制を構築する上で重要な職務を担っていること認識しています。厳しい財政状況下であり、専任の特別支援教育コーディネーターの配置は直ちに困難ですが、子どもたちにとって望ましいあり方を検討するとともに、特別支援教育の充実に向けて加配を国に要望してまいります。
47	小中学校	3チームで支援する体制づくり	(1)	理由：特コの超勤の状態は深刻な状況にあります。ほとんどが特別支援学級担任をしているため、「自分の学級の学習や活動の準備がままならない」という声が多くあるのが現状です。また、「アセスメント」についての記述がありますが、それについても特コが関わらざるを得ない状況です。これ以上、特コに業務を求めるとすれば、専任化は必須であると考えます。よって以下の方文の趣旨の挿入をお願いします。 「児童生徒が「適切な学びの場」で学ぶためには、特別支援教育コーディネーターの役割が不可欠であるが、年々求められる役割が増大し、「複数指名」「業務分掌の軽減」等ではもはや対処しきれない状態になっている。国に対して専任化を求めるとともに、県独自の施策も早急に実施することが必要。」	特別支援教育コーディネーターは、教員や保護者、地域などの連絡調整に当たり、校内の支援体制を構築する上で重要な職務を担っていること認識しています。厳しい財政状況下であり、専任の特別支援教育コーディネーターの配置は直ちに困難ですが、子どもたちにとって望ましいあり方を検討するとともに、特別支援教育の充実に向けて加配を国に要望してまいります。
48	小中学校	3チームで支援する体制づくり	(1)	3つめの「・」に挿入 理由：コーディネーターの激務の状況はもはや限界値に達しており、コーディネーターの健康破壊や特別支援教育の崩壊につながることを危惧しています。複数指名や校務の軽減なども焼け石に水で、複数指名したことにより、より対象の児童生徒が増え、幼稚園・保育園へ出向く回数も増えるという現象も起きています。それでは解決しないことはすでに証明されています。また、「適切な学びの場ガイドライン」による学びの場の見直し等は、すべてコーディネーターに関わらざるを得ないものであり、375号通知の影響もあり、業務内容は増大する一方です。「好事例を発信」などという現場任せの姿勢で良いのではありません。中学校区単位に一人ずつ、順次、専任のコーディネーターを配置していき、国に対して好事例として報告し、国全体の専任化の一助となるよう先行して実践をすすめるべき時にきています。よって以下の方文の挿入をお願いします。よって以下の方文の挿入をお願いします。 ・特別支援教育コーディネーターの負担軽減に向け、国に対して定数配置を求め専任化できるようなしにします。当面は、県独自で中学校区ごとに順次専任のコーディネーターを加配し、地域内の連絡調整を中心に行うなど、業務を精選できるようにし、効果的な運用ができるようにします。また、報告書類の簡略化や電子化などを進め、業務内容の軽減を行います。また、複数指名による～	特別支援教育コーディネーターは、教員や保護者、地域などの連絡調整に当たり、校内の支援体制を構築する上で重要な職務を担っていること認識しています。厳しい財政状況下であり、専任の特別支援教育コーディネーターの配置は直ちに困難ですが、子どもたちにとって望ましいあり方を検討するとともに、特別支援教育の充実に向けて加配を国に要望してまいります。

第3次長野県特別支援教育推進計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

No	目次	項目	該当箇所	いただいたご意見	計画(案)への反映対応(案)
49	小中学校	3チームで支援する体制づくり	(2)	<p>以下の文を新たに起項理由：今や支援員なくして、学校の運営は成り立たない状況になっており、その役割は年々重要になっていきます。もはや教員とほとんど変わらない業務を行なっている状況にあるにも関わらず、制限がかげられ、待遇も低く抑えられているのが実態です。待遇改善には国の地方交付税への予算措置が必要になるので、国へのはたらきかけをお願いします。また、実質的に教員と同じ仕事をせざるを得ない状況もあるので、実態に即して教員免許を有した支援員を専門職としての待遇で配置し指導を行えるようにしたり、医療的ケア児への支援を看護師と連携して行えるよう看護師資格を有した支援員の配置したりと、学校現場の実態に合わせて実効的に行えるよう、国にはたらきかけをお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人材を確保するため、支援員の待遇改善等を行えるよう国に働きかけます。また、通常学級や特別支援学級の支援など、業務内容が年々増加していることを踏まえ、打ち合わせ時間等の確保のための勤務可能時間の増加や増員のための予算措置を行うよう国に働きかけます。</li> <li>・必要に応じて看護師資格を有した支援員や教員免許を有した支援員が配置できるような予算措置を国に働きかけます。また、市町村教育委員会に対して、実態に応じた適切な配置がなされるようはたらきかけます。</li> </ul>	<p>ご意見をいただきました事項は、国の教育制度に係るご意見であり、本計画への反映は困難ですが、細やかな特別支援教育を行う上で重要な役割を担う特別支援教育支援員の待遇改善等につなげるよう、「特別支援教育支援員が活躍できる校内連携のしおり」を用いて、打ち合わせの時間確保の重要性については市町村にも周知してまいります。</p>
50	小中学校	3チームで支援する体制づくり	(3)	<p>①2つめの「・」に修正・加筆理由：医療的ケア児の通学保障や教育保障は今後ともニーズが増えることが予想されます。県立の特別支援学校等については、県教委により先行してモデル研究を行なっているので、そうした事例を積極的に発信していただくことも、看護師がいなくては医療的ケア児の教育は成り立たないので、人材確保の観点からも待遇改善等の諸整備を積極的に行うべきだと考えます。よって以下のように修正・加筆をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中学校に在籍する医療的ケア児の通学保障や教育保障を実現するため市町村教育委員会に対し、適切な人員配置を行ったり、通学のための資源の確保をすよう求めます。また「長野県医療的ケア児～研修の機会を小・中学校の看護師にも提供します。継続的に看護師が確保できるよう待遇の改善をはかることも緊急時等のマニキュア整備や校内体制の構築を行い、安心して看護師が働き続けられる環境を整えるよう市町村教育委員会に働きかけます。</li> </ul>	<p>小中学校に在籍する医療的ケア児への支援については、市町村教育委員会を中心に「長野県医療的ケア児等支援センター」等による相談支援により、医療的ケア児や保護者、学校看護師等関係者が安全・安心な医療的ケアが実施できるよう支援をしてまいります。</p>
51	小中学校	3チームで支援する体制づくり	(3)		<p>特別支援学校のセンター的機能を強化することで、地域の幼保小中高への支援に努めてまいります。</p>
52	高等学校	1支援力向上	(1)	<p>目指す姿「・・・支援方法を身に付け、すべての生徒が将来の目標に応じた適切な支援が受けられている」とは、かなり高い目標である。将来(卒業後に)つながる適切な支援へのつながりは高校の教員による特別支援教育の努力目標ではなく、社会全体のあるべき姿を示している。9月国連の報告によるインクルーシブ教育の観点から具体的な方向を示してほしい。また、た、「子ども基本法」による「自立」の捉えや外部連携についての変更点にも触れる時期である。</p>	<p>高い目標であると認識しておりますが、丁寧な現状の把握と支援策の充実に努め、実現できるように努力してまいります。また、国の動向や社会全体の状況を注視しながら、高校におけるインクルーシブ教育の推進をしてまいります。</p>

第3次長野県特別支援教育推進計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

No	目次	項目	該当箇所	いただいたご意見	計画(案)への反映対応(案)
53	高等学校	1 支援力向上	(1)	R 3 資料 1-5 より中学校自覚障害学級から89% (公立高校に54%)、知的障害学級からは45% (公立高校に27%) が高校へ進学し、さらに増加傾向にある。長野県の特約的な状況下において高校への進学により期待される支援を受けられていないものがある。中学校卒業後の適正な進路選択に「連続性のある多様な学びの場」としての高校の対応は追いついていない。高校に特別支援教育が始まり15年が経過しても、高校における対応の不備は明確である。後追いの対応で該当生徒の不利益や保護者との問題で学校が疲弊することの無いよう、研修にとどまらず身体的な対策(少人数の学習環境、人的加配)が必要である。	国の基準を踏まえ教員配置を行っており、高校における少人数の学習環境の実現は困難です。しかし、学校によっては少人数指導等の工夫をしており加配等の配慮をしています。引き続き、各校の実情をしっかりと聞き取り配慮してまいります。
54	高等学校	1 支援力向上	(1)	定時制課程には中学校の特別支援学級から進学する割合が高い。支援の継続性には少人数の安定した学習環境を整え、二一ズのある生徒数に見合った教職員の加配があることで、教職員の学びが効果的に発揮される。県としての対策が不十分である。	定時制課程ではすでに、少人数での学級編成がなされており、国の基準を踏まえて教員配置を行っている中、更なる教職員の加配を行うことは厳しい状況であると考えます。
55	高等学校	1 支援力向上	(1)	高校現場からは「専門家が必要」との声がある。資格のある専門家だけでなく専任の特別支援教育コーディネーターの配置があることで、SSW、SCの活用や社会資源との連携が円滑に行われる。多くの二一ズや複雑な事例を校内だけで解決しようとすることは教職員の疲弊を招く。行政の早期介入や予防的介入が支援力となる。学校ごとの対応を期待するのではなく県主導で明確な方向性を示してほしい。(行政側)に学校との連携をとるなど)	特別支援教育コーディネーターの専任化は直ちには困難ですが、国に対して引き続き要望をしてまいります。また、地区別特別支援協議会等で、外部機関との連携や研修を行いながら、各校が行政機関等とも連携できるような支援してまいります。
56	高等学校	1 支援力向上	(1)	SC、SSWを含むチーム支援で外部人材をフルに活用すればするほど、調整やコンサルティングには特別支援教育00の関わりが必要である。専任の特00が必要である。	特別支援教育コーディネーターの専任化は直ちには困難ですが、国に対して引き続き要望をしてまいります。
57	高等学校	1 支援力向上	(1)	学校ごとの特00指名は実習教諭が担当する場合が多くなり職種に偏る。しわ寄せが問題。専任特00が必要である。	特別支援教育コーディネーターの専任化は直ちには困難ですが、国に対して引き続き要望をしてまいります。また、特別支援教育コーディネーターの指名については、学校の実情を確認しながら対応してまいります。
58	高等学校	1 支援力向上	(1)	特別支援教育00は授業をしながら時間的、心理的負担は大きく継続が困難な事例がある。二一ズのある生徒数に見合った教員加配が必要。学校との人事交流を計画的に行うことは実行されているのか。また、交流人事の該当者には特別支援教育を担う意識があるのか、県が積極的に関わっていただきたい。	国の基準に従って教員配置を行っており、新たな加配は難しい状況です。人事交流については、特別支援学校に交流した教員を、支援二一ズの高い学校に配置するなど研修効果が高まるよう、引き続き取り組んでまいります。
59	高等学校	1 支援力向上	(1)	多人数生徒の授業や学級では生徒の実態、本質、主訴が見えにくく、発達特性による行動のトラブル対応、学習環境によるトラブルの対応に追われる。少人数学級、少人数展開の授業が基本であることが、個々の生徒の卒業後の適切な支援につながる。	国の基準を踏まえ教員配置を行っており、高校における少人数学級の設置は困難な状況です。しかし、学校によっては少人数指導等の工夫をしており加配等の配慮をしています。引き続き、各校の実情をしっかりと聞き取り配慮してまいります。また、各高校にある資源や特別支援学校のセンター的機能の活用、各領域にある発達障がい支援センター等の有効活用などにより、卒業後の適切な支援につながるよう取り組んでまいります。
60	高等学校	1 支援力向上	(1)	研修の充実とあるが、校内研修の計画立案は特00には負担感がある。校内研修は、全教職員の意識統一は困難でむしろ敬遠されてしまう。特00任せにせず、管理職、県は法の下の計画的に派遣、実施して教職員全体の底上げをしてほしい。特00は虚しさを感じている。	学校現場のご意見を参考に、高校の実態に合う研修方法や研修内容を研究してまいります。

### 第3次長野県特別支援教育推進計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

No	目次	項目	該当箇所	いただいたご意見	計画(案)への反映対応(案)
61	高等学校	1 支援力向上	(1)	教育内容の充実や専門性の確保のために、希望者への研修の充実、とりわけ自主的な研修・研究に対する奨励策を講じてください。	9 ページ(1)に記載の通りです。研修等の内容にはご指摘いただいた希望者への研修の充実も含んでおります。
62	高等学校	1 支援力向上	(2)	入学者選抜における合理的配慮の提供は、選抜時だけの問題ではなく、その後の学校生活における配慮の継続が課題である。配慮の内容によっては教職員の加配や、支援員、または支援学校から障がい種に応じた巡回教員が必要。年度途中で柔軟な対応ができてくる裏付けがない状態では各校の入学者選抜における受け入れ決定は困難である。	入学者選抜における合理的配慮の申請にあたっては、高校入学後の合理的配慮についても検討するため、早期から連絡を取っていただくよう中学校等に依頼しています。教職員の加配は現時点では困難な状況ですが、支援員を配置すると共に、特別支援学校の自立活動担当教員による高校への巡回などの支援を充実してまいります。
63	高等学校	1 支援力向上	(2)	入学者選抜における合理的配慮申請の受け入れについて、高校が個別の実態に対応できる範囲を県が明確化(中学校における支援の内容、福祉、医療との関係機関の詳細の提出など)しているか。入学後に要求される配慮に対しても受け入れを各高校任せにせず、支援員派遣やポラティニアの活用など柔軟な仕組みが必要である。	入学者選抜における合理的配慮は、個別の実態を踏まえて配慮の内容を決定しています。申請時には、中学校等で行っている合理的配慮の内容がわかるもの、及び障がい等の程度や状況がわかるもの等を保護者の了解を得た上で添付していただいています。必要に応じて支援員を配置すると共に、特別支援学校の自立活動担当教員による高校への巡回などの支援を充実してまいります。
64	高等学校	1 支援力向上	(2)	入学者選抜における合理的配慮申請を検討する機関と時期を明確に定め示しているか。各校の対応がさまざまです。答えが先延ばしになることは受験者の不利益となる。申請した受験者がたらいまわしにならないよう、あるいは、特定の高校が無理をして請け負うことの無いよう、県との協議はできるのか。	入学者選抜における合理的配慮については、志願する可能性のある高等学校が明らかになる以前においては、中学校等より高校教育課に連絡をいただいています。中学校等と志願先の高等学校との連絡をとりながら、安心して受検できる体制の確立に今後も努めてまいります。
65	高等学校	1 支援力向上	(2)	選択制黙読生徒や、考えのまとまりにくい生徒、書字障がいの生徒、発表や発言に緊張感のある生徒にとつてICTの活用は有効なツールとなる可能性があるが、進路やその先の支援につなげるまでには多くの時間や特別なかわりが必要となる。授業づくりにとどまらず進路保障の意図では障がい種に応じた支援員(定着した巡回指導)が必要である。	進路保障のための支援員の配置については難しい状況ですが、特別支援学校のセクシーな機能を活用した就学相談や発達障がいサポート・マネージャー等と連携して支援してまいります。進路指導上のICTの活用については、特別支援学校のICT活用事例等を参考に研究してまいります。
66	高等学校	1 支援力向上	(2)	聴覚障がいのある生徒だけでなく障がい種に応じたICT教材の導入には、校内に情報機器を扱うための支援員の配置が必要。校内の教科「情報」免許のある教員は多忙すぎるため、個別支援の対応までには困難。県からの派遣が必要である。	支援員の配置は難しい状況ですが、ICTの活用については、特別支援学校にあるICTやATIIに関するリソースを活用した効果的なICT教材の導入など研究してまいります。
67	高等学校	1 支援力向上	(2)	高校入試制度の改善にあたっては、すべての不登校生等に「説明書」により「資質・能力」を示させる方向ではなく、入学を希望するすべての受験者に対して後期中等教育を保障する制度とすると、現場教職員や児童生徒、保護者の要望を十分に反映させてください。	令和4年3月に「長野県公立高等学校新たな入学選抜制度」を決定しました。「説明書」は導入せず、すべての受験生に面接を実施することで、調査書・学力検査とともに本人からの直接情報もあわせて受験生の状況把握に努めるようにしました。今後引き続き、児童生徒、保護者、及び現場の教職員等からご意見を伺いながら、公平、公正な制度となるよう努めてまいります。
68	高等学校	1 支援力向上	(3)	校内での「学校解決力」の向上のためには特別支援教育コーディネーターが担う役割はますます重要であり、専任配置に向けた取り組みを記載する必要がある。	特別支援教育コーディネーターの専任配置は直ちに困難ですが、国に対して引き続き要望をしてまいります。現時点で、専任配置に向けた取組を記載することは難しいと考えます。

### 第3次長野県特別支援教育推進計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映対応(案)

No	目次	項目	該当箇所	いただいたご意見	計画(案)への反映対応(案)
69	高等学校	1 支援力向上	(1)	中学校特別支援学級から7割の生徒が高等学校へ入学していることから、生徒一人一人にきめ細やかな教育を行うことが求められる。高等学校においても、少人数学級の推進が必要であり、取り組みの重点として記載すべきである。	中学校特別支援学級からの高校への入学状況を考えると、生徒一人ひとりにきめ細やかな教育を行うことが求められることは認識しております。多様な生徒にきめ細かに対応できる学びの環境の整備に努めてまいります。
70	高等学校	1 支援力向上	(1)	支援の必要な生徒のいる学校には、支援に応じた専門性を有する教職員を加配してください。	人事交流等を含め、特別支援教育の専門性を有する教職員の配置をしております。加配については、国の基準に従って教員配置を行っております。
71	高等学校	1 支援力向上	(1)	必要性の高い高等学校から、生徒の実態に応じた少人数学級の設置をすすめてください。	国の基準を踏まえ教員配置を行っており、高校では少人数学級の設置は困難があります。しかし、学校によっては少人数指導等の工夫をしております加配等の配慮をしております。引き続き各校の実情をしっかりと聞き取り配慮してまいります。
72	高等学校	1 支援力向上	(1)	高等学校においても、少人数学級があってもよいです。学習面でも配慮し、支援員をお願いいたします。	国の基準に従って教員配置を行っており、高校では少人数学級の設置は困難があります。しかし、学校によっては少人数指導等の工夫をしております加配等の配慮をしております。引き続き各校の実情をしっかりと聞き取り配慮してまいります。
73	高等学校	1 支援力向上	(3)	地域連携、学校解決力には「要対協」をつかんでいり、市町村教育委員会や福祉課、相談室などとの連携が必須。生徒の家庭状況の把握があつてこそ福祉、就労との橋渡しが行える。そのためには学校外と繋がりが、支援会議の計画、参加が可能な専任のコーディネーターの配置が必要。窓口教頭で、教頭が参加した会議では改善の動きに繋がらなかった。コーディネーターの権限を尊重してほしい。	特別支援教育コーディネーターの専任化は直ちには困難ですが、国に対して引き続き要望をしております。また、地区別特別支援協議会等で、外部機関との連携や研修を行いながら、各校が市町村行政機関、教育委員会等とも連携できるような支援してまいります。
74	高等学校	1 支援力向上	(3)	生徒のアセスメントに必要なWISC(ウイスク)、WAIS(ウェイス)検査を行うことができないため、支援の必要はありながら具体的な方向性やつなぎを作ることにできない。SC、支援学校、市町村、教育事務所などいづれかによる検査の実施と活用を共有することが急務である。(教育事務所には17歳以上のWAIS検査の用具、検査する心理士もいないのでは)	生徒のアセスメントを行うために検査を実施することは重要であると認識していませんが、医療現場を含め、SC、特別支援学校、市町村などでは検査を行える人材が不足しており、早急な対応に課題があると考えております。関係機関と連携しながら、少しでも早く対応できるように努力してまいります。
75	高等学校	1 支援力向上	(3)	管理職が行政との連携を拒み、家庭の問題に踏み込むことを否定する事例がある。家庭の状況を学校が解決しようとするわけではない。SSW、SC、地域との連携で個々の生徒に向き合うことがニーズのある生徒の進路とその後の支援に繋がる。管理職の理解は特00の動きにとつて重要である。	管理職研修等を活用し、管理職の特別支援教育に対する意識や理解の向上に努めてまいります。
76	高等学校	1 支援力向上	(3)	校長会の専門委員会は力を発揮できるのか。「高校における特別支援教育のあり方検討ワーキングチーム」の構成には現場の意見は聞いても、現場の多忙な特00を使うことは避けて欲しい。	「高校における特別支援教育あり方検討ワーキングチーム」における検討時には、現場になるべく負担をかけないように検討してまいります。
77	高等学校	1 支援力向上	(3)	各地区においてサポーターマネージャーの存在が周知されていない現状がある。地区によつてサポーターマネージャーの動きが違つたため圏域の違う高校間では情報共有がしにくい。小・中との連携の深いサポーターマネージャーを増員して高校への巡回が自由に行えること、また各校特00自身の相談の役割が定着すればよき効果的。	発達障がいサポーター・マネージャーは、現在、多くの地区の特別支援教育協議会に参加し、助言等行っております。先ずは、全ての地区で圏域の支援方法等確認しながらか連携できるようにしてまいります。

### 第3次長野県特別支援教育推進計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映対応(案)

No	目次	項目	該当箇所	いただいたご意見	計画(案)への反映対応(案)
78	高等学校	1 支援力向上	(3)	高校の再編・整備計画では今後に向け設備として通級指導が可能となるリソースルールの整備計画が盛り込まれているか。また、再編においてニーズのある生徒を大きな規模で集中させることは根本的に反対である。	ご指摘のリソースルールの再編に限らず、必要な施設設備等については、今後、校舎整備に係る学校関係者や地域との話し合いで、生徒の目線を十分取り入れながら検討していくこととしてまいります。
79	高等学校	1 支援力向上	(3)	高等学校における特別支援教育の将来的なあり方について生徒の意見を聞きながら、小中学校、特別支援学校、高等学校の現場教職員や保護者、関係者参加のもと検討をすすめてください。(10ページにあり方検討ワーキングチームなどが記されています)	「高校における特別支援教育のあり方検討ワーキングチーム」を中心に、生徒、教職員、保護者や関係者の意見をお聞きしながら、高校における特別支援教育の将来的なあり方についても検討してまいります。
80	高等学校	2 仕組みの整備	(2)	高等学校における通級指導教室の設置が必要である。全県のニーズを丁寧に把握し、ニーズのある生徒が通う全ての学校に設置することを目指して取り組んでほしい。また開設にあたっては通級指導教室担当の教員を専任で配置し、業務による過度な負担が生じないようにすることも必要である。	高校における通級指導教室のニーズの把握を丁寧にを行うとともに、国の動向も踏まえ検討してまいります。
81	高等学校	2 仕組みの整備	(2)	発達障害児並びに特別支援学級の卒業生などが受け入れられるよう通級指導教室の増設並びに専任の教職員の加配などを行ってください。(8ページに、教育ニーズの把握などが記されていることは評価しています)	「通級による指導」については、平成30年度には箕輪進修高校および東御清翔高校、令和2年度には松本筑摩高校に設置し、個々のニーズに応じた支援を行っております。また現在、新たな設置に向け検討を進めています。
82	高等学校	2 仕組みの整備	(3)	県教委「地域化プラン」を活かし、10圏域(または旧12通学区)に1～2校ずつ特別支援学校分校の設置をすすめてください。(分教室と高校との連携については11ページに記されています)	分教室の高校への設置については、平成21年6月の「第1期長野県高等学校再編計画」に基づき、各通学区に1校程度の設置を進めてきました。平成17年度に第1通学区の更級農業高校に稲荷山養護学校高等部更級分教室を設置したのに続き、平成22年度に第4通学区の南安曇農業高校に安曇養護学校高等部のあずみ野分教室を設置し、平成24年度には第3通学区の上伊那農業高校に伊那養護学校高等部の中の原分教室を設置しました。第2通学区については、平成26年度、臼田高校(現、佐久平総合技術高校臼田キャンパス)に小諸養護学校高等部うすだ分教室を設置し、第1通学区では更に平成28年度に須坂創成高校(旧須商キャンパス)に長野養護学校高等部のすざか分教室を開校しました。また、令和元年度には、第3通学区の富士見高校に諏訪養護学校高等部ふじみの森分教室を開校しました。今後については、高校再編計画の状況踏まえながら、より良い分教室の設置について検討してまいります。
83	高等学校	2 仕組みの整備	(1)	素案では特別支援教育課のみであったが義務教育課と高校教育課が担当課に加わったことは心強い。特別支援教育は高校から開始されるものではないため連携は必要だが、これまでの積み重ねのある地域性は尊重されるよう配慮してほしい。	これまでの積み重ねのある地域性に配慮しながら、関係機関との連携強化に努めてまいります。



第3次長野県特別支援教育推進計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映対応(案)の考え方の考え方

No	目次	項目	該当箇所	いただいたご意見	計画(案)への反映対応(案)
84	高等学校	2 仕組みの整備	(1)	引継ぎの重要性、ブレ支援シートの活用は中学校と高校の信頼関係で行われている。高校に支援継続の実績がなければ、中学からの引継ぎは無意味となってしまう。高校は課程により特別支援教育の理解には温度差がある。多様な教育的ニーズに応える組織づくりが重要課題である。コーディネーターの力量によって学校の差が出ないよう県には配慮してほしい。コーディネーターのヘルプに応じる派遣などの仕組みが欲しい。	中学校からの情報の引継ぎの重要性を伝えながら、高等学校間の特別支援教育に対する理解に対する温度差が無くするように、地区別特別支援教育協議会や教員支援力を向上するためのスキルアップ研修等を活用し、組織的に取り組んでまいります。また、特別支援教育コーディネーターの不安が解消できるように特別支援学校のセンター的機能(特別支援学校の教育相談担当者等)による巡回指導等)により、サポートしてまいります。
85	高等学校	2 仕組みの整備	(1)	入学者選抜時における合理的配慮の提供は重要であるが、支援情報を確実に中学校から高等専門学校へ引き継ぐための仕組みを検討してほしい。また特別支援教育の経験や専門性のある教職員の配置や加配などを行うべきである。	中高連絡会等を通じて、引き続き確実な支援情報の引継ぎに努めてまいります。また特別支援学校との交流行事を進める他、今後も特別支援学校の教員が高等専門学校を巡回し、教員に対する支援を行ってまいります。
86	高等学校	2 仕組みの整備	(2)	中学校で通級を経験する生徒は今後増える見通しがある。高校における「通級による指導」について実施校のみの理解では高校の特別支援教育の底上げにはならない。すべての教職員に通級について周知することが必要であり、今後実施校は多部制・単位制高校に限らず拡大する方向性が必要なのは、	通級指導教室に関する教職員への周知は、研修等様々な機会を通じて行ってまいります。新たな設置については、小中学校での通級指導教室の設置効果も確認しながら、ニーズに応じた設置に努めてまいります。
87	高等学校	2 仕組みの整備	(2)	通級実施校において、一人の教員が多くの生徒を担当することは物理的にも精神的にも負担が大きいです。実施校には中心となり通級指導を行う専任の他に複数の教員が担当できるように明確な加配があることが校内の理解にもつながる。現状のままでは通級該当生徒を増やすことが通級指導の発展にはならない。教職員の苦悩が増すだけとなってしまいます。	通級指導教室設置校には、国の基準に従って教員配置を行い、一定の加配をしております。通級設置校の担当者の負担が大きいかは理解しておりますので、通級指導を希望する生徒のニーズの把握等しながら、今後の配置や加配については研究してまいります。
88	高等学校	2 仕組みの整備	(2)	通級は個別の対応が基本であるが、今後の展開においては新任の担当者であっても初動の助けとなる県のマニュアル作成が望ましい。	生徒一人ひとりと対応が個別に違うためマニュアルの作成は難しい状況があります。特別支援学校の高校巡回自立活動担当教員による高等学校への巡回支援の強化等でサポートしてまいります。
89	高等学校	2 仕組みの整備	(2)	「高等学校通級指導教室連絡会」にて研修、情報交流は大切ではあるが、通級のための組織づくりや書類にも統一様式がなく、実施校3校に試行錯誤させたのちに情報交換では進むべき方向(県の方針)が見えない。通級の定着や担当する後継者に苦戦している。通級を行うための教職員配置、分掌上の役割を明確に県が示すことが必要である。	「高等学校通級指導教室連絡会」や「高校における特別支援教育のあり方検討ワーキング」等で検討してまいります。教職員の配置や分掌上の役割については、より良い学校運営が進むよう研究してまいります。
90	高等学校	2 仕組みの整備	(2)	県の特別支援教育課高等学校の担当者が変わるたびに、通級の説明を実施校が行うことは負担である。実施校に頼りすぎないで欲しい。	引き続きを丁寧に行うなど、通級実施校に負担がかからないよう努めてまいります。
91	高等学校	2 仕組みの整備	(2)	特別支援学校自立活動担当教員は授業とその前後の計画、振り返りを含む余裕のある時間の枠組みで巡回できるよう支援学校側(管理職)に理解が必要。	各高校の支援ニーズが高まるなか、余裕を持った巡回支援を行うことは難しい状況ですが、可能な限り余裕のある時間の枠組みができるよう努めてまいります。
92	高等学校	2 仕組みの整備	(2)	「個別の支援計画」は高校に定着していないため、該当校によっては担当教員に負担が大きいです。現在の状況では支援学校巡回教員は「個別の指導計画」を中心となり作成して指示がほしい。	高校の教職員が作成しやすい「個別の指導計画」のあり方や作成のための研修実施など検討してまいります。

第3次長野県特別支援教育推進計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映対応(案)

No	目次	項目	該当箇所	いただいたご意見	計画(案)への反映対応(案)
93	高等学校	2 仕組みの整備	(3)	高校に進学する生徒には発達障がいと知的障がい併せ持つ生徒も在籍している。分教室進学か高校進学かを決定できずに時期を逃すと、選択肢は高校進学のみとなる。適切な進路とはいえないまま、ほぼ高校全入が可能となっている。知的なレベルの生徒にとつて将来につなぐと支援体制には大きく差が生じてしまう。特別支援学校分教室の入学者選考を高校入試の日程と合わせることも、また、高校不合格となった場合の受け皿としての分教室の考え方はないか。分教室が定員に満たない実態があることも含め、社会が障がいを持つ子どもを守る意味で、今後に期待する。	特別支援学校高等部への進学は、学校教育法施行令第22条の3に該当していることが前提であるため、高等学校との併願は想定していません。また、高等部入学に当たっては、合格発表後に特別支援学校教員の中学校訪問による支援情報への引き継ぎや、入学予定生徒の体験入学等を丁寧に行う必要があるため、現行の日程と合わせています。
94	高等学校	2 仕組みの整備	(3)	現在高校内に支援学校分教室を置いている5校は高校との連携のメリットがあるかまとめが必要である。	ここ数年は、新型コロナウイルスの影響で十分な交流学习の実施は、難しい状況にありましたが、少ない交流の中でも、互いを認め合い、多様性を認め合う気運は高まっています。今後の連携のあり方は「高校における特別支援教育のあり方検討ワーキングチーム」で検討し、協働的な活動をさらに推進してまいります。
95	高等学校	3 相談支援の推進	(1)	「障がいのある生徒への就労支援」とは、障がいの者手帳を取得した場合の就労と支援のネットワークを想定しているのか、高校では実習も訓練も授業で行うことができないうえに、本人に障がいの者就労の自己理解、認識をもつことは容易ではない(特に発達障がいによる精神障害者福祉手帳取得)。特別支援学校の進路指導とは別物である。特別支援学校進路指導の助言はいただいたとしても、あくまでも高校卒業生として福祉と連携することが求められる。ニーズのある生徒が多く在籍する高校には明確な専任CoOの配置が必要である。	特別支援学校からの助言も活用しながら、発達障がい支援センターや市町村福祉部局と連携し、希望する進路が実現するよう支援してまいります。特別支援教育コーディネーターの専任化については、直ちには困難ですが、国に対して引き継ぎ要望をしてまいります。生徒の状況によっては障がいの者手帳等の取得を勧めます。
96	高等学校	3 相談支援の推進	(1)	自立に向けた個々の対応やつなぎは個別対応であり連携も圏域を超える場合もある。その時々の特CoOや担任が苦勞して学びながらつなげてもらう学校としての継続にはなりにくい。高校で手帳利用の福祉的就勞を行うのなら、担当する教員の配置が必要。あるいは、頻繁なアセスメントの会議など学校を留守にしないで済むよう職員派遣が必要である。	全ての高校に担当教員の配置や職員派遣を行うことは困難な状況にあります。地区別特別支援教育協議会での福祉機関との連携強化に向けた検討、特別支援学校のセンター的機能を活用した教育相談の充実や指導事例の共有などを進め支援してまいります。
97	高等学校	3 相談支援の推進	(2)	「高等学校地区別特別支援教育協議会」にSC、SSW、サポマネ等の参画の他、地域との連携では市町村の参加が必要である。ただし、市町村により相談室などの所属は教育委員会、子ども課、福祉課など様々なため行政の判断で、要対協や、中学までの養育状況を把握している保健師など連携が可能な方の参加が望ましい。卒後の自立支援については確実に必要である。しかし、特CoOはSCの対応に加え新たな連携には専任が必要である。	ここ数年、地区別特別支援教育協議会にSSWや発達障がいサポート・マネージャーが参加する地区は増加してきています。好事例等を共有しながら、各学校において市町村と連携した支援会議が開催できるよう支援してまいります。特別支援教育コーディネーターの専任化は直ちには困難ですが、国に対して引き継ぎ要望をしてまいります。
98	特別支援学校	1 教育環境整備	(1)	特別支援学校の教育条件については改築だけでなく、過密過大による教室不足の現状を見ると新築の必要性もある。特別支援学校整備基本方針にある「市町村立特別支援学校の設立」を推進するということも大事だと思います。また、小規模分散化、地域化を進めてほしいと思います。	特別支援学校の老朽化等に伴う具体的視点に立った改築等は、教室不足の解消も含め計画的に進めてまいります。また、市町村立特別支援学校の設置については、Ⅱ-1-(1)「長野県特別支援学校整備基本方針」等に基づき長期的な視点に立った改築等に記載しましたとおり、地域におけるニーズや市町村のご希望を聞き取りながら、促進してまいります。

第3次長野県特別支援教育推進計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

No	目次	項目	該当箇所	いただいたご意見	計画(案)への反映対応(案)
99	特別支援学校	1 教育環境整備	(1)	<p>整備基本方針では、2070年までの児童生徒数の推移が示されているが、減少の見込みはなく、むしろさらに増加していくと見込まれている。また、整備基本方針で「本県の特別支援学校は、施設の老朽化とともに児童生徒数の増加に伴う狭隘化が課題となっており、これまで校舎の増築や特別教室の転用等で対応してきましたが、充実した学びを提供するため、教育環境の抜本的改善が必要な時期を迎えています」と指摘されています。もはや増築では課題解決は不可能であり、特別支援学校の新校設置を明確に打ち出す時期にきていると考える。</p> <p>国連障害者権利委員会の勧告で分譲教育の中止が要請されている。いまのスクワールバスで1時間間もかけて居住地域から離れた特別支援学校に通う実態は「分離教育」と言われても仕方ない状況でもある。より身近な地域で同年齢の友と学びあうこと、より身近な地域に自分に合った学びの場があることが必要で、長野県としてもその方向をめざしてほしい。そのために県立の特別支援学校もより小規模分散化していくこと、分教室ではなく、学校として設置していくこと。市町村立の特別支援学校についても、より身近な地域で一人ひとりに合った学びの場の保障という理念のもと、県から市町村に積極的に働きかけるとともに、十分な支援を行うことなど、方向性として示していくべき。</p>	<p>令和3年3月に策定した「長野県特別支援学校整備基本方針」において、校舎等の施設・設備や備品の整備の他、協働的な学びのための一定の集団規模の確保、多様な教育ニーズに応える教員の専門性の確保等の観点から、知的障がい特別支援学校については、県内すべての圏域に一定程度の対象が見込まれることから、各圏域に最低1校を配置、言・ろう・肢体不自由・病弱の特別支援学校は、障がい種ごとに東北信と中南信に1校を配置という方向を示しました。市町村立特別支援学校の設立については、地域におけるニーズや市町村のご希望を聞き取りながら、学習環境の充実への支援等も行い促進してまいります。いただいたご意見は、今後の事業実施段階において参考とさせていただきます。</p>
100	特別支援学校	1 教育環境整備	(1)	<p>特別支援学校の教育条件については改築だけでなく、過密過大による教室不足の現状を見ると新築の必要性もある。特別支援学校整備基本方針にある「市町村立特別支援学校の設立」を推進することも必要です。</p>	<p>特別支援学校の老朽化等に伴う具体的視座に立った改築等では、教室不足の解消も含め計画的に進めてまいります。また、市町村立特別支援学校の設置については、Ⅲ-1-1(1)「長野県特別支援学校整備基本方針」等に基づく長期的な視点に立った改築等に記載しましたとおり、地域におけるニーズや市町村のご希望を聞き取りながら、促進してまいります。</p>
101	特別支援学校	1 教育環境整備	(1)	<p>分教室では特別教室などの使用に制限があり、管理職や事務職員、養護教員などが配置されていないなどの教職員配置の課題もあるので早急に改善してほしい。</p>	<p>Ⅲ-1-1(1)「長野県特別支援学校整備基本方針」等に基づく長期的な視点に立った改築等に記載しました通り、緊急時の対応や保健行事等について、分教室設置校の協力を得ながら、課題に対応してまいります。</p>
102	特別支援学校	1 教育環境整備	(1)	<p>分教室については、特別教室などの使用に制限があること、管理職や事務職員、養護教員などが配置されていないなどの課題がある。これらの課題に対する改善の方向を盛り込んでほしい。</p>	<p>Ⅲ-1-1(1)「長野県特別支援学校整備基本方針」等に基づく長期的な視点に立った改築等に記載しました通り、緊急時の対応や保健行事等について、分教室設置校の協力を得ながら、課題に対応してまいります。</p>
103	特別支援学校	1 教育環境整備	(1)	<p>分教室について「小・中・学部分教室が各2教室」とあるが、学部分教室は小諸養護学校のゆめゆりの丘分教室、伊那養護学校の伊那分教室、長野養護学校の3教室あるはず。分教室の学習環境の整備について記載されているが、教職員配置の資弱も大きな課題である。管理職、事務職員、養護教諭が配置されていないことによっても、県と市の協働を進めてほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「分教室については、小・中学校に設置された小・中・学部分教室が各2教室、高等部分教室が8教室、その他にも本校から離れた他の特別支援学校等に設置された分教室があり、…」と修正します。</p> <p>ご意見を踏まえ、「…緊急時の対応や保健行事について、管理職や養護教諭が不在であるなど本校から離れた点も踏まえ学習環境の整備が必要」と修正します。</p>
104	特別支援学校	1 教育環境整備	(1)	<p>特別支援学校の地域化・小規模化を進めてください。市レベルに障害児教育のセンター的役割を担う特別支援学校がない地域には、学校の新設または分校の設置を計画的にすすめてください。併設校(分教室)については、地域の小中学校に併設する方式も検討してください。但し、併設する場合は予算を削減することを目的とした安易な併設ではなく、既存校のバリアフリー化を含め双方が十分に教育効果を高められるよう施設・設備を充実させてください。市町村への責任転嫁にならないよう、「市町村立特別支援学校の設立」でも県立でも、県と市の協働を進めてください。</p>	<p>令和3年3月に策定した「長野県特別支援学校整備基本方針」において、校舎等の施設・設備や備品の整備の他、協働的な学びのための一定の集団規模の確保、多様な教育的ニーズに応える専門性の確保等の観点から、知的障がい特別支援学校については、県内すべての圏域に一定程度の対象が見込まれることから、各圏域に最低1校を配置、言・ろう・肢体不自由・病弱の特別支援学校は、障がい種ごとに東北信と中南信に1校を配置という方向を示しました。市町村立特別支援学校の設立については、地域におけるニーズや市町村の希望を聞き取りながら、促進してまいります。</p>

第3次長野県特別支援教育推進計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映対応(案)

No	目次	項目	該当箇所	いただいたご意見	計画(案)への反映対応(案)
105	特別支援学校	1 教育環境整備	(1)	養護学校高等部専攻科の設置による教育年限の延長は強い願いです。また、文部科学省に対して、発達がゆっくりな子どもたちや障害のある子どもたちの義務教育年限延長の働き掛けを行っていただきたいと考えます。	専攻科課程の設置や就学期間の延長は困難ですが、すべての生徒が希望する進路を実現できるよう、一人ひとりのニーズに応じた支援に努めてまいります。
106	特別支援学校	1 教育環境整備	(1)	障害の早期発見・療育などと連携した養護学校幼稚部の設置についても、特別支援学校の地域化・小規模分散化と併せて検討してください。	養護学校幼稚部の設置については困難ですが、障がいの早期発見・療育などと連携した支援が地域において行えるよう、市町村等と連携を図りながら研修を進めてまいります。
107	特別支援学校	1 教育環境整備	(1)	県立こども病院の保育・療育・教育機能を充実させるために、現在の院内学級を改善し、幼稚部を併設した県立特別支援学校としてください。	現在、豊科南小学校と豊科南中学校に院内学級が設置され、児童生徒の病気の状況に合わせた教育が行われています。現状では県立こども病院内への県立特別支援学校の設置は困難ですが、院内学級への教員の複数配置等により教育水準が保てるよう努めてまいります。
108	特別支援学校	1 教育環境整備	(5)	働き方改革の推進のためには、まず教職員数増が不可欠。それなしでは分業も協業もありえない。最低限、標準法に沿った配置をする旨を明記すること。また、現在多くの学校で行われているスクールの添乗業務は本来教員の仕事ではないので、きちんと介助技師を配置すること。「教育業務支援員等の配置」とあるが、教育業務支援員だと教員も添乗しなければならぬので、介助技師の配置を明記すること。「介護休暇や育児休暇等の取得促進等に取り組みます」とあるが、現状では代替者がきちんと確保されないケースが多く、取得をためらう状況。職員が妊娠し、業務補助員の配置を求めても学校長からひとこととことめに「人が見つからないかもしれない」と言われる始末。安心して出産・育児ができる状況ではない。「取り組みます」という掛け声だけでなく具体策を合わせて明記すべき。	特別支援学校教員数の国標準法定数との乖離については、これまで計画的に解消に向け取り組んでまいりましたが、引き続き努力してまいります。また、代替者の確保についても、学校間の連携等により引き続き努力してまいります。
109	特別支援学校	1 教育環境整備	(5)	教職員の働き方改革の推進のためには教職員数増と抜本的な業務削減を行わない限り、超過勤務の問題は改善しないと考える。県として実効性のある取組を示してほしい。	ご意見の趣旨は、Ⅲ-1-(5) 質の高い授業を実現するための学校における働き方改革について記載しており、教職員数の国標準法定数との乖離解消や業務内容の見直し・削減等について、引き続き取り組んでまいります。
110	特別支援学校	2 専門性の強化	(1)	専門性の向上の項目にある「長野県特別支援学校教育成指目標兼セルフチェックシート」は、チェックシートの内容が一方的であり、見直しが必要である。	「長野県特別支援学校教育成指目標兼セルフチェックシート」については、教員一人ひとりが創意工夫しながら自分の目指す専門性が高められるよう、必要に応じて見直しをしてまいります。
111	特別支援学校	2 専門性の強化	(1)	繰り返しになりますが、多様な養護課題・ニーズを有し多様な障害のある子ども達を全人的に理解し受けとめ、適切な支援ができる専門職としての教職員の確保・育成は共通の課題です。そのために県として、何より教職員の自主的な学びを尊重し、教職員に対して時間と経済的な支援策を充実させることが求められます。安易なチェックシート、マニュアル、教育手法等の強要は徹に慎むべきものと考えます。	今後、事業実施の段階で参考にさせていただきます。

第3次長野県特別支援教育推進計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映対応(案)

No	目次	項目	該当箇所	いただいたご意見	計画(案)への反映対応(案)
112	特別支援学校	2 専門性の強化	(1)	「長野県特別支援学校教員育成指標兼セルフチェックシート」は項目が多く、チェックするごとに時間がかかって他の業務を圧迫する。また、項目が多い割には憲法や子どもの権利条約、障害者権利条約、子どもの発達など、特別支援学校の教員として知っておかなければならない項目が抜け落ちている。子どもたちととも活動する中で学びたいことはたくさんあるが、このセルフチェックシートでは、教員一人ひとりが創意工夫しながら自分の目指す専門性を高めることができず、セルフチェックシートの在り方を見直すとともに、教員の自主的・自発的な研修機会の確保、権利と責任の方向性を示してほしい。	Ⅲ-2-1 (1) に示しました通り、教員一人ひとりが創意工夫しながら自分の目指す専門性が高められるよう、県内外の実践から学ぶ場の提供を推進してまいります。「長野県特別支援学校教員育成指標兼セルフチェックシート」については、教員一人ひとりが創意工夫しながら自分の目指す専門性が高められるよう、必要に応じて見直しを行ってまいります。
113	特別支援学校	2 専門性の強化	(1)	「個別の指導計画」の様式が全県で統一され、幼児児童生徒の実態把握や指導内容や指導方法について理解が深まりつつあることとあるが、何を根拠に理解が深まりつつあるのか。現場では複雑な様式に合わせて個別の指導計画を作成することへの困難さ、構式や入力方法を覚えることに時間と力を注ぎ、実態把握や指導内容・方法の理解に結びついていないのではと思えない。システム自体も使いづらく、入力している行しか表示されないため、記述時には個別の指導計画の全体像が見えない。つまり、子どもたちの全体像が見えない。現状とところか、逆に子どもたちの実態を捉えづらくしている。こんなに評判の悪い施策は珍しい。現状と課題が正確に捉えられていないと、取組の方向性も見えてこない。この部分については記述の見直しが必要。	「個別の指導計画」統一版を作成することにより、円滑な作成や引継ぎ、教師間で共通認識した支援の実施等が期待され、児童生徒の実態把握や指導内容、指導方法について、学習指導要領を踏まえた個々の教育的ニーズにきめ細かに対応していくことができると考えます。引き続き、児童生徒の願いを大切にしながら、個に応じた支援ができるよう取り組んでまいります。
114	特別支援学校	2 専門性の強化	(1)	特に行動支援に関わる「認知行動療法」や「応用行動分析」などのマニュアルだけが先行し、行動変容だけを求める方法を安易に教師に押しつけることのないように願います。子ども全体の像を見てその発達を促す教育と子ども観・子ども理解こそ高度な専門性であると思います。	ご意見をいただきました事項は、今後、事業の実施段階で参考にさせていただきます。
115	特別支援学校	2 専門性の強化	(1)	特別支援学校の専門性向上について、計画では「教育相談、行動支援、ICT活用等の分野別のリーダ教員」を配置し「全県で統一した専門性の高い支援の実現」とあるが、特別支援学校の教員の専門性は、一人一人の子どもの実態を見極め、発達を促す支援の方向を集団的に検討していくなかで養われるものではないか。子どもに応じた豊かな教育実践を展開できる自由な研修体制が必要。	特別支援学校においては支援ニーズが高度化・多様化しており、本県がこれまでに大切にしてきた児童生徒の興味関心に根ざした支援について、個のニーズに応じて特定の専門性が高い分野による支援も合わせ取り組んでまいります。
116	特別支援学校	2 専門性の強化	(1)	現状と課題、並びに取組の方向性が全体に関わり、理解できないことが多々あります。口頭で資料提供を含めお願い致します。中でも、全体を通して強調されている用語は「行動支援」「ICT活用」「全県で統一したOO」などです。「行動支援」とは何を指すのでしょうか。もし、特定の教育手法であるならば、その教育的評価は定まっているのでしょうか。県教委が組織を挙げて特定の教育手法を指定し、全県に広げようとしていることは何を意味するのでしょうか。ICTについて、その有効性、将来的な可能性は認められますが、現時点で全ての子ども達の教育にとっても有効だと言えるのでしょうか。心理・精神的な発達、健康面などでの課題は明らかにされているのでしょうか。ましてや、様々な実態を脳に置いて、すべての子どもたちの「個別の指導計画」に活用を義務付け、さらに、成果指標(17ページ)とするなどには二重三重の疑問を感じます。	行動支援とは、行動面に困難のある子どもたちにも、その子どもにも応じた様々な支援を行うことで、子どもたちの主体性や社会性を育むもので、全国で広く行われています。また、ICTについては児童生徒の自立と社会参加に向けた情報保障を含め、個別最適な学びの充実にとっても必要なものと考えております。どの子どもにもICT活用の可能性を検討することはとても大切であり、ICTの個別の指導計画への位置づけを指標としました。いただきましたご意見については、今後、事業実施の段階で参考にさせていただきます。

第3次長野県特別支援教育推進計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映対応(案)の考え方の考え方

No	目次	項目	該当箇所	いただいたご意見	計画(案)への反映対応(案)
117	特別支援学校	2 専門性の強化	(1)	「専門性サポートチーム」の機能向上として行動支援とICT活用が強調されているが、多岐にわたる特別支援教育の専門性のなか、なぜこの2つなのか。この推進計画の基本的な方向と目標(2ページ)には「子どもたちを取り巻く環境は大きく変化し、抱える困難はますます多様化・複雑化しています。このような状況にあっても、児童生徒一人ひとりが自分のよさや可能性を認識し、多様な人々と協働しながら主体的に活動し、豊かな人生を切り開いていけるよう、特別支援教育に関する学びの充実とそれを支える学習環境の整備が一層必要となっておりまます」とある。多様化する困難に対する多様なアプローチが必要となることとを求めているのに、なぜ教員の専門性を統一し、多様性を奪うのか。この項目に関しては本推進計画の基本的な方向を否定するものであり、根本から見直す必要がある。	特別支援学校においては支援ニーズが高度化・多様化しており、本県がこれまでに大切にしてきた児童生徒の興味関心に根ざした支援について、個のニーズに応じて特定の専門性が高い分野による支援も合わせ取り組んでまいります。
118	特別支援学校	2 専門性の強化	(1)	【学びを支える専門性の向上について】 ・医療的ケアの重要性や個別の支援へのニーズが高まる中、教職員の専門性を活かした支援が必要であり、そのため研修は必要であると考え。 そのような中で、訪問教育、養護教諭、生徒指導だけでなく、栄養教諭(管理栄養士)の食支援における専門性も重要であることから、「医療的ケア、訪問教育、進路指導、養護教諭、生徒指導、栄養教諭等・・・」の文言を加えていただきたい。	ご意見の趣旨を踏まえ、「栄養教諭等」の文言を追加いたします。
119	特別支援学校	2 専門性の強化	(1)	寄宿舎の役割として、「通学保障だけでなく社会的自立を目的とした利用」を加えたことは評価できます。しかし、17ページに示される取り組みだけで支援力の向上は望めません。せめて、法を順守した教員数を確保し、実態に応じた加配を検討することが必要です。	今後、事業実施の段階で参考にさせていただきます。
120	特別支援学校	2 専門性の強化	(1)	計画的に増員してきた自立活動担当教員だけでは、まだ教員数が不足しています。定数との乖離を少なくしていく方向も示してほしいと思います。 専門性とは、子どもの人権を守る立ち場になったからこそ生きている行動を制限したり変化させたりするものではありません。子どもの人権を尊重し、その成長発達を支援するための専門性には、人権教育を必ずいれてほしいと思います。	特別支援学校教員数の国標準法定数との乖離解消については、これまで計画的に取り組んでまいりましたが、引き続き努力してまいります。 子どもの人権を尊重しその成長発達を支援する人権教育は、特別支援教育に限らずすべての教育の基盤になると考えます。各種研修等において、学校及び地域における人権教育を引き続き推進してまいります。
121	特別支援学校	2 専門性の強化	(1)	17ページの下に「個別の指導計画に、個に応じたICT活用が位置づけられている児童生徒の割合を、令和4年(73%)から5年後に100%へ」という成果指標を掲げているが、あくまでも手段であるべきはICT活用が目的化しており、この点は改善をすべきだと思う。	ICTについては児童生徒の自立と社会参加に向けた情報保障を含め、個別最適な学びの充実に必要なものと考えております。どの子どもにもICT活用の可能性を検討することは大切であり、ICTの個別の指導計画への位置づけを指標としました。

第3次長野県特別支援教育推進計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

No	目次	項目	該当箇所	いただいたご意見	計画(案)への反映対応(案)
122	特別支援学校	2 専門性の強化	(1)	R9年に100%とあるが、家庭によっては小学部低学年のうちからタブレット端末に馴染ませることに抵抗があるご家庭もある。実際、すでに保護者からそのような意見も受けている中で、個別の指導計画にICT活用を位置づけていくことは、保護者と担任を分断させることにつながる。一つのツールであるはずのICT機器が、使用すること自体が目的化し、本来の個に応じた支援がゆがめられることはあってはならない。100%の教員目標は見直すべき。	ICTについては児童生徒の自立と社会参加に向けた情報保障を含め、個別最適な学びの充実に必要なものと考えております。どの子どもにもICT活用の可能性を検討することは大切であり、ICTの個別の指導計画への位置づけを指標としました。
123	特別支援学校	3 キャリア教育・交流及び教頭学習・生涯学習	(1)	卒業後の多様な自立に向け、性教育や主権者教育なども豊かな人生を送る上で必要な内容である。しかし現在は、就労にむけた「ワークキャリア」に偏重したキャリア教育が行われがちである。高等部卒業時に一般企業が福祉事業所への就労しか選択肢が実質的にはないが、障害があるからこそゆとりくくり学ぶ必要があるのではないか。教育年限を延長して学びの場を保障するため、高等部専攻科の設置が必要だと思ふ。生涯学習だけでなく、知的障害特別支援学校の高等部専攻科設置に向けた取り組みも示してほしい。	各特別支援学校においては、就労に偏重したキャリア教育ではなく、性教育等児童生徒の実態に応じたキャリア教育がなされていると認識しております。就学期間の延長や専攻科課程の設置は困難ですが、すべての生徒が希望する進路を実現できるような、一人ひとりのニーズに応じた支援に努めてまいります。
124	特別支援学校	3 キャリア教育・交流及び教頭学習・生涯学習	(1)	地域人材の掘り起こしがなかなか困難な状況。例えば、県立大学の児童生徒などは検討できなにか、学生が一定期間活動に参加し、特別支援学校の児童生徒とかわるような取り組みがなくてもよいのでは。	ご意見をいただきました事項は、今後、事業の実施段階で参考にさせていただきます。
125	特別支援学校	3 キャリア教育・交流及び教頭学習・生涯学習	(1)	特別支援学校高等部卒業生の進路として就労しか示されていない、進学についても触れるべき。「働きたい」という意欲だけでなく「もっと学びたい」「進みたい」という意欲を育てることも大事なのではないかと。実際にそのような思いをもった生徒がいたとしても、選択肢として進学がない現状の中、希望の進路や夢をあきらめらることになってしまうのではないだろうか。知的障がいのある生徒は、ゆとり時間をかけて学ぶ必要があり、諸外国では教育年限が延長されている。就労だけでなく進学という選択肢や、高等部専攻科の設置に向けた取り組みを明記すべき。	ご意見の趣旨を踏まえ、現状と課題に「高等部卒業生の進路先は、約7割が社会福祉施設等で、約3割が一般就労で推移している」の後に「また、少数ではあるが進学する生徒もいる」を追加します。なお、就学期間の延長や専攻科課程の設置は困難ですが、すべての生徒が希望する進路を実現できるような、一人ひとりのニーズに応じた支援に努めてまいります。
126	特別支援学校	3 キャリア教育・交流及び教頭学習・生涯学習	(2)	橋定の内容が企業に準ずることが学校が職業訓練校になつてしまう恐れがあります。高等部の3年間は障害があるが故にゆとりくくり学べばいいとばかり学ばせようとする卒業後は、就労を目指すとは決めたのは偏っています。就労支援の充実には、就労移行支援の充実と重なり福祉型専攻科の開設に向けての努力をしてほしいと思います。	技能検定は、生徒の「働きたい」という意欲を育て「働く力」を高めるためキャリア教育として実施しております。また、専攻科課程の設置は困難ですが、すべての生徒が希望する進路を実現できるような、一人ひとりのニーズに応じた支援に努めてまいります。福祉型専攻科は民間の取組と認識しております。
127	特別支援学校	3 キャリア教育・交流及び教頭学習・生涯学習	(2)	企業就労が重視されているが、福祉就労を含めて、生徒本人の願いを中心に置いた進路指導や地域との連携を重視した取り組みが必要である。	ご意見の趣旨は、「Ⅲ-3-(2) 生徒が希望する進路を実現できる支援の充実」に記載しておりますが、生徒が希望する進路が実現するよう、在学中から関係機関との連携を進めてまいります。

第3次長野県特別支援教育推進計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映対応(案)

No	目次	項目	該当箇所	いただいたご意見	計画(案)への反映対応(案)
128	特別支援学校	3キャリア教育・交流及び教育頭学習・生涯学習	(2)	特別支援学校高等部卒業生の企業就労率を、令和3年の29.4%から令和9年には32.4%にするという「成果指標」を挙げているが、指標に近づけるために無理な進路指導が行われる懸念がある。進路指導はあくまでも、生徒本人の思いや願いに沿って進められるべきで、企業就労率の向上を目標にした指導にならないようにするべきである。	一般就労を希望する生徒の願いが実現するよう支援することは大切であると認識しており、ご意見をいただきました事項は、今後、事業の実施段階で参考にさせていただきます。
129	特別支援学校	3キャリア教育・交流及び教育頭学習・生涯学習	(4)	目指す姿 第3次計画は「〇在学中から地域とつながる取組が進み」とありましたが、第3次計画では「生涯にわたり構築するための学習が充実」とされ、在学中からの地域とのつながりについては後述しているように感じます。とても重要なことだと思えますが、いかがでしょうか？	ご意見の趣旨は「地域の友との交流や、社会とのつながりを生涯にわたり構築するための学習の充実」に含まれていると考えますが、卒業後も得意なことや興味のある活動を地域の中で続けることができるよう在学中からの活動の充実を図ります。
130	特別支援学校	3キャリア教育・交流及び教育頭学習・生涯学習	(4)	目指す姿では、「前略 卒業後も得意なことや興味のある活動を地域の中で続けることができる。」とあるが、現状と課題では、障がい者のスポーツや文化芸術については何らの記述がありません。 県では、2028年の第27回全国障害者スポーツ大会に向けて、「みらいアスリートディレクター」2名を配置し、特別支援学校での体験会の開催など、選手の育成・発掘を進めています。2028年に向けたこうした取組についての記述が何もないのは理解できません。 また、取組の方向性では、障がい者スポーツや文化・芸術についての記述はありませんが、現状・課題認識について何も明らかにすることとすることなく、取組の方向性を示すこととすることも違和感・疑問があります。 特別支援学校の生徒の社会的自立を進める上で、障がい者スポーツや文化・芸術の役割は重要だと考えますが、県教委はどう考えているのか、現状と課題に項目を設けてお示しいただきたいと思えます。	ご意見の趣旨を踏まえ、現状と課題に「通常の授業や行事等において、スポーツや芸術文化に親しむ機会が年々増加してきている。例えば特別支援教育関係団体主催のバスケットボール交流会への参加や作品展への出展であるが、卒業後の活動は限られたものになる傾向がある」を追加します。
131	特別支援学校	3キャリア教育・交流及び教育頭学習・生涯学習	(4)	「・地域のスポーツや文化芸術活動、教養教室や地域づくり等の生涯学習についての関係機関(公民館、図書館、生涯学習センター、地域の団体、サークル等)以下略」と、関係機関にはスポーツはなく、また県の関係組織には障がい者支援課が入っていません。記載すべきと考えます。	ご意見の趣旨を踏まえ、関係組織に「障がい者支援課」を追加いたします。
132	特別支援学校	3キャリア教育・交流及び教育頭学習・生涯学習	(4)	「2028年に本県で開催される全国障害者スポーツ大会を契機として、関係機関と連携して体験会などの学習機会を創出します。」とありますが、全国障害者スポーツ大会を契機にして特別支援学校が行うことが、「関係機関と連携して」、「体験会等の学習機会を創出」だけではあまりに不十分ではないでしょうか？ 2028長野大会は障がい者スポーツ、特に特別支援学校におけるスポーツの様々な課題を克服するチャンスです。スポーツを通じて特別支援学校生徒の社会的自立を推進するため、少なくとも、「外部人材を活用し、在学中から様々なスポーツを体験するとともに、卒業後も継続して身近な地域で健常者とともにスポーツを楽しめるよう関係機関と連携して取り組みます」と明記してほしいと思います。 特別支援学校卒業後の社会的自立を推進するために、障がい者スポーツや文化・芸術が果たしている役割を認識いただくとともに、本県の現状や課題を整理し、「取組の方向性」では、2028長野大会を契機にした充実した取り組みが行われるよう、具体的な施策を計画に位置付けることを切望します。	ご意見の趣旨を踏まえ、Ⅲ-3-(4)の三つ目の・を「在学中から様々なスポーツを体験するとともに、卒業後も継続して身近な地域で健常者とともにスポーツを楽しくめるよう、外部人材も活用し関係機関と連携して取り組みます。また、2028年に本県で開催される全国障害者スポーツ大会を契機とした体験会等を通して、スポーツに触れる機会を創出します」と修正します。



第3次長野県特別支援教育推進計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映対応(案)

No	目次	項目	該当箇所	いただいたご意見	計画(案)への反映対応(案)
133	特別支援学校	3 キャリア教育・交流及び教頭学習・生涯学習	(4)	「スポーツ」の「楽しさ」「おもしろさ」をぜひ幼少期(特別支援学校小学部)の教育プログラムで充実してください。 健康者が、余暇活動として、スポーツや、娯楽や生きていく上での生活の豊かさを求めるよう、障がい児生も生活の豊かさを求めることは当然の権利だと思います。 スポーツがもたらすものは、とりわけ障がい児生にとっては、「傷病のリハビリテーション」、「運動機能の改善」、「目標達成感による自己肯定からくる自立(自律)」等が見込まれると思います。 健常児生の運動(スポーツ)ばなれ同様、障がい児生の運動(スポーツ)離れもあります。特別支援教育における「遊戯」及び「スポーツ」カリキュラムの充実を望みます。「運動」「スポーツ」をした、続けたいという「気持ち」を教育環境の中で根付かせてください。	ご意見をいただきました事項は、今後、事業の実施段階で参考にさせていただきます。
134	特別支援学校	4 センター機能	(1)	ICT活用や行動支援に関して、第2章 Ⅲ-2 取組の方向性(1) 学びを支える専門性の向上(16ページ)と同様の意見。 「専門性サポーターチーム」の機能向上として行動支援とICT活用が強調されているが、多岐にわたる特別支援教育の専門性のなか、なぜこの2つなのか。この推進計画の基本的な方向と目標(2ページ)には「子どもたちを取り巻く環境は大きく変化する、抱える困難はますます多様化・複雑化しています。このような状況にあっても、児童生徒一人ひとりが自分のよさや可能性を認識し、多様な人々と協働しながら主体的に活動し、豊かな人生を切り分けていけるよう、特別支援教育に関する学びの充実とそれを支える学習環境の整備が一層必要となっております」とある。子どもたちには多様な人々と協働しながら主体的に活動することを求めているの、なぜ教員の専門性を統一し、多様性を奪うのか。この項目に関しては本推進計画の基本的な方向を否定するものであり、根本から見直す必要がある。	特別支援学校においては支援ニーズが高度化・多様化しており、本県がこれまでに大切にしてきた児童生徒の興味関心に根ざした支援について、個のニーズに応じて特定の専門性が高い分野による支援も合わせ取り組んでまいります。
135	地域連携・教育支援	1 地域連携による支援の充実	(1)	目指す姿、現状と課題のどちらにも「保育」の課題が抜け落ちていきます。取組の方向性に「幼保」との言葉が与えられるだけでなく、学校教育以上に日本の保育における障害のある子を含めた様々な支援を必要とする子どもたちのための条件整備は驚くほど遅れています。園の定員は4〜5歳児で30名、保育士は1人で、非正規職員が多数です。幼児期からの共に学ぶ・遊ぶ体制づくりは急務です。(22ページ)	ご意見の趣旨を踏まえ、IV-1の現状と課題に「幼稚園や保育所等には、特別な教育的支援が必要な幼児が在籍し、障がいのある幼児への支援方法や保護者への対応方法に關する助言や支援が求められている」を追加します。また、取組の方向性(1)二つ目の「信州幼児教育支援センターとの連携に加え、「また、特別支援教育推進員による保育所等への訪問により、特別支援教育に關する具体的な支援方法等について助言します」を追加します。
136	地域連携・教育支援	1 地域連携による支援の充実	(1)	聴覚障がい教育領域における支援対象児の実態把握を進め、教育的ニーズに応じた早期支援につなげるシステムの運用はとも効果的だと思います。(難聴児につきましては、小中学校でも悉皆調査を実施していると認識しております。)同様に、視覚障がい領域においても支援の対象となる幼児児童生徒の実態把握及び迅速な取組につなげるような悉皆調査のシステムづくりが必要だと強く思っております。より早期からの教育的支援が必要かつ効果的であることを考えると、健康・疾病対策課(各市町村の保健師との連携)による乳幼児期の実態把握調査を実施し、そして特別支援教育課(高校教育課)による小、中、高、特別支援学校の実態把握調査と、松本盲学校との情報共有のシステムづくりについて検討を進めていただきます。視覚に困難のある乳幼児、児童、生徒のみならずそのご家族のみならず、少しでも早く教育的ニーズに応じた相談支援につながることをできるように、実態把握のシステムづくりにつきましては、私達盲学校関係者も特別支援教育課や保健・疾病対策課と一緒にご一緒に、具体的な方法等について研究・検討させていただければ存じます。何卒よろしく願い申し上げます。	視覚障がい教育における早期支援の重要性は、十分認識しております。今後、実態の把握や盲学校間の情報共有について、関係課とともに検討をすすめてまいります。

第3次長野県特別支援教育推進計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映対応(案)

No	目次	項目	該当箇所	いただいたご意見	計画(案)への反映対応(案)
137	地域連携・教育支援	1 地域連携による支援の充実	(1)	障害児世帯に広がる「貧困」等に対し、支援体制を充実させることが必要です。また、保護者に対し、子育てや様々な福祉制度の利用などについて学びあいの機会を提供するとともに、支援を必要とする保護者に対しては専門職（S/Wほか）による具体的な支援を提供する体制が必要です。	貧困に係る支援体制について本計画案に記載することは困難ですが、関係機関との連携を強化する中で、保護者への専門職による支援が提供されるよう取り組んでまいります。
138	地域連携・教育支援	1 地域連携による支援の充実	(2)	特別な支援を要する子どもたちが、「個別の教育支援計画」に基づいて継続的に相談・支援を受けられることが理想だが、学校卒業後などに連携体制が途切れてしまいがち。市町村の相談センターが継続的にかかわられるような仕組みが必要である。	ご意見の趣旨は、「IV-1-(1)医療・保健・福祉・労働・福祉・労働・教育等の案系機関の協働による支援体制の強化、(2)ライフステージ間の接続に当たっての確実な支援情報への移行」に記載しておりますが、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた関係者間の支援の引継ぎができるよう、取り組んでまいります。
139	地域連携・教育支援	1 地域連携による支援の充実	(2)	「ライフステージを通して切れ目のない支援を行うため、『個別の教育支援計画』…」(22ページ現状と課題)この文章に違和感を感じます。全体を通じて、「支援してやる側の視点」で書かれています。学校のときは、教育支援計画で、卒業後は教育が取れて「個別の支援計画（生活するための）」に移ります。災害時にも独自の「支援計画」があります。教育を受けること、人として発達すること、生きること、これらは「権利」です。計画の主体者は支援を必要としている子どもたちであり、障害のある当事者たちです。こうした視点から、支援計画そのものを見直していただきたいと思えます。同じように、引き継ぐ時も、記録や記載事項の何を残して引き継ぐのかが原則的には本人が選択すること、必要に応じて保護者や専門職がそれを手助け（支援）することで行なわれます。その仕組み作りを提起していただきたいと思えます。	ご意見の趣旨を踏まえ、「また、支援を引き継ぐ際には、児童生徒本人や保護者の意見も大切にし、関係者で十分共通理解を図れるよう取り組みます」を追加します。また、いただいたご意見は、今後「個別の教育支援計画」等を見直す際の参考にさせていただきます。
140	地域連携・教育支援	2 教育支援	(1)	どの市町村においても、教育的ニーズに適した就学先が保障されることを希望する。入学前に就学判断を受けたが、判断通りの障害種の学級がなく、違う障害種の特別支援学級に入級させるを得ないケースがある。専門的な教育が受けられないことになり、合理的配慮の提供としての面でも問題である。	ご意見をいただきました事項は、今後、事業の実施段階で参考にさせていただきます。
141	地域連携・教育支援	2 教育支援	(1)	県下のどの市町村においても、教育的ニーズに適した就学先が保障されることを希望する。入学前に就学判断を受けたが、判断通りの障害種の学級がなく、違う障害種の特別支援学級に入級させるを得ないケースがある。専門的な教育が受けられないことになり、合理的配慮の提供としての面でも問題である。	ご意見をいただきました事項は、今後、事業の実施段階で参考にさせていただきます。
142	地域連携・教育支援	2 教育支援	(1)	特別な支援を要する子どもたちが、「個別の教育支援計画」に基づいて継続的に相談・支援を受けられることが理想だが、学校卒業後などに連携体制が途切れてしまいがち。市町村の相談センターが継続的にかかわられるような仕組みが必要である。	ご意見をいただきました事項は、今後、事業の実施段階で参考にさせていただきます。
143	地域連携・教育支援	2 教育支援	(2)	連絡調整をする特別支援コーディネーターが担任兼務では強化できないと思います。学級定数の引き下げ、教員を増やすことで人材を確保し、コーディネーターの専任化が求められます。	特別支援教育コーディネーターは、教員や保護者、地域などの連絡調整に当たり、校内の支援体制を構築する上で重要な職務を担っていることを認識しています。厳しい財政状況下であり、専任のコーディネーターの配置は直ちに困難ですが、子どもたちにとって望ましいあり方方を検討するとともに、特別支援教育の充実に向け加配を固に要望してまいります。
144	地域連携・教育支援	2 教育支援	(2)	研究のための研究に陥らないようにしてほしいです。ある学校だけに研究を押しつけて、うまくいかなかった事例も含めて検討して、柔軟な学びの場の見直しを建設的に進めてほしいと思います。	ご意見をいただきました事項は、今後、事業の実施段階で参考にさせていただきます。

第3次長野県特別支援教育推進計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映対応の考え方

No	目次	項目	該当箇所	いただいたご意見	計画(案)への反映対応(案)
145	地域連携・教育支援	3 理解啓発	(1)	国連・障害者権利委員会の総括所見(勧告)で指摘された「障がいの社会モデル、人権モデル」を24ページの現状と課題の語句「障がいの社会モデル」と差し替えてください。	ご意見の趣旨を踏まえ、IV-3の現状と課題一つ目の・に「また、地域全体が一人ひとりの人格や権利を尊重して、多様性を包み込む社会に変容していくことが必要」を追加します。
146	地域連携・教育支援	3 理解啓発	(1)	社会的障壁を取り除くために障がいのある人も一緒に地域で学び暮らせる社会の実現のために努力していきましょう。そのためには、常に当事者からの願いやニーズを聴く窓口を設け、丁寧に対話を重ねていくようにしていきましょう。先にも「建物や器」があるのではなく、ニーズにあったものを創造していく方向で地域連携室や交流ゾーンを設置してほしいと思います。	ご意見をいただきました事項は、今後、事業の実施段階で参考にさせていただきます。
147	その他			概要表に「保育・療育」を入れていただきたいと思いますが、この表を生かすとするならば、IVの1の(1)の中でしょうか。	概要表については、各項のタイトルをまとめておりますので、掲載は困難ですが、IV-1-(1)の現状と課題において「幼稚園や保育園等には、特別な教育的支援が必要な幼児が在籍し、障がいのある幼児への支援方法や保護者への対応方法に関する助言や支援が求められている」を追加します。
148	その他			全体を通して、前回は指摘しましたが、高等教育の課題が抜け落ちています。県立大学をはじめ県内の高等教育諸学校と連携し、障害があることにより支援が必要な学生の学びを保障する体制の整備を加えてください。	現在、県内の特別支援教育に係る大学や高等専門学校と連携し、各種研修会における講師や、障がいのある児童生徒への支援機器の開発等を行っています。ご指摘のとおり、高等教育においても、配慮が必要な学生の学びの保障は必要でありますので、今後の施策の参考にさせていただきます。
149	その他			検討スケジュールでは11月に「関係団体へ意見聴取」とされていましたが、どの団体にお聞きになったのでしょうか？ 当協会には意見照会がありませんでしたが、当協会が「関連団体」として位置づけられなかったのはなぜでしょうか？意見照会をする団体とそうでない団体との基準をお示しいただきたいと思えます。	障がい関係団体等から意見聴取をさせていただきましたが、すべての団体からというわけにはいきませんでしたので、今後は様々な機会をとらえ広く意見を伺ってまいります。